

令和 8 年度

第 448 回山口地方最低賃金審議会

令和 8 年 7 月 6 日（月）14 時 30 分から
山口地方合同庁舎 2 号館 5 階共用会議室

議 題

1 令和 8 年度の山口県最低賃金の改正等について

- （１）山口県最低賃金の改正決定について（諮問）
- （２）山口県最低賃金の専門部会の設置について
- （３）山口県特定最低賃金の改正決定等について（諮問）
- （４）山口県特定最低賃金の決定について（諮問）
- （５）山口県特定最低賃金の専門部会の設置について
- （６）審議会の日程について

2 その他

資 料 目 次

- 1 第 58 期山口地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 中央最低賃金審議会への「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）」（写）
- 3 令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理
- 4 令和 8 年春季賃上げ要求・妥結状況
 - (1) 令和 8 年春季賃上げ要求・妥結状況（第 2 回集計）【山口県産業労働部】
 - (2) 2026 春季生活闘争 賃金改善回答集計【連合山口】
 - (3) 各機関別集計状況
- 5 経済資料
 - (1) 山口県金融経済情勢（2026 年 7 月）【日本銀行下関支店】
 - (2) 法人企業景気予測調査結果（令和 8 年 4 月～6 月期）
【財務省中国財務局山口財務事務所】
 - (3) 山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き
-毎月勤労統計調査地方調査結果-令和 8 年（2026 年）4 月分
【山口県総合企画部】
 - (4) 山口市消費者物価指数（令和 8 年 5 月）【山口県総合企画部】
 - (5) 山口県内の雇用情勢（令和 8 年 5 月）【山口労働局職業安定課】
- 6 関係団体からの要請書
 - (1) 山口県の地域別最低賃金額の大幅な引上げと中小企業・小規模事業者支援策の拡充、全国一律最低賃金制度への検討を求める会長声明（山口県弁護士会）
 - (2) 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請（山口県労働組合総連合）
- 7 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明・申出書（写）
- 8 特定最低賃金申出書形式審査一覧表
- 9 (1) 山口地方最低賃金審議会運営規程
(2) 山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程

※【 】は、資料出所を記載

第58期 山口地方最低賃金審議会委員名簿 (任期 令和7.4.22～9.4.21)

区 分	ふ り が な 氏 名	現 職
公 益 代 表 委 員	いし い ゆ り 石 井 由 理	国立大学法人山口大学名誉教授（前副学長）
	いま さき みつ とも 今 崎 光 智	弁護士
	こ ばやし とも のり 小 林 友 則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	じん ぼ かず ゆき 神 保 和 之	元山口朝日放送(株)常勤監査役
	なん ば とし みつ 難 波 利 光	周南公立大学人間健康科学部教授
労 働 者 代 表 委 員	かわ の ひで き 川 野 英 樹	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	くら しげ り か 倉 重 里 加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	とも ざわ つよし 友 澤 剛	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部事務局長
	ふじ おか しん ご 藤 岡 慎 吾	U Aゼンセン山口県支部主任
	みなと けい すけ 港 圭 介	マツダ労働組合 執行委員 職場活動局室長
使 用 者 代 表 委 員	くら ふじ とも あり 藏 藤 共 存	山口県商工会連合会専務理事
	こん どう かず ひこ 近 藤 和 彦	山口県中小企業団体中央会専務理事
	しま もと けん じ 嶋 本 健 児	下関商工会議所専務理事（兼） 山口県商工会議所連合会専務理事
	なか むら まさこ 中 村 眞佐子	中村建設株式会社取締役
	みや もと みち ひろ 宮 本 道 浩	山口県経営者協会専務理事

(敬称略、50音順) 8.6.29)

写

厚生労働省発基 0626 第 1 号
令和 8 年 6 月 26 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 上野 賢一郎

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、との意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと、との意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のA B C区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のA B C区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の 60%や平均値の 50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4（1）及び（2）について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料 1

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点を踏まえて、最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日から大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について

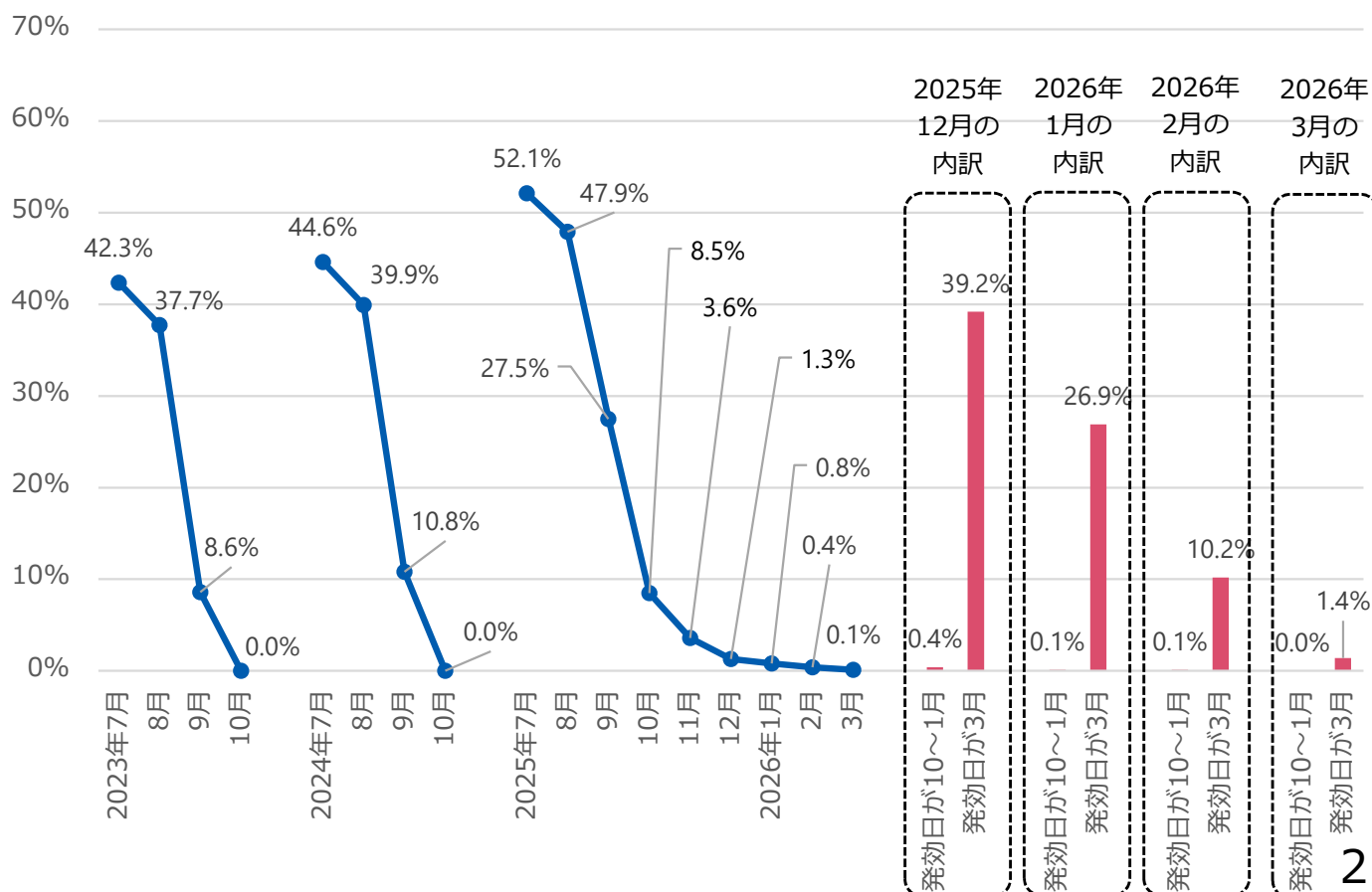
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料2

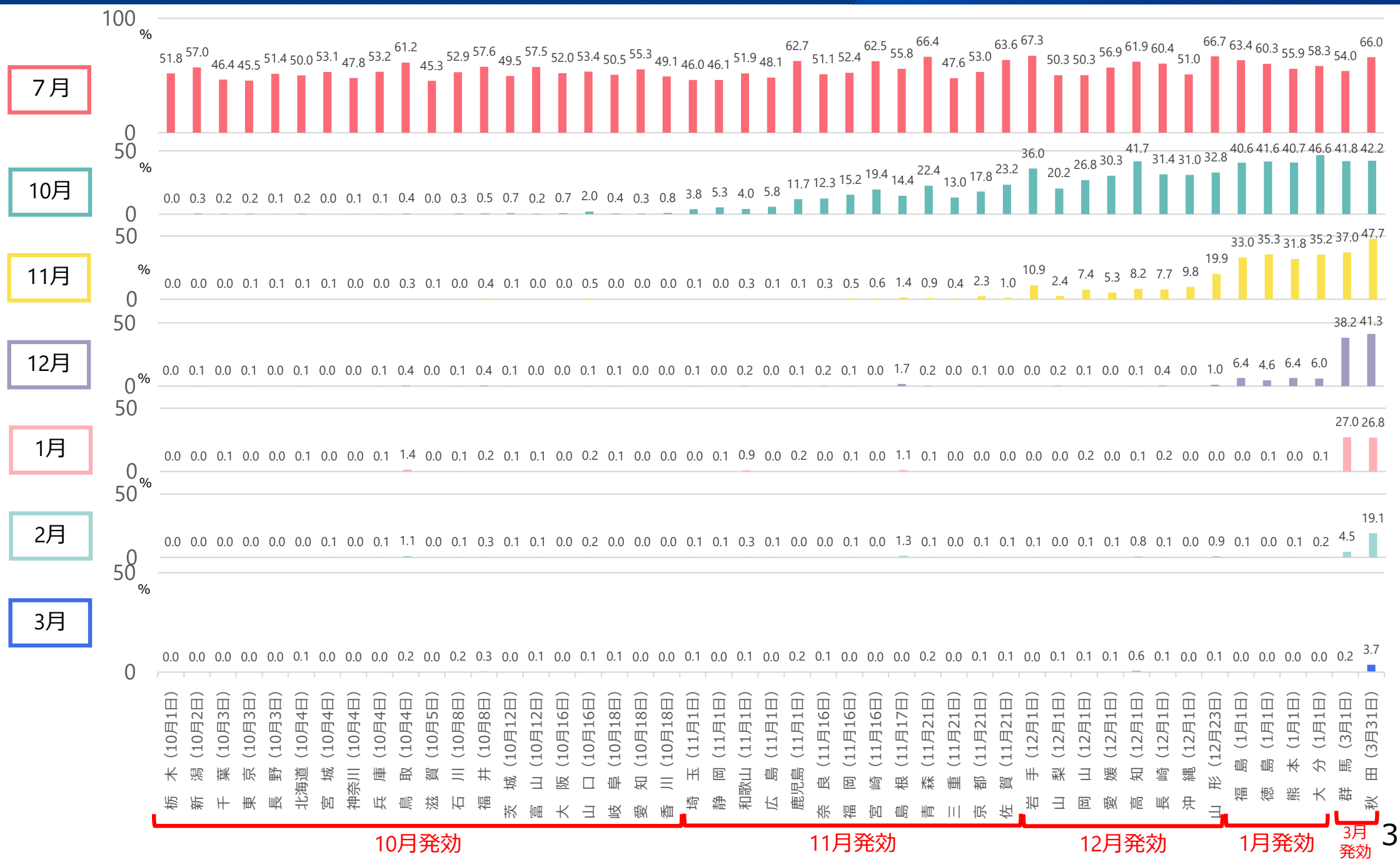
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合（全国）の推移



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



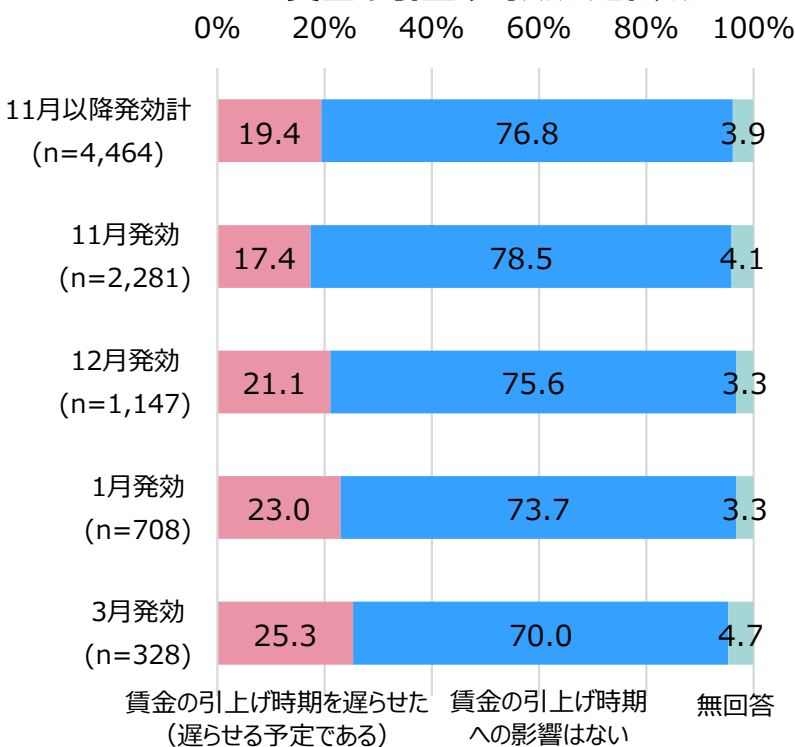
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

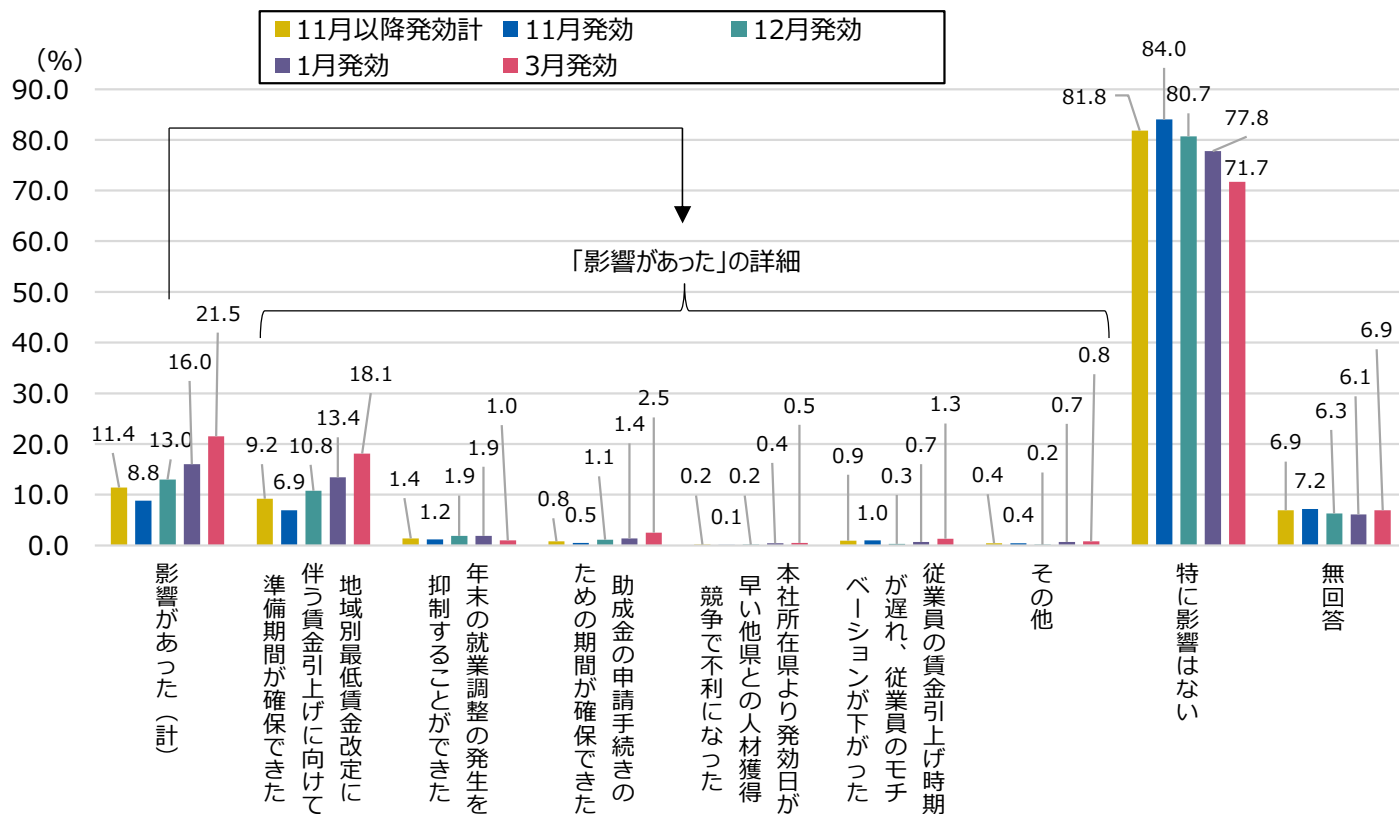
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所）JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、
⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きい（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

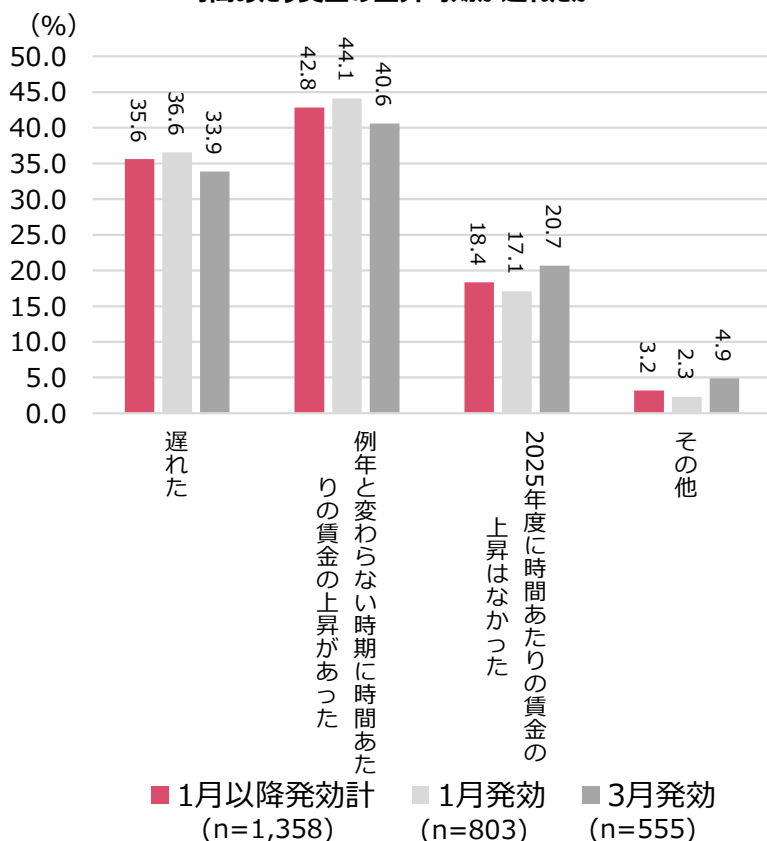
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

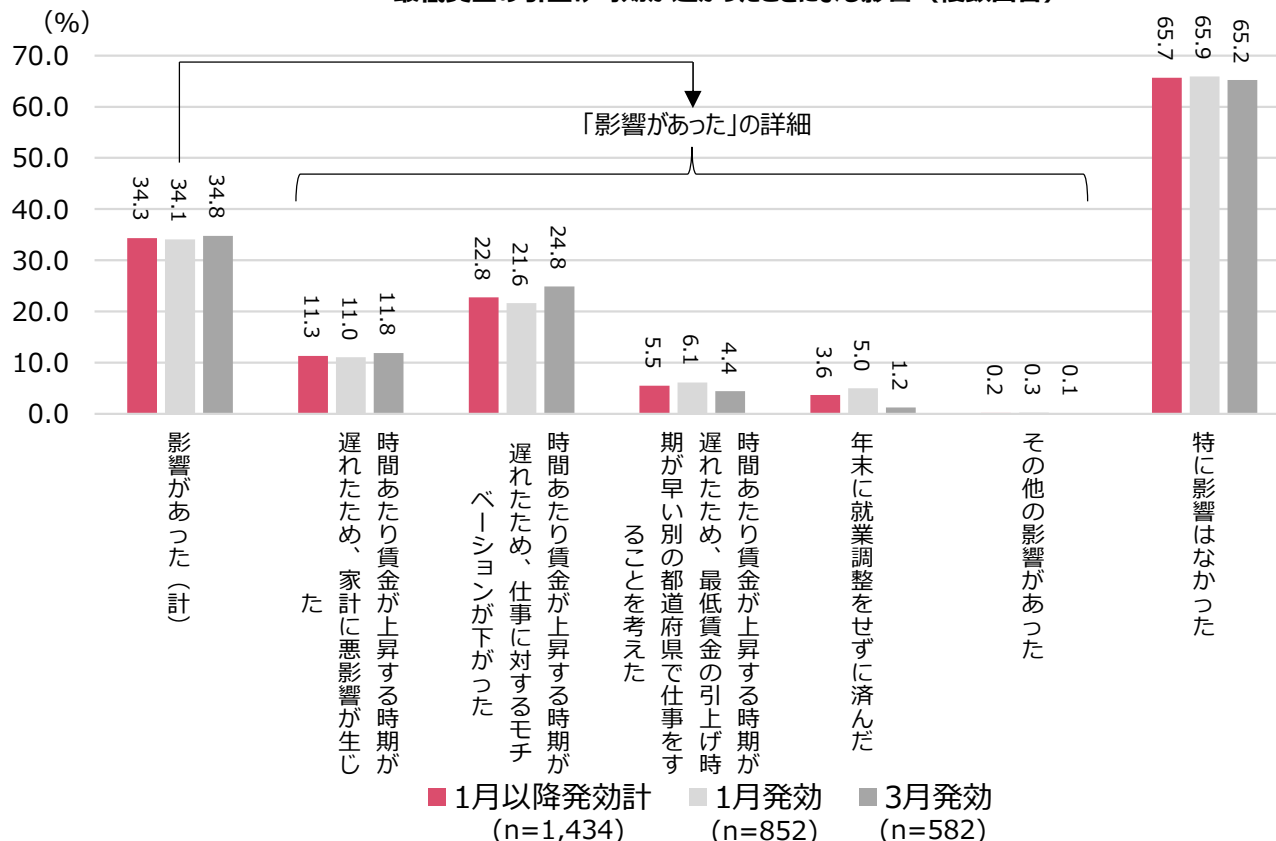
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



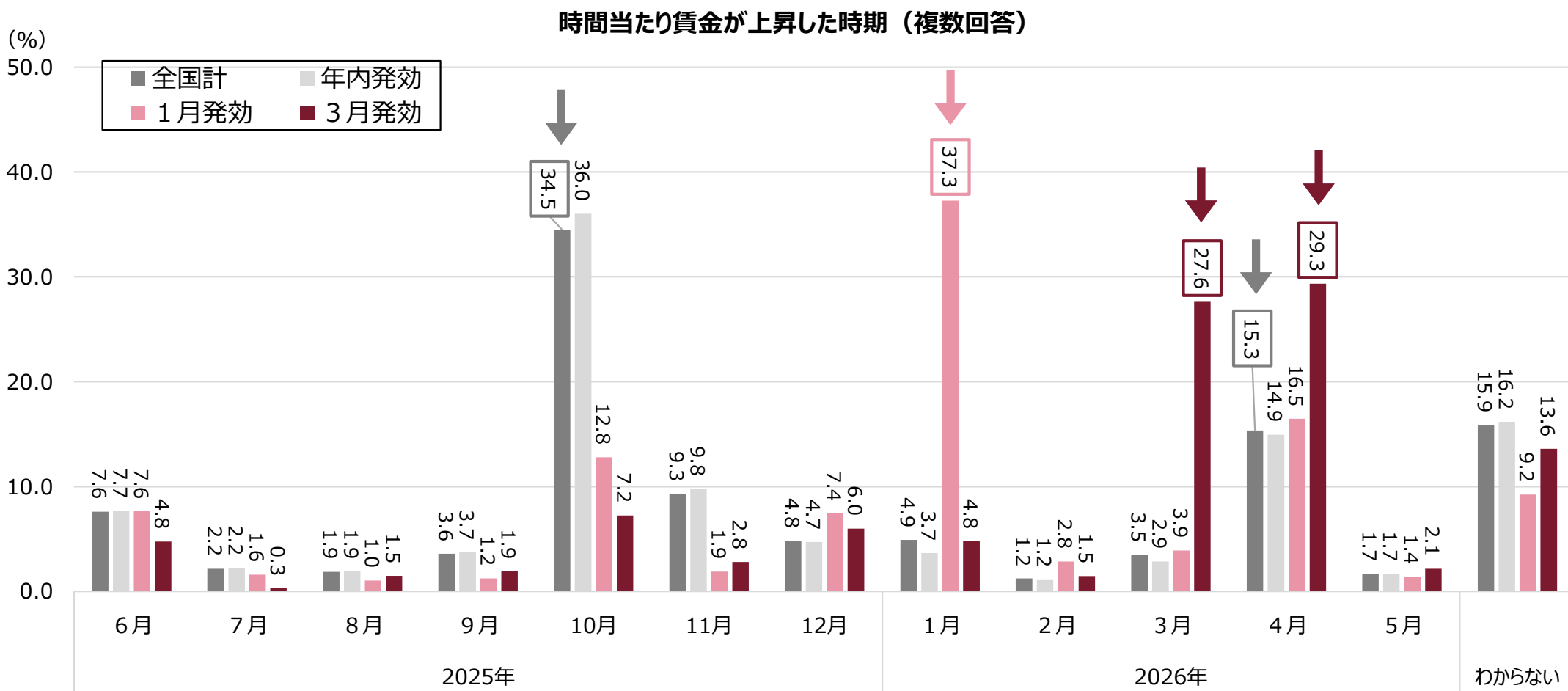
（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（全体の56.3%（復元処理後の集計値））について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

令和8年 春季賃上げ要求・妥結状況調査(第2回集計)

令和8年5月末現在

産業労働部労働政策課

1 企業規模別

区 分		要 求				妥 結					
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	平均年齢
計	(合 算)	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	42	19,317	18,305	105.5	15,421	15,050	332,335	102.5	4.64	40.4
	(ベ ア の み)	14	15,334	14,848	103.3	13,053	12,693	354,749	102.8	3.68	39.5
300人未満	(合 算)	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	16	12,172	12,150	100.2	11,235	10,077	281,161	111.5	4.00	41.8
	(ベ ア の み)	4	16,251	16,063	101.2	16,753	13,107	330,470	127.8	5.07	39.5
300人以上	(合 算)	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	26	20,280	19,134	106.0	15,985	15,720	339,230	101.7	4.71	40.2
	(ベ ア の み)	10	15,237	14,719	103.5	12,661	12,649	357,326	100.1	3.54	39.5

(注) 1. 組合員数による加重平均で集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

2 地域別

区 分		要 求				妥 結					調査対象組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定 昇 込 み)	42	19,317	18,305	105.5	15,421	15,050	332,335	102.5	4.64	187
	(ベ ア の み)	14	15,334	14,848	103.3	13,053	12,693	354,749	102.8	3.68	
岩国	(定 昇 込 み)	4	4,421	4,410	100.2	3,429	3,387	294,390	101.2	1.16	19
	(ベ ア の み)	4	14,397	13,927	103.4	12,568	11,443	360,374	109.8	3.49	
柳井	(定 昇 込 み)	2	28,619	28,435	100.6	7,167	6,576	299,678	109.0	2.39	7
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
周南	(定 昇 込 み)	14	21,076	20,732	101.7	17,449	17,033	369,851	102.4	4.72	35
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
防山口府・小宇野部田・下関・萩・長門	(定 昇 込 み)	6	15,927	14,575	109.3	11,830	12,535	283,388	94.4	4.17	43
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
小宇野部田・下関・萩・長門	(定 昇 込 み)	8	20,039	17,082	117.3	18,627	16,026	331,311	116.2	5.62	40
	(ベ ア の み)	2	17,155	15,389	111.5	14,922	14,974	375,580	99.7	3.97	
下関・萩・長門	(定 昇 込 み)	8	17,747	16,878	105.1	15,221	16,270	300,535	93.6	5.06	42
	(ベ ア の み)	5	15,057	15,479	97.3	12,155	11,889	339,183	102.2	3.58	
萩・長門	(定 昇 込 み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	(ベ ア の み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 組合員数による加重平均で集計

3 産業別

区 分		要 求				妥 結					調査対象 組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	賃上げ率	
産 業 計		42	19,317	18,305	105.5	42	15,421	15,050	102.5	4.64	187
製 造 業 計		25	20,834	20,037	104.0	25	18,502	17,525	105.6	5.10	99
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	0	-	-	-	0	-	-	-	-	6
	織 維 工 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	1	X	X	X	1	X	X	X	X	5
	化 学 工 業	9	20,304	18,318	110.8	9	19,575	15,563	125.8	4.68	27
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	0	-	-	-	0	-	-	-	-	4
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2
	窯 業 ・ 土 石 製 品	2	11,540	12,767	90.4	2	7,811	7,910	98.7	2.99	8
	鉄 鋼 業	6	21,855	21,916	99.7	6	17,494	19,064	91.8	5.20	10
	非 鉄 金 属	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	金 属 製 品	3	18,137	17,005	106.7	3	15,396	14,330	107.4	5.56	6
	一 般 機 械 器 具	2	15,033	14,675	102.4	2	12,084	10,407	116.1	4.48	9
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	0	-	-	-	0	-	-	-	-	7
	輸 送 用 機 械 器 具	1	X	X	X	1	X	X	X	X	11
そ の 他		0	-	-	-	0	-	-	-	-	0
建 設 業		2	10,994	11,490	95.7	2	14,425	16,651	86.6	4.55	3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
情 報 通 信 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	2
運 輸 業 ・ 郵 便 業		9	15,128	13,219	114.4	9	10,223	9,391	108.9	3.88	26
卸 売 業 ・ 小 売 業		3	17,187	15,598	110.2	3	9,489	12,395	76.6	3.52	25
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	4
学 術 研 究 ・ 専 門 技 術 サ ー ビ ス 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	1
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業		1	X	X	X	1	X	X	X	X	1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	1
教 育 ・ 学 術 研 究 ・ 医 療 ・ 福 祉		1	X	X	X	1	X	X	X	X	14
複 合 サ ー ビ ス 事 業 ・ サ ー ビ ス 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	9

(注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算

4 金額階層別妥結状況

区 分	計	300人未満	300人以上	前年
1,000 円未満	1	1	0	2
1,000 ～ 1,999 円	0	0	0	0
2,000 ～ 2,999 円	0	0	0	2
3,000 ～ 3,999 円	1	0	1	2
4,000 ～ 4,999 円	0	0	0	1
5,000 ～ 5,999 円	2	1	1	0
6,000 ～ 6,999 円	2	0	2	5
7,000 ～ 7,999 円	0	0	0	3
8,000 ～ 8,999 円	3	1	2	2
9,000 ～ 9,999 円	2	1	1	4
10,000 円以上	31	12	19	40
その他	0	0	0	0
計	42	16	26	61

(注) その他は具体的な妥結額が不明の組合
定昇込みで交渉している組合のみを集計

5 妥結時期等

区 分	計	300人未満	300人以上	累計	妥結 率	前年 累計
2 月 末 ま で	1	1	0	1	0.5	0
3 月 1 ～ 1 0 日	4	1	3	5	2.7	5
3 月 1 1 ～ 2 0 日	6	0	6	11	5.9	20
3 月 2 1 ～ 3 1 日	14	7	7	25	13.4	34
4 月 1 ～ 1 0 日	6	1	5	31	16.6	43
4 月 1 1 ～ 2 0 日	2	0	2	33	17.6	45
4 月 2 1 ～ 3 0 日	3	1	2	36	19.3	49
5 月 1 ～ 1 0 日	1	1	0	37	19.8	50
5 月 1 1 ～ 2 0 日	5	4	1	42	22.5	55
5 月 2 1 ～ 3 1 日	0	0	0	42	22.5	57
6 月 1 ～ 1 0 日	0			42	22.5	59
6 月 1 1 ～ 2 0 日	0			42	22.5	61
6 月 2 1 ～ 3 0 日	0			42	22.5	61
7 月 1 ～ 1 0 日	0			42	22.5	61
	42	16	26	42	22.5	61

2026春季生活闘争賃金改善回答集計

1. 企業規模別

(単位：円、%)

企業規模	基準賃金	回答			25年回答額
		組合数	26年回答額	賃上げ率	
計	322,373円 (297,957円)	124	15,762円 (14,253円)	4.89% (4.78%)	15,891円
300人未満	281,190円	36	14,283円	5.08%	12,396円
300～999人	288,739円	35	13,839円	4.79%	12,909円
1,000人以上	331,692円	53	16,214円	4.89%	16,659円

(注) 25年と26年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。()内は組合数による単純平均。

2. 産業別

(単位：円、%)

区分		基準賃金	回答			25年回答額
			組合数	26年回答額	賃上げ率	
産 業 計		322,373円	124	15,762円	4.89%	15,891円
製 造 業 計		334,776円	74	17,638円	5.27%	16,974円
製造業	食 料 品 ・ た ば こ	319,375円	1	12,284円	3.85%	8,819円
	織 維 工 業	342,365円	2	19,851円	5.80%	18,929円
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	252,743円	2	11,356円	4.49%	10,194円
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	316,363円	4	16,144円	5.10%	14,134円
	化 学 工 業	375,001円	12	17,398円	4.64%	16,474円
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	352,128円	3	17,404円	4.94%	17,595円
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	336,263円	3	15,621円	4.65%	13,341円
	窯 業 ・ 土 石 製 品	310,856円	3	17,490円	5.63%	15,345円
	鉄 鋼 業	326,425円	13	17,214円	5.27%	19,034円
	非 鉄 金 属	369,216円	1	24,323円	6.59%	19,375円
	金 属 製 品	298,431円	3	11,393円	3.82%	7,736円
	一 般 機 械 器 具	296,179円	3	18,562円	6.27%	16,791円
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	333,158円	3	16,175円	4.85%	12,011円
	輸 送 用 機 械 器 具	327,965円	18	18,413円	5.61%	17,427円
	そ の 他 の 製 造 業	258,224円	3	15,873円	6.15%	12,258円
建 設 業		283,409円	5	16,470円	5.81%	17,265円
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		277,863円	5	11,586円	4.17%	10,459円
情 報 通 信 業		362,020円	4	12,059円	3.33%	12,000円
運 輸 業 ・ 郵 便 業		293,920円	17	10,286円	3.50%	11,746円
卸 売 業 ・ 小 売 業		282,706円	8	14,165円	5.01%	13,361円
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 等		298,571円	1	8,000円	2.68%	10,607円
サ ー ビ ス 業		310,000円	1	14,500円	4.68%	13,500円
そ の 他		315,698円	9	10,944円	3.47%	16,589円

(注) 25年と26年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。
電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業、
その他サービス業には、協同組合等の複合サービス業、教育、学習支援業などの合算

令和8年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連 合】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	昨年同時期
						(6月4日公表)	(6月5日公表)
全 体	1.78% 5,180円	2.07% 6,004円	3.58% 10,560円	5.10% 15,281円	5.25% 16,356円	5.02% 16,518円	5.26% 16,399円
300人未満	1.73% 4,288円	1.96% 4,843円	3.23% 8,021円	4.45% 11,358円	4.65% 12,361円	4.70% 12,929円	4.70% 12,453円
有期・短期 間・契約等 労働者	時給 19.91円	時給 2.29% 23.43円	時給 5.01% 52.78円	時給 5.74% 62.70円	時給 5.81% 66.98円	(6月4日公表) 6.16% 74.90円	(6月5日公表) 5.81% 67.02円

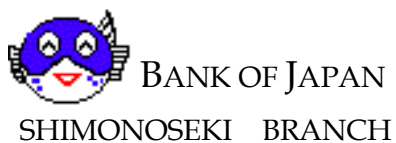
【経団連】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和 7 年	令和 8 年	昨年同時期
						(5月27日公表)	(5月22日公表)
500人以上	1.84% 6,124円	2.27% 7,430円	3.99% 13,362円	5.58% 19,210円	5.39% 19,195円	5.46% 19,964円	5.38% 19,342円
500人未満	1.68% 4,376円	1.97% 5,219円	3.00% 8,012円	4.01% 10,712円	4.35% 11,999円		(6月20日公表) 4.35% 11,826円

○調査対象

連 合 ：「全体」は規模計。「300人未満」は全体の内数。

経 団 連 ：「500人以上」の調査対象は、原則として東証1部上場。



日本銀行

2026年7月1日
日本銀行下関支店
〒750-8601
下関市岬之町 7-1
TEL : 083-233-3113
FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢 (2026年7月)

(概況)

県内景気は、緩やかに回復している。

需要項目別にみると、公共投資は、弱めの動きとなっている。輸出は、前年を上回った。個人消費は、着実に持ち直している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、増加している。

こうした中、生産は、一部に弱めの動きがみられるものの、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、0%台後半となった。

企業倒産は、横ばい圏内で推移している。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回って推移している。貸出金利は、前月を上回って推移している。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<u>公共投資</u> は、弱めの動きとなっている。 <u>公共工事請負金額</u> は、前年を上回った。
輸出入	<u>輸出</u> は、前年を上回った。 <u>輸出・輸入</u> は、ともに前年を上回った。
個人消費	<u>個人消費</u> は、着実に持ち直している。 個人消費関連の販売統計をみると、 <u>百貨店・スーパー販売額</u> 、 <u>コンビニエンスストア販売額</u> 、 <u>ホームセンター販売額</u> 、 <u>ドラッグストア販売額</u> は、前年を上回った。また、耐久消費財では、 <u>家電大型専門店販売額</u> 、 <u>乗用車新車登録台数</u> は、前年を上回った。
住宅投資	<u>住宅投資</u> は、弱めの動きとなっている。 <u>新設住宅着工戸数</u> は、前年を上回った。
設備投資	<u>設備投資</u> は、増加している。 <u>山口県短観</u> (2026 年 6 月調査) における企業の設備投資をみると、2025 年度実績は増加したほか、2026 年度も増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u> (非居住用) は、前年を下回った。
生産	<u>生産</u> は、一部に弱めの動きがみられるものの、横ばい圏内の動きとなっている。 <u>鉱工業生産指数</u> (4 月) は、前月比低下した。業種別にみると、汎用・生産用・業務用機械は上昇した一方、化学、輸送用機械は低下した。
雇用・所得	<u>雇用・所得情勢</u> をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。 <u>有効求人倍率</u> は、前月を下回った。 <u>常用労働者数</u> は、前年を下回った一方、 <u>現金給与総額</u> は、前年を上回ったことから、 <u>雇用者所得</u> は、前年を上回った。
物価	<u>消費者物価</u> の前年比は、0 %台後半となった。 <u>消費者物価指数</u> (除く生鮮食品) は、前年を上回った。

【企業倒産】

企業倒産	<u>企業倒産</u> は、横ばい圏内で推移している。 件数（４件）は前年（７件）を下回ったほか、負債総額（92 百万円）も前年（1,197 百万円）を下回った。
------	--

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回って推移している。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、前月を上回って推移している。

以　上

山口県主要金融経済指標（１）

—— p：速報値、r：訂正または改定値
—— 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

(前年比%)											
		公共投資	輸出入		個人消費						
		公共工事 請負金額	輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額	
					(全店)	(既存店)					
25/	4-6 月	-37.0	-25.6	-19.9	7.5	2.5	1.7	1.1	4.3	-0.1	
	7-9	-8.4	-16.5	-13.1	7.0	0.9	0.5	-3.1	3.3	-3.4	
	10-12	-12.6	-6.8	-3.1	5.3	0.4	0.8	-2.8	2.2	4.5	
26/	1-3	-1.7	-11.6	-13.8	0.5	0.4	1.1	-2.1	1.7	3.2	
26/	2	49.2	-19.5	7.1	0.3	0.4	1.2	-1.5	2.4	0.7	
	3	-24.0	-14.4	-3.3	-1.6	-1.5	1.2	-0.1	0.3	0.5	
	4	9.4	16.5	r 2.7	-0.6	-0.5	-0.8	-4.3	1.7	16.7	
	5	15.3	20.2	p 25.8	p 4.0	p 4.1	p 1.2	p 4.4	p 3.0	p 77.3	
資料出所		西日本 建設業保証	財務省		経済産業省						

(前年比%)						
		個人消費			住宅投資	設備投資
		乗用車新車 登録台数	うち		新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)
			登録車	軽自動車		
25/	4-6 月	3.0	0.8	6.3	-4.6	95.9
	7-9	-9.9	-14.0	-4.0	-2.5	7.2
	10-12	-4.8	-8.8	1.3	-28.7	19.5
26/	1-3	-9.9	-12.7	-6.0	21.4	150.5
26/	2	-14.8	-13.6	-16.3	-6.6	47.9
	3	-9.1	-15.9	1.9	-16.1	101.4
	4	15.2	26.3	-2.8	-31.4	-42.1
	5	3.2	6.8	-2.0	68.3	-85.3
資料出所		中国運輸局			国土交通省	

(前年比%、26年6月調査)		
設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額 (含む土地投資額)	2025年度実績	2026年度計画
全産業	5.8	17.1
製造業	16.5	19.8
非製造業	-21.8	6.7
資料出所	日本銀行下関支店	

(注) 公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

(季節調整済・前期比%)						
		鉱工業指数				
		生産	出荷	在庫		
25/	4-6 月	r -0.8	r -1.0	r 0.2		
	7-9	r -3.2	r -1.9	r -3.9		
	10-12	r 2.8	r 0.0	r 7.4		
26/	1-3	-0.7	-1.2	-3.2		
26/	2	r -1.9	r -0.3	r 1.4		
	3	r 2.0	r 2.5	r 1.3		
	4	p -4.8	p -5.1	p -1.6		
	5	n. a.	n. a.	n. a.		
資料出所		山口県				

(注) 20年基準。

3. 雇用・所得

(前年比%)				
		雇用・所得		
		有効求人倍率 (季調済) (倍)	現金給与総額 (名目)	雇用者所得
25/	4-6 月	1.42	-1.0	2.9
	7-9	1.35	-1.8	4.9
	10-12	1.30	-0.6	3.3
26/	1-3	1.32	-1.3	2.5
26/	2	1.33	-1.0	3.3
	3	1.31	-2.1	2.3
	4	1.32	-1.3	3.4
	5	1.27	n. a.	n. a.
資料出所		厚生労働省	山口県	

(注) 1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得＝常用労働者数×現金給与総額。

山 口 県 主 要 金 融 経 済 指 標 (2)

4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
25/ 4-6 月	4-6 月	3.3
	7-9	2.7
	10-12	2.4
26/ 1-3	1-3	1.2
	2	0.9
	3	1.4
26/ 4	4	0.9
	5	0.7
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

	企業倒産		金融				
	件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)		
					総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)
25/ 4-6 月	16	1,785	2.5	0.2	1.340	1.860	1.330
	13	861	2.0	1.4	1.367	1.837	1.357
	10	1,622	1.1	1.5	1.372	1.872	1.362
26/ 1-3	19	2,192	-0.1	2.5	1.414	1.862	1.404
	5	527	1.0	1.6	1.394	1.920	1.383
	6	812	-0.1	2.5	1.414	1.862	1.404
26/ 4	6	920	-0.1	2.2	1.418	1.892	1.408
	4	92	0.3	2.4	1.487	1.777	1.479
資料出所		東京商工リサーチ		日本銀行下関支店			

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。

法人企業景気予測調査結果

(令和8年4～6月期調査)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領	1
1. 景況判断	2
2. 企業収益	4
3. 設備投資	5
4. 雇 用	6
参 考 資 料	7

令和8年6月11日
財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先:
財務省中国財務局山口財務事務所
財務課長 吉田
TEL: (083) 922 - 2190 (代)
HP: [https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/
chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm)



調査結果は、こちらからも
確認できます。

[調査要領]

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査実施時点

令和 8 年 5 月 15 日

3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金（以下、「資本金」という。）1 千万円以上（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は 1 億円以上）の県内所在法人

4. 調査対象期間（時点）

- (1) 判断調査 …… 令和 8 年 4 月から 6 月（または 6 月末）の現状（見込み）
令和 8 年 7 月から 9 月（または 9 月末）の見通し
令和 8 年 10 月から 12 月（または 12 月末）の見通し
- (2) 計数調査 …… 令和 7 年度の実績、令和 8 年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回答状況

区 分	業 種 別		規 模 別			合 計
	製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	
対 象 企 業 数	42 社	76 社	22 社	27 社	69 社	118 社
回 答 企 業 数	40 社	62 社	22 社	25 社	55 社	102 社
回 答 率	95.2%	81.6%	100.0%	92.6%	79.7%	86.4%

（注）・大 企 業：資本金 10 億円以上

・中堅企業：資本金 1 億円以上 10 億円未満

・中小企業：資本金 1 千万円以上 1 億円未満

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. グラフの見方

(1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。

(2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

（参考）

BSI は、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法。

（例） 前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%

「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%

「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%

「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

景況判断 BSI＝（「上昇」40.0%）－（「下降」30.0%）＝10.0%ポイント（「上昇」超）

(3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時（令和 8 年 1 月から 3 月期）の予測を指す。

1. 景況判断

(1) 現状判断

現状(令和8年4月から6月期)の景況判断 BSI は▲6.9%ポイントと「下降」超幅が拡大している。

業種別 【製造業】 7.5%ポイントと「上昇」超に転じている
 【非製造業】 ▲16.1%ポイントと「下降」超幅が拡大している

規模別 【大企業】 9.1%ポイントと「上昇」超に転じている
 【中堅企業】 ▲20.0%ポイントと「下降」超に転じている
 【中小企業】 ▲7.3%ポイントと「下降」超幅が縮小している

(2) 先行き見通し

翌期(令和8年7月から9月期)は「下降」超幅が拡大する見通し、翌々期(令和8年10月から12月期)は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。

業種別 【製造業】 翌期:「下降」超に転じる
 【非製造業】 翌期:「下降」超幅は縮小

規模別 【大企業】 翌期:「下降」超に転じる
 【中堅企業】 翌期:「下降」超幅は縮小
 【中小企業】 翌期:「下降」超幅は拡大

景況判断 BSI の推移 (原数値)

(BSI : 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(%ポイント)

区 分		前回(8/1-3)調査時予測		今 回 調 査			
				8/4-6		8/7-9	8/10-12
		現状判断	8/4-6見通し	現状判断	変化幅	見通し	見通し
全 産 業		▲ 5.9	2.0	▲ 6.9	▲ 1.0	▲ 9.8	▲ 2.9
業 種	製 造 業	▲ 5.1	5.1	7.5	+ 12.6	▲ 10.0	2.5
	非 製 造 業	▲ 6.3	0.0	▲ 16.1	▲ 9.8	▲ 9.7	▲ 6.5
規 模	大 企 業	0.0	8.7	9.1	+ 9.1	▲ 4.5	9.1
	中 堅 企 業	0.0	0.0	▲ 20.0	▲ 20.0	▲ 16.0	0.0
	中 小 企 業	▲ 11.5	0.0	▲ 7.3	+ 4.2	▲ 9.1	▲ 9.1

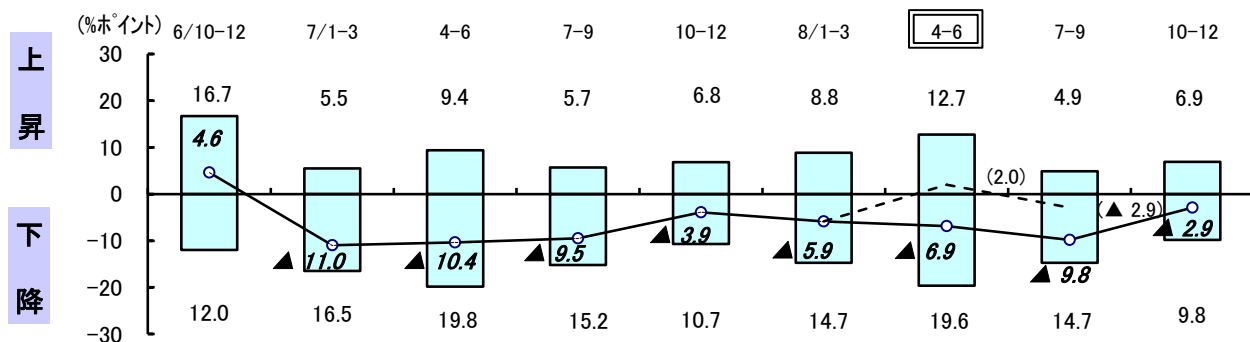
景況判断 BSI の推移（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」－「下降」社数構成比）

【全産業】

点線及び()は前回〔令和8年1月から3月期〕調査時予測

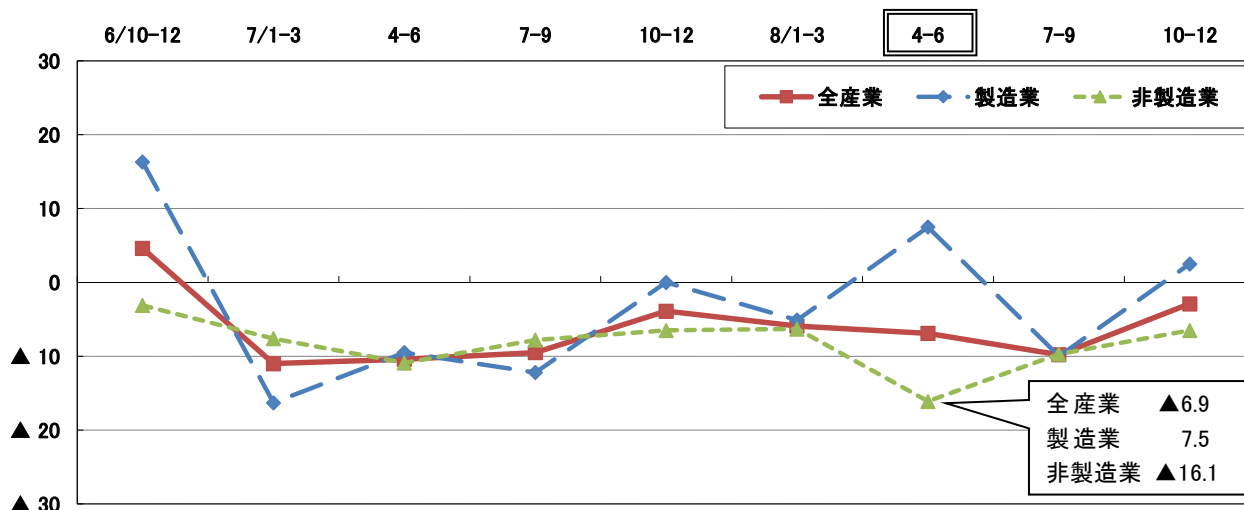
現状判断←| |→見通し



（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイント表記した計数の差と一致しない場合がある。

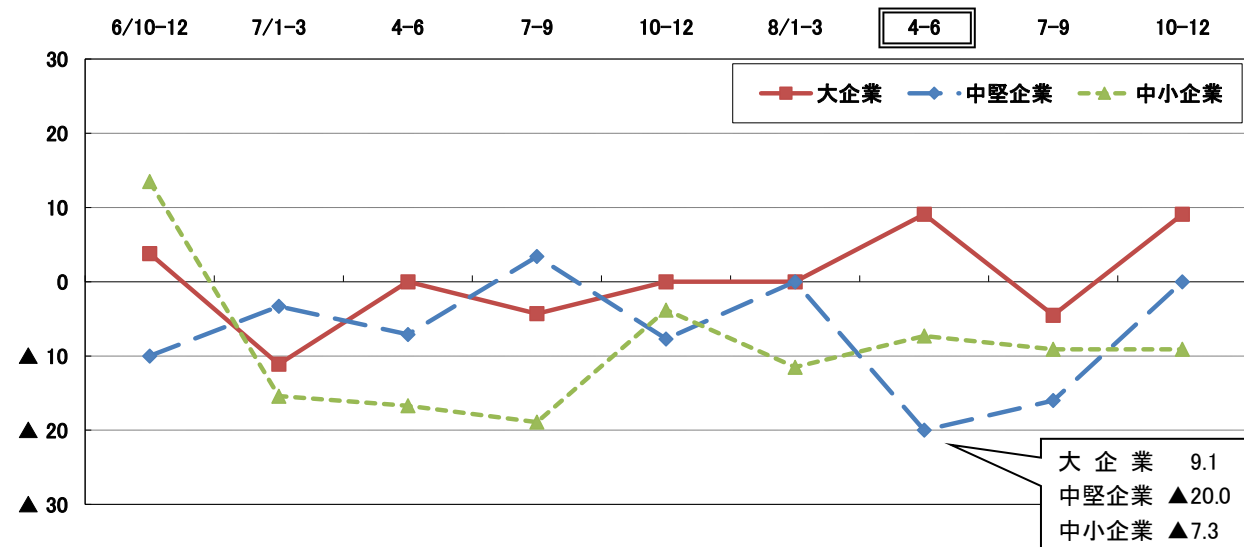
【業種別】

現状判断←| |→見通し



【規模別】

現状判断←| |→見通し



2. 企業収益

(1) 売上高（回答企業数 75 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

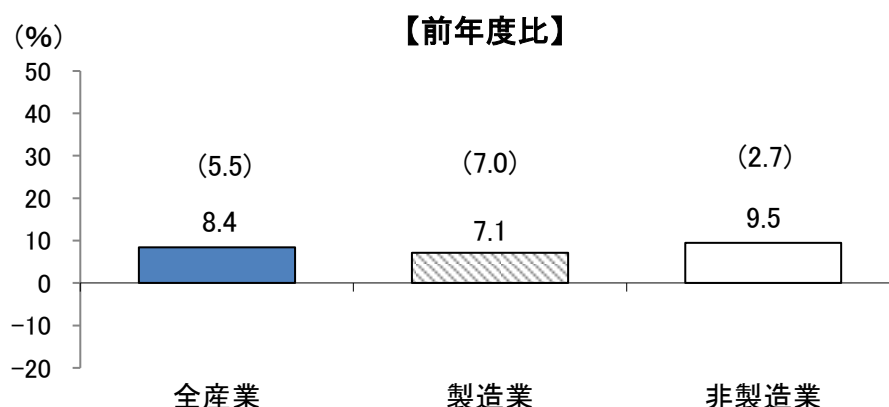
令和 8 年度は、前年度比 8.4%の増収見込みとなっている。

【製造業】

石油・石炭などで減収となるものの、化学、生産用機械などで増収となることから、全体としては 7.1%の増収見込みとなっている。

【非製造業】

運輸・郵便などで減収となるものの、小売、鉱業・採石等などで増収となることから、全体としては 9.5%の増収見込みとなっている。



※()書きは前回(8 年 1～3 期)調査結果

(2) 経常利益（回答企業数 74 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

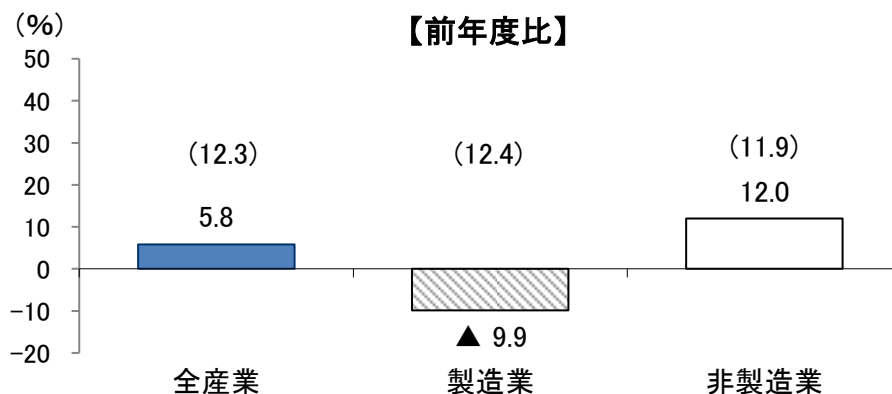
令和 8 年度は、前年度比 5.8%の増益見込みとなっている。

【製造業】

生産用機械などで増益となるものの、化学、食料品などで減益となることから、全体としては ▲9.9%の減益見込みとなっている。

【非製造業】

生活関連サービスなどで減益となるものの、小売、情報通信などで増益となることから、全体としては 12.0%の増益見込みとなっている。



※()書きは前回(8 年 1～3 期)調査結果

3. 設備投資（回答企業数 81 社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

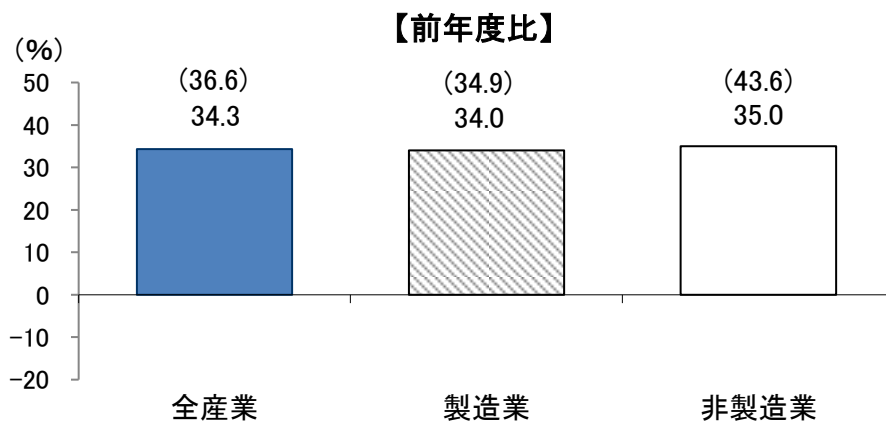
令和 8 年度は、前年度比 34.3%の増加見込みとなっている。

【製造業】

その他の輸送用機械などで減少するものの、化学、鉄鋼などで増加することから、全体としては 34.0%の増加見込みとなっている。

【非製造業】

鉱業・採石等などで減少するものの、運輸・郵便、金融・保険などで増加することから、全体としては 35.0%の増加見込みとなっている。



※() 書きは前回(8 年 1～3 期)調査結果

4.雇用

○ 現状判断

- ・ 現状(令和8年6月末)の従業員数判断BSI(回答企業数100社)は28.0%ポイントと「不足気味」超となっており、前期(令和8年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。
- ・ 業種別にみると、製造業は17.5%ポイント、非製造業は35.0%ポイントといずれも「不足気味」超幅が拡大している。

○ 先行き見通し

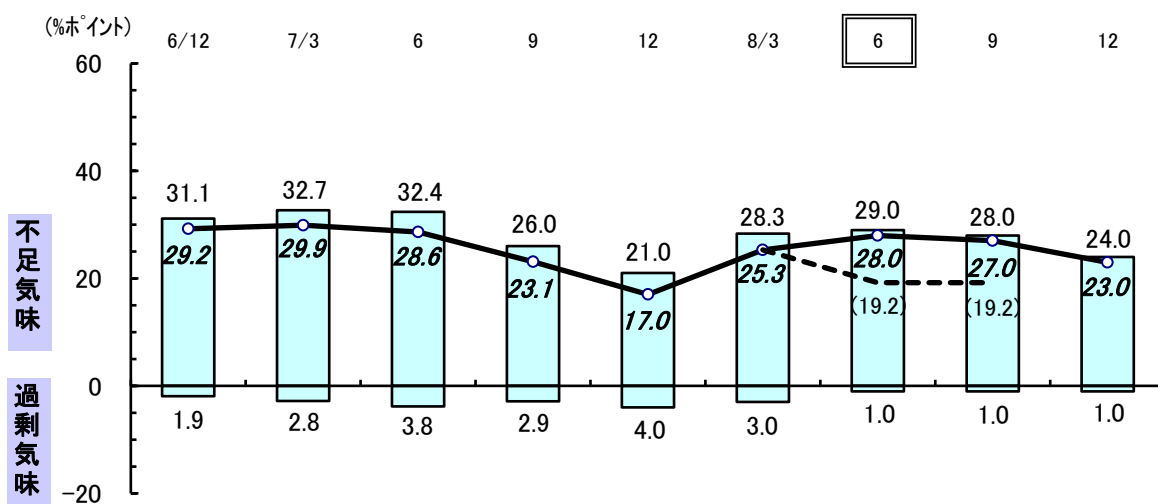
- ・ 翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断BSIの推移(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)
点線及び()は前回[令和8年1月から3月期]調査時予測

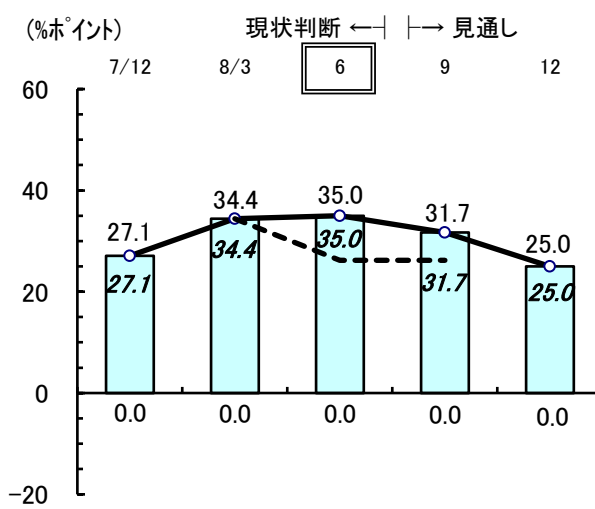
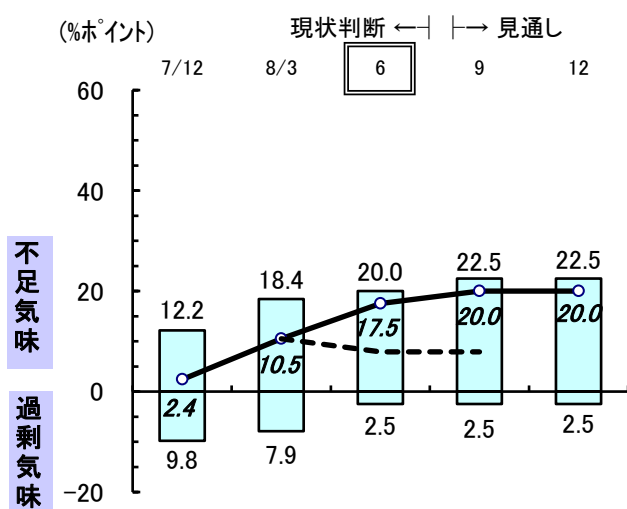
・ 全産業(期末判断)

現状判断 ← | | → 見通し



・ 製造業(期末判断)

・ 非製造業(期末判断)

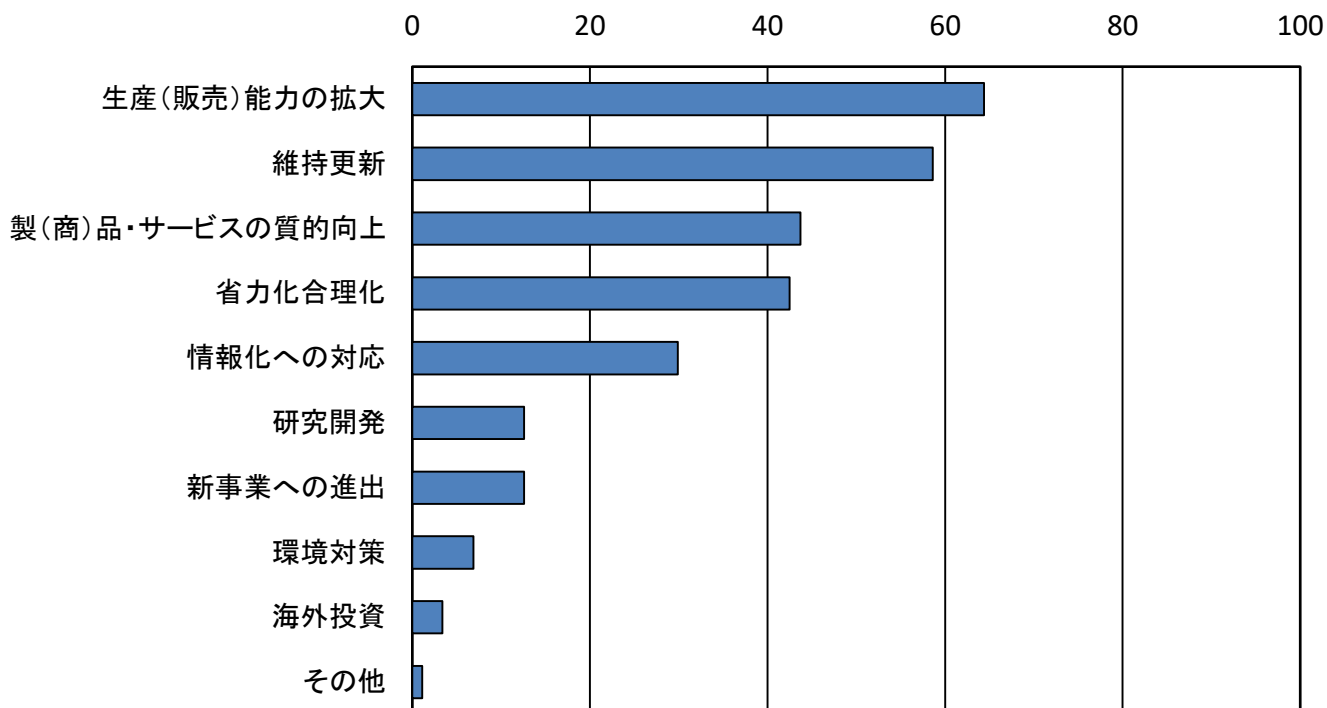


(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

〔 参 考 資 料 〕

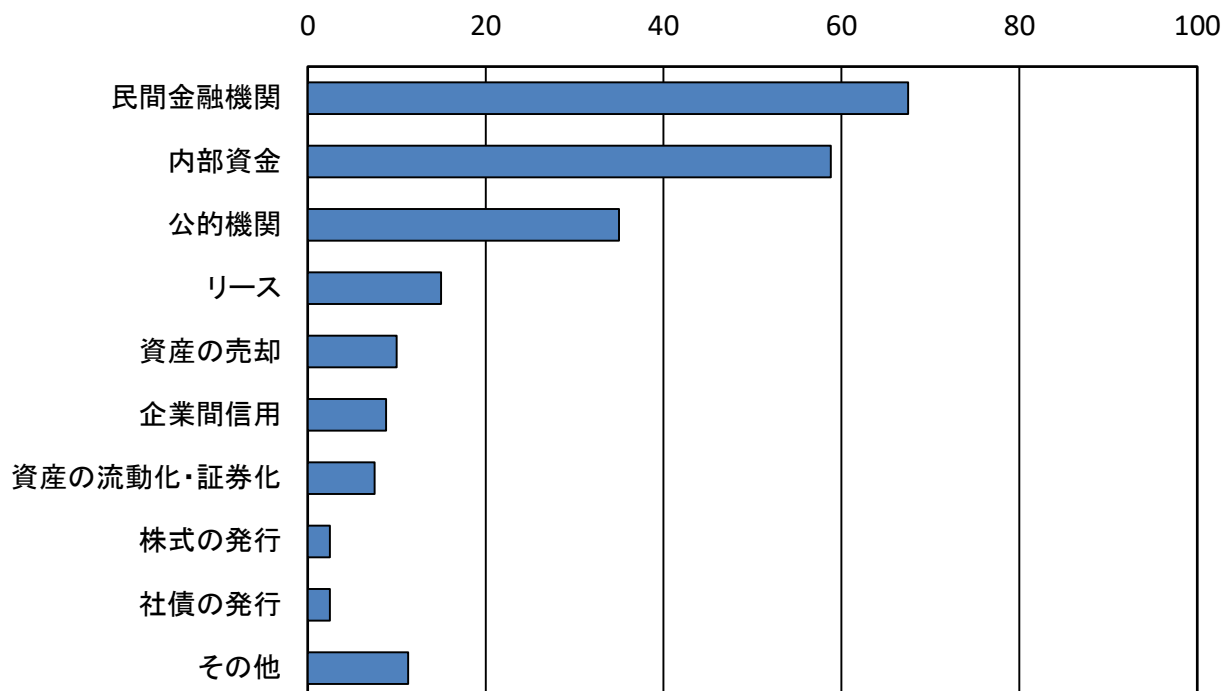
1. 今年度における設備投資のスタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比(%)



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比(%)



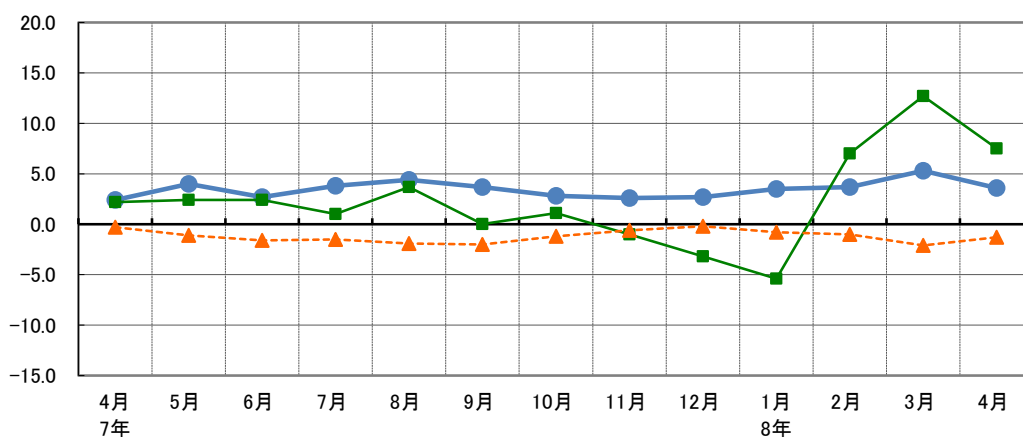
山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き

—毎月勤労統計調査地方調査結果—

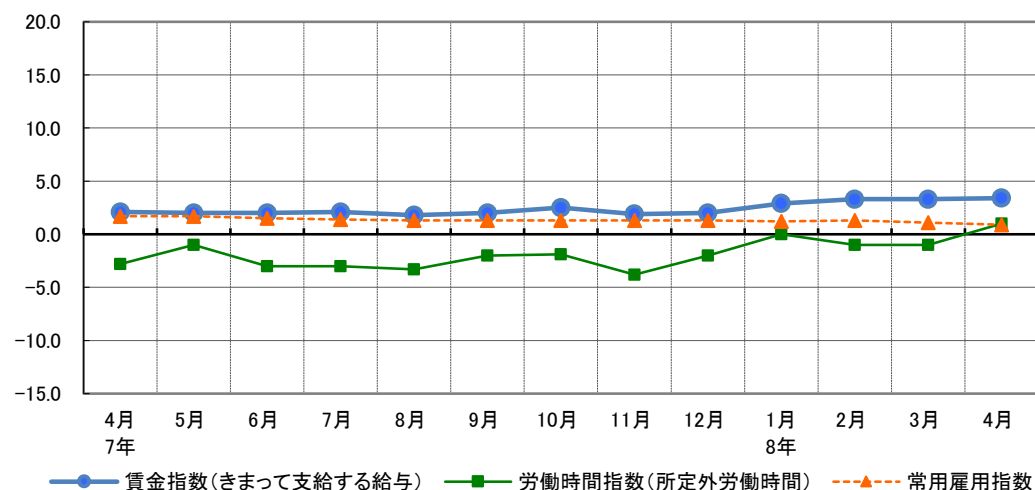
〈令和8年(2026年)4月分〉

前年同月比の推移（調査産業計）

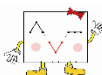
【山口県 事業所規模 5人以上】



【全国 事業所規模 5人以上】



統計は 一人ひとりの参加から



山口県総合企画部統計分析課

毎月勤労統計調査地方調査の説明、利用上の注意は
P 15 ～ 16 に掲載しています。

令和8年(2026年)4月の概要

主な動き(事業所規模5人以上)【前年同月比】

きまって支給する給与	前年同月比 3.6%増
所定外労働時間	前年同月比 7.5%増
常用労働者数	前年同月比 1.3%減

1 事業所規模5人以上

(1) 賃金の動き

今月の1人当たりの現金給与総額は、286,790円で、前年同月比 3.4%増であった。

このうち、きまって支給する給与は、271,842円で、前年同月比 3.6%増であり、特別に支払われた給与は、14,948円で、前年同月差 59円増であった。

また、きまって支給する給与のうち、所定内給与は、251,457円で、前年同月比 3.5%増であった。

なお、実質賃金は、前年同月比で現金給与総額が 2.5%増、きまって支給する給与が 2.6%増であった。

(2) 労働時間の動き

今月の1人当たりの総実労働時間は、140.1時間で、前年同月比 0.7%減であった。

このうち、所定内労働時間は、130.1時間で、前年同月比 1.3%減であり、所定外労働時間は、10.0時間で、前年同月比 7.5%増であった。

また、製造業の所定外労働時間は、15.1時間で、前年同月比 6.4%増であった。

(3) 雇用の動き

今月末の常用労働者数は、478,271人で、前年同月比 1.3%減であった。

このうち、パートタイム労働者の比率は、32.3%で、前年同月差 1.3ポイント減であった。

2 事業所規模30人以上

(1) 賃金の動き

今月の1人当たりの現金給与総額は、317,832円で、前年同月比 3.6%増であった。

このうち、きまって支給する給与は、297,425円で、前年同月比 3.3%増であり、特別に支払われた給与は、20,407円で、前年同月差 1,578円増であった。

また、きまって支給する給与のうち、所定内給与は、270,581円で、前年同月比 3.9%増であった。

なお、実質賃金は、前年同月比で現金給与総額が 2.6%増、きまって支給する給与が 2.3%増であった。

(2) 労働時間の動き

今月の1人当たりの総実労働時間は、148.2時間で、前年同月比 1.7%増であった。

このうち、所定内労働時間は、136.1時間で、前年同月比 1.7%増であり、所定外労働時間は、12.1時間で、前年同月比 2.5%増であった。

また、製造業の所定外労働時間は、16.8時間で、前年同月比 6.3%増であった。

(3) 雇用の動き

今月末の常用労働者数は、266,813人で、前年同月比 1.7%減であった。

このうち、パートタイム労働者の比率は、25.6%で、前年同月差 3.5ポイント減であった。

1 事業所規模 5人以上

○ 賃 金

産 業	現金給与総額		きまって支給する						特別に支払われた	
			給 与		所定内給与		所定外給与			
	前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比			
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	円
調 査 産 業 計	286 790	3.4	271 842	3.6	251 457	3.5	20 385	4.8	14 948	59
建 設 業	398 418	10.2	385 377	14.4	349 992	9.6	35 385	101.1	13 041	△ 11 884
製 造 業	373 408	1.0	350 799	2.3	310 670	1.1	40 129	13.5	22 609	△ 3 980
電気・ガス・熱供給・水道業	479 484	△ 12.2	436 831	△ 6.4	383 626	△ 4.9	53 205	△ 16.3	42 653	△ 36 696
情 報 通 信 業	397 186	29.1	326 543	8.9	305 780	9.1	20 763	7.2	70 643	62 499
運 輸 業 , 郵 便 業	315 089	17.1	314 327	17.1	281 317	26.0	33 010	△ 26.8	762	△ 194
卸 売 業 , 小 売 業	255 640	5.9	223 418	5.3	211 838	3.9	11 580	37.4	32 222	3 053
金 融 業 , 保 険 業	390 069	0.8	364 233	△ 1.3	349 470	2.3	14 763	△ 46.1	25 836	8 192
不動産業, 物品賃貸業	361 425	39.6	340 085	46.6	325 303	48.1	14 782	21.1	21 340	△ 5 810
学術研究, 専門・技術サービス業	331 605	△ 5.6	326 765	△ 4.1	294 399	△ 6.7	32 366	27.2	4 840	△ 5 699
宿泊業, 飲食サービス業	111 015	0.0	110 428	0.0	105 172	△ 0.4	5 256	9.8	587	48
生活関連サービス業, 娯楽業	127 946	△ 24.8	127 895	△ 24.7	124 497	△ 24.7	3 398	△ 27.4	51	△ 38
教育, 学習支援業	294 625	3.9	294 571	4.4	289 851	4.3	4 720	6.6	54	△ 949
医 療 , 福 祉	264 599	0.0	253 640	△ 2.9	242 224	0.0	11 416	△ 40.0	10 959	7 740
サービス業(他に分類されないもの)	274 838	3.1	271 321	7.6	245 411	3.8	25 910	65.9	3 517	△ 10 939

○ 労働時間数

産 業	出勤日数		総実労働時間						○雇用、労働異動			
			所定内労働時間		所定外労働時間		月末常用労働者数	パートタイム労働者比率	入職率	離職率		
	前年同月差		前年同月比		前年同月比							
	日	日	時間	%	時間	%	人	%	%	ポイント		
調 査 産 業 計	18.2	△ 0.1	140.1	△ 0.7	130.1	△ 1.3	478 271	△ 1.3	32.3	△ 1.3	4.56	3.67
建 設 業	20.8	△ 0.5	164.6	0.0	151.5	△ 4.7	26 840	△ 3.3	3.6	△ 2.3	1.40	1.33
製 造 業	19.5	△ 0.1	162.5	△ 0.1	147.4	△ 0.7	92 585	0.3	11.8	1.1	2.55	1.48
電気・ガス・熱供給・水道業	19.0	0.1	157.1	0.1	143.6	0.4	2 332	△ 3.8	7.7	1.9	9.10	11.73
情 報 通 信 業	19.0	1.3	156.7	11.8	144.6	9.9	3 534	△ 3.6	8.7	△ 9.6	4.45	3.54
運 輸 業 , 郵 便 業	20.4	0.4	174.4	△ 3.4	152.3	△ 2.6	28 887	△ 4.5	8.7	△ 11.3	3.49	3.46
卸 売 業 , 小 売 業	18.2	△ 0.4	129.4	△ 1.5	122.1	△ 2.9	85 937	△ 0.1	53.2	△ 1.5	3.16	3.07
金 融 業 , 保 険 業	19.1	△ 0.1	144.6	△ 5.2	135.3	△ 3.9	9 150	△ 4.2	10.0	2.0	6.04	5.22
不動産業, 物品賃貸業	18.8	0.3	158.1	7.3	149.3	8.1	6 401	1.5	8.6	△ 13.0	1.21	2.21
学術研究, 専門・技術サービス業	18.3	△ 1.5	149.0	△ 7.5	134.7	△ 9.5	10 989	△ 1.0	23.4	15.2	4.12	3.44
宿泊業, 飲食サービス業	13.5	△ 0.7	83.3	△ 7.2	79.6	△ 7.5	44 603	△ 0.4	83.2	1.8	6.38	6.49
生活関連サービス業, 娯楽業	14.1	△ 1.4	92.0	△ 19.8	88.8	△ 15.4	12 212	3.2	74.4	7.4	3.71	5.51
教育, 学習支援業	17.5	1.5	140.1	9.6	124.8	7.9	29 055	△ 3.5	33.9	△ 5.3	16.75	4.96
医 療 , 福 祉	18.2	0.1	136.9	0.3	133.2	1.8	88 341	△ 2.6	27.0	△ 3.9	5.18	5.34
サービス業(他に分類されないもの)	18.9	0.1	145.6	2.9	133.9	1.0	34 203	3.2	28.0	△ 1.6	3.39	2.69

○ 賃金・労働時間・常用雇用指数（令和2年＝100）及びパートタイム労働者比率の推移（調査産業計）

年 月	現金給与総額				きまって支給する給与				総実労働時間		所定外労働時間		常用雇用		パートタイム 労働者比率	
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金									
	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比		前年同月差
		%		%		%		%		%		%		%	%	ポイント
令和 3年	102.5	2.6	102.3	2.3	101.6	1.6	101.4	1.4	101.3	1.4	105.0	5.1	99.1	△ 0.9	28.6	△ 0.8
	104.7	2.1	101.4	△ 0.9	104.5	2.9	101.2	△ 0.2	101.1	△ 0.2	109.6	4.4	99.3	0.2	29.3	0.7
	103.4	△ 1.2	96.6	△ 4.7	103.9	△ 0.6	97.1	△ 4.1	99.3	△ 1.8	96.2	△ 12.2	100.3	1.0	32.2	2.9
	106.4	2.2	96.5	△ 0.8	105.6	1.2	95.7	△ 1.8	98.8	△ 0.9	93.5	△ 3.1	102.3	2.0	33.6	1.9
	110.2	3.6	96.6	0.1	108.8	3.0	95.4	△ 0.3	98.4	△ 0.4	95.2	1.8	101.6	△ 0.7	33.7	0.1
7年 4月	95.7	3.5	84.2	△ 0.5	109.8	2.4	96.7	△ 1.4	102.1	△ 0.2	100.0	2.2	101.9	△ 0.3	33.6	0.6
5月	94.8	6.4	83.0	2.6	108.8	4.0	95.3	0.3	98.6	1.3	90.3	2.4	101.4	△ 1.1	33.1	△ 0.8
6月	145.2	0.3	127.7	△ 2.7	109.1	2.7	96.0	△ 0.4	101.8	2.7	90.3	2.4	100.9	△ 1.6	33.0	△ 0.9
7月	137.8	5.4	120.8	2.0	110.6	3.8	96.9	0.3	103.3	0.8	97.8	1.0	101.3	△ 1.5	32.9	△ 0.4
8月	96.1	4.5	84.2	1.4	109.9	4.4	96.2	1.3	95.7	△ 0.2	89.2	3.7	100.8	△ 1.9	32.9	△ 0.4
9月	92.7	4.6	81.2	1.5	110.0	3.7	96.3	0.5	98.3	0.3	95.7	0.0	100.8	△ 2.0	33.2	0.2
10月	91.6	2.0	79.7	△ 0.9	110.0	2.8	95.7	△ 0.1	102.1	0.1	102.2	1.1	101.4	△ 1.2	34.1	0.3
11月	95.4	1.3	82.7	△ 1.5	109.6	2.6	95.0	△ 0.3	97.5	△ 3.8	96.8	△ 1.0	101.9	△ 0.6	34.1	0.6
12月	199.0	5.0	173.2	3.0	109.6	2.7	95.4	0.7	97.9	△ 2.0	95.7	△ 3.2	102.5	△ 0.2	34.4	0.3
8年 1月	93.3	2.0	81.3	1.1	110.2	3.5	96.0	2.6	93.0	△ 0.7	94.6	△ 5.4	101.6	△ 0.8	33.0	△ 1.6
2月	91.5	3.3	80.3	2.4	109.7	3.7	96.2	2.8	94.1	0.1	97.8	7.0	100.9	△ 1.0	32.7	△ 1.3
3月	96.5	2.3	83.8	1.0	111.6	5.3	96.9	3.9	96.5	0.3	105.4	12.7	99.7	△ 2.1	32.6	△ 2.2
4月	99.0	3.4	86.3	2.5	113.8	3.6	99.2	2.6	101.4	△ 0.7	107.5	7.5	100.6	△ 1.3	32.3	△ 1.3

(注)

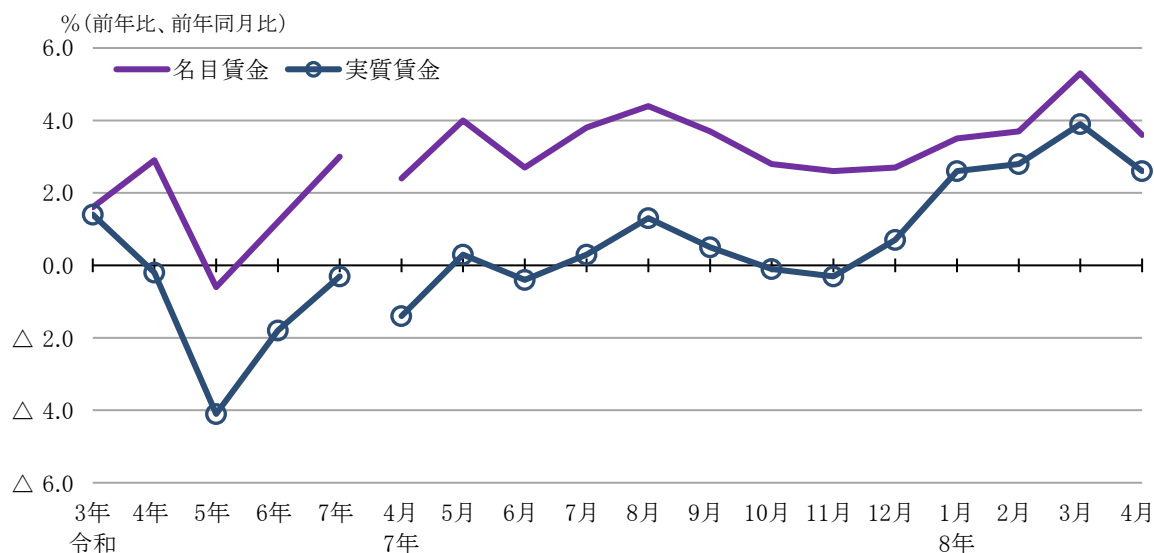
1 パートタイム労働者比率 : $\frac{\text{当月パートタイム労働者数}}{\text{本月末推計常用労働者数}} \times 100$

2 入(離)職率 : $\frac{\text{当月推計増加(減少)常用労働者数}}{\text{前月末推計常用労働者数※}} \times 100$

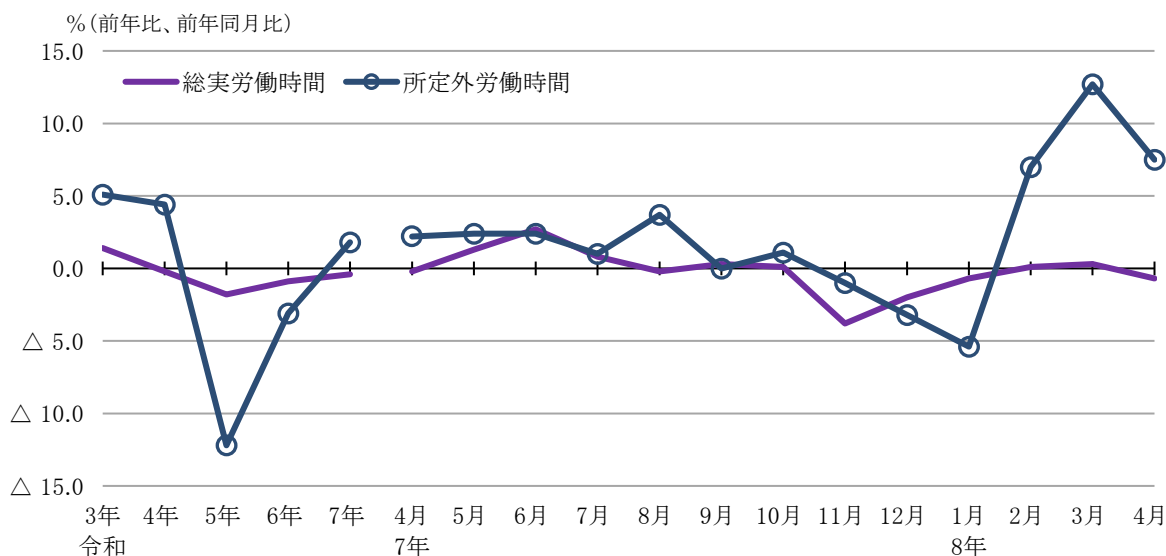
※前月末推計常用労働者数は、当月の集計事業所の「前調査期間末日の常用労働者数」から推計したものである。

3 実質賃金指数 : $\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{山口市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$

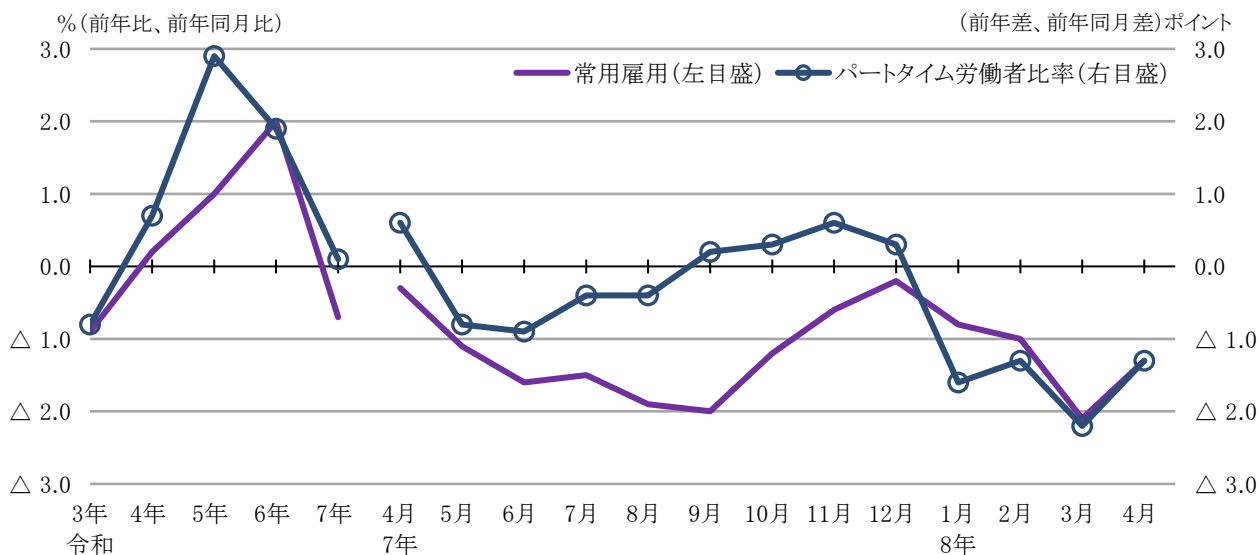
きまって支給する給与の動き 労働者全体(事業所規模5人以上)



労働時間の動き 労働者全体(事業所規模5人以上)



常用雇用、パートタイム労働者比率の動き 労働者全体(事業所規模5人以上)



2 事業所規模 30人以上

○ 賃 金

産 業	現金給与総額		きまって支給する						特別に支払われた	
			給	与	所定内給与		所定外給与			
	前年同月比	前年同月比			前年同月比	前年同月比				
							円	%	円	%
調 査 産 業 計	317 832	3.6	297 425	3.3	270 581	3.9	26 844	△ 2.0	20 407	1 578
建 設 業	460 543	7.8	425 557	20.3	353 849	9.7	71 708	130.0	34 986	△ 38 817
製 造 業	395 351	3.5	369 682	1.9	324 448	0.6	45 234	12.4	25 669	6 231
電気・ガス・熱供給・水道業	528 166	△ 12.5	463 585	△ 7.5	405 616	△ 1.7	57 969	△ 34.9	64 581	△ 37 931
情 報 通 信 業	391 617	10.1	363 555	6.4	335 161	5.9	28 394	12.0	28 062	14 194
運 輸 業 , 郵 便 業	328 441	16.0	327 409	16.1	291 909	28.2	35 500	△ 34.8	1 032	△ 19
卸 売 業 , 小 売 業	259 780	3.7	208 854	10.4	198 691	8.9	10 163	52.2	50 926	△ 10 351
金 融 業 , 保 険 業	335 646	△ 6.5	315 941	△ 5.3	305 906	△ 2.3	10 035	△ 50.1	19 705	△ 5 691
不動産業, 物品賃貸業	305 578	11.0	232 069	10.7	213 680	9.4	18 389	27.7	73 509	7 639
学術研究, 専門・技術サービス業	408 598	△ 0.1	408 598	5.0	356 601	2.5	51 997	25.4	0	△ 19 653
宿泊業, 飲食サービス業	121 830	△ 1.9	120 726	△ 2.8	113 166	△ 1.4	7 560	△ 19.0	1 104	1 104
生活関連サービス業, 娯楽業	130 257	△ 10.5	130 132	△ 10.5	125 239	△ 11.2	4 893	13.5	125	△ 92
教育, 学習支援業	300 553	12.2	300 465	12.9	294 925	13.1	5 540	7.2	88	△ 1 492
医 療 , 福 祉	308 062	0.3	291 812	△ 4.2	276 141	△ 0.9	15 671	△ 40.5	16 250	13 731
サービス業(他に分類されないもの)	242 650	7.3	237 183	9.1	212 293	7.8	24 890	22.0	5 467	△ 3 067

○ 労働時間数

産 業	出勤日数		総実労働時間						○雇用、労働異動			
			前年同月比		所定内労働時間		所定外労働時間		雇用		労働異動	
	前年同月差		前年同月比		前年同月比		前年同月比		月末常用労働者数	パートタイム労働者比率	入職率	離職率
	日	日	時間	%	時間	%	時間	%	人	%	%	ポイント
調 査 産 業 計	18.6	0.4	148.2	1.7	136.1	1.7	12.1	2.5	266 813	△ 1.7	25.6	△ 3.5
建 設 業	19.8	1.4	176.2	9.5	153.8	3.0	22.4	94.8	6 163	△ 4.4	2.1	△ 0.1
製 造 業	19.5	0.1	164.9	0.9	148.1	0.2	16.8	6.3	76 551	△ 0.4	10.6	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	19.3	0.9	161.8	0.3	146.3	3.0	15.5	△ 20.1	1 571	0.7	6.1	3.5
情 報 通 信 業	19.1	0.4	156.1	2.3	144.2	1.4	11.9	13.4	2 061	△ 3.7	6.3	0.4
運 輸 業 , 郵 便 業	20.0	0.3	175.8	△ 7.5	151.3	△ 6.6	24.5	△ 12.7	21 444	0.3	8.1	△ 9.7
卸 売 業 , 小 売 業	18.3	0.0	131.2	5.9	124.1	5.1	7.1	24.6	36 731	0.7	56.6	△ 9.2
金 融 業 , 保 険 業	19.7	1.0	144.3	△ 1.6	139.5	1.4	4.8	△ 47.8	4 660	△ 2.8	4.6	△ 1.1
不動産業, 物品賃貸業	16.6	△ 0.9	139.6	△ 3.5	127.3	△ 5.2	12.3	18.3	1 761	24.6	27.0	4.4
学術研究, 専門・技術サービス業	19.8	△ 0.3	168.4	△ 2.1	149.8	△ 1.6	18.6	△ 5.6	5 914	△ 0.9	8.7	0.0
宿泊業, 飲食サービス業	13.9	△ 0.7	87.1	△ 6.9	82.6	△ 5.3	4.5	△ 28.6	13 210	5.4	78.8	2.1
生活関連サービス業, 娯楽業	13.3	△ 2.2	88.3	△ 10.4	84.8	△ 10.4	3.5	△ 10.3	5 065	3.0	70.1	4.0
教育, 学習支援業	17.1	1.9	139.9	19.5	124.5	12.7	15.4	133.2	18 312	△ 7.4	35.6	△ 11.2
医 療 , 福 祉	18.8	0.9	147.4	2.6	143.5	5.4	3.9	△ 48.7	51 544	△ 4.4	16.0	△ 5.0
サービス業(他に分類されないもの)	18.4	0.5	138.3	5.2	125.6	3.7	12.7	22.2	20 638	1.0	35.7	△ 5.6

○ 賃金・労働時間・常用雇用指数（令和2年＝100）及びパートタイム労働者比率の推移（調査産業計）

年 月	現金給与総額				きまって支給する給与				総実労働時間		所定外労働時間		常用雇用		パートタイム 労働者比率	
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金									
	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比		前年同月差
		%		%		%		%		%		%		%		% ポイント
令和 3年	106.2	6.3	106.0	6.0	104.6	4.7	104.4	4.4	102.4	2.4	108.3	8.4	99.2	△ 0.8	23.0	△ 0.5
4年	107.8	1.5	104.4	△ 1.5	107.1	2.4	103.7	△ 0.7	101.5	△ 0.9	109.5	1.1	99.3	0.2	24.2	1.2
5年	107.7	△ 0.1	100.7	△ 3.5	107.8	0.7	100.7	△ 2.9	100.2	△ 1.3	97.3	△ 11.1	99.2	△ 0.2	26.8	2.6
6年	107.5	1.5	97.5	△ 1.5	107.0	0.8	97.0	△ 2.2	98.8	△ 0.9	97.5	1.4	99.5	0.3	29.9	2.0
7年	111.1	3.3	97.4	△ 0.1	110.8	3.6	97.1	0.1	98.8	0.0	102.3	4.9	97.5	△ 2.0	29.6	△ 0.3
7年 4月	96.1	4.3	84.6	0.4	112.1	2.5	98.7	△ 1.4	102.5	△ 0.7	110.3	3.6	97.6	△ 2.3	29.1	0.5
5月	96.3	9.7	84.3	5.8	111.5	5.3	97.6	1.5	98.7	0.0	99.1	5.0	97.6	△ 2.4	29.2	△ 0.6
6月	147.8	△ 5.9	130.0	△ 8.8	111.4	3.1	98.0	0.0	101.4	2.2	97.2	5.1	97.4	△ 2.4	28.9	△ 1.0
7月	141.0	4.5	123.6	1.1	111.6	3.2	97.8	△ 0.1	104.4	2.7	105.6	6.6	97.6	△ 2.5	28.8	△ 1.2
8月	94.5	7.6	82.7	4.4	112.3	5.1	98.3	2.0	96.8	0.2	99.1	6.0	96.6	△ 3.4	28.3	△ 1.9
9月	93.2	7.0	81.6	3.8	113.0	5.6	98.9	2.4	98.6	2.4	101.9	5.8	96.5	△ 3.4	28.6	△ 1.3
10月	90.6	2.7	78.8	△ 0.3	112.0	3.3	97.4	0.4	103.4	1.7	108.4	3.5	96.9	△ 2.6	29.8	△ 0.6
11月	95.1	2.6	82.4	△ 0.4	112.0	3.4	97.1	0.5	98.4	△ 2.5	103.7	3.7	97.0	△ 2.3	29.5	△ 0.4
12月	207.2	3.2	180.3	1.2	111.3	3.1	96.9	1.1	98.5	△ 0.4	102.8	3.7	96.9	△ 2.5	30.0	△ 0.6
8年 1月	91.8	△ 0.1	80.0	△ 1.0	112.7	3.5	98.2	2.6	96.8	2.5	103.7	△ 1.8	96.2	△ 3.1	25.8	△ 5.6
2月	90.7	4.1	79.6	3.2	111.7	4.5	98.0	3.6	97.0	4.3	103.7	9.9	95.6	△ 3.0	25.6	△ 4.7
3月	95.6	4.1	83.0	2.7	113.7	6.7	98.7	5.2	99.2	3.8	112.1	12.1	94.2	△ 3.4	25.2	△ 5.8
4月	99.6	3.6	86.8	2.6	115.8	3.3	101.0	2.3	104.2	1.7	113.1	2.5	95.9	△ 1.7	25.6	△ 3.5

(注)

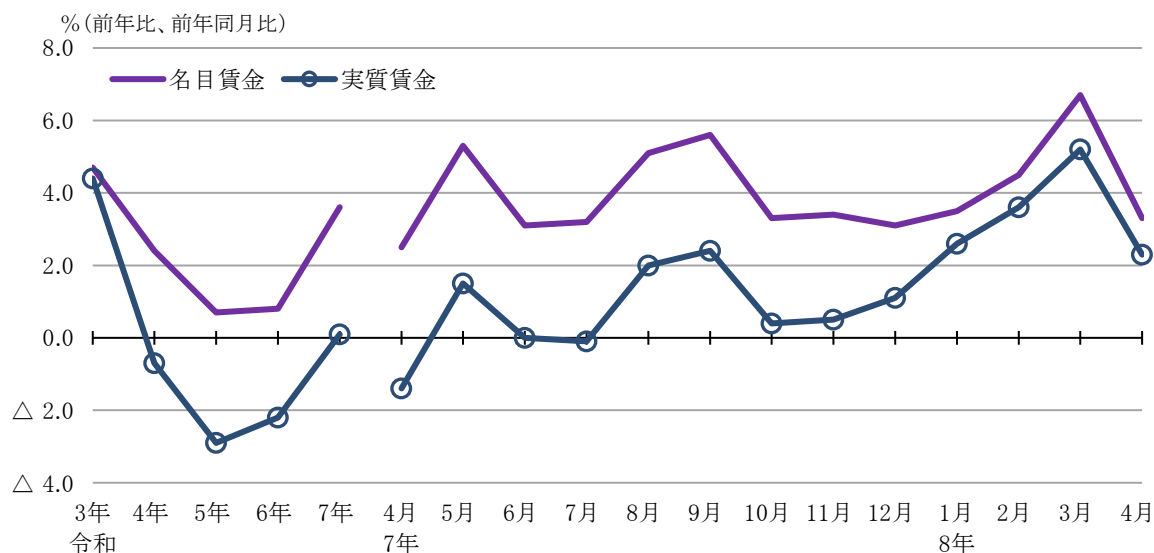
1 パートタイム労働者比率 : $\frac{\text{当月パートタイム労働者数}}{\text{本月末推計常用労働者数}} \times 100$

2 入(離)職率 : $\frac{\text{当月推計増加(減少)常用労働者数}}{\text{前月末推計常用労働者数}} \times 100$

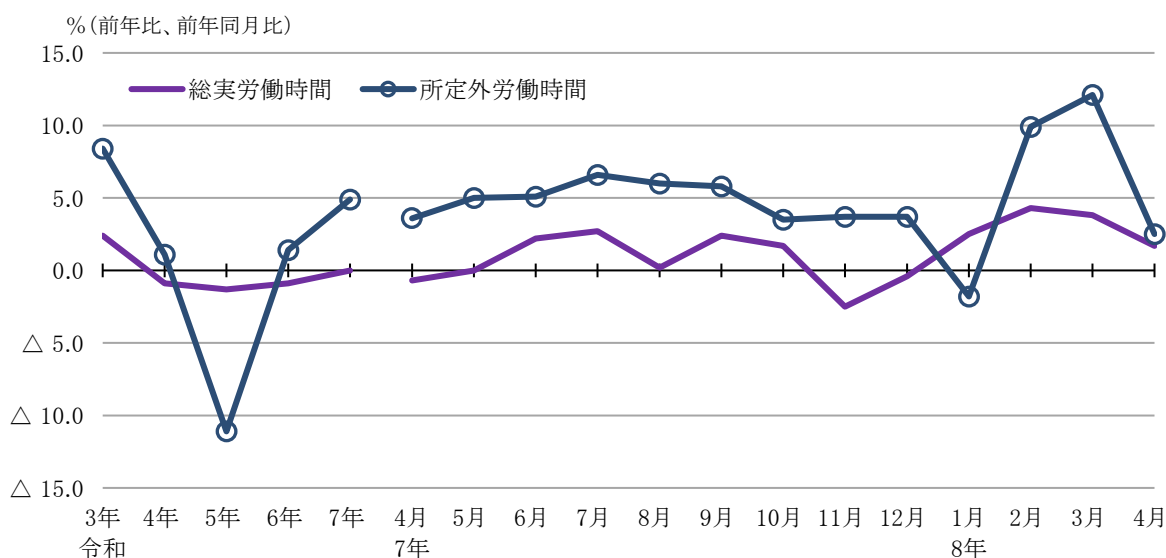
※前月末推計常用労働者数は、当月の集計事業所の「前調査期間末日の常用労働者数」から推計したものである。

3 実質賃金指数 : $\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{山口市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$

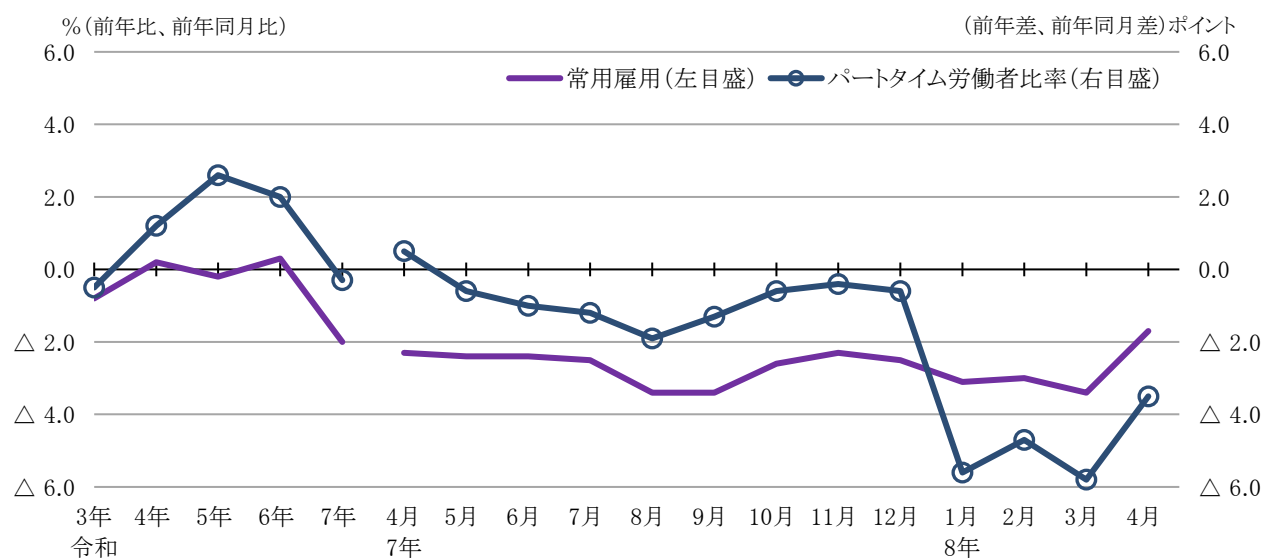
きまって支給する給与の動き 労働者全体(事業所規模30人以上)



労働時間の動き 労働者全体(事業所規模30人以上)



常用雇用、パートタイム労働者比率の動き 労働者全体(事業所規模30人以上)



統 計 表

第1表 産業、性別常用労働者の一人平均月間現金給与額

令和8年(2026年)4月

事業所規模5人以上

産 業	計					男			女		
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
TL 調 査 産 業 計	286 790	271 842	251 457	20 385	14 948	365 931	345 354	20 577	206 670	197 420	9 250
D 建 設 業	398 418	385 377	349 992	35 385	13 041	422 191	408 685	13 506	287 702	276 829	10 873
E 製 造 業	373 408	350 799	310 670	40 129	22 609	425 572	398 589	26 983	226 617	216 314	10 303
F 電 気・ガ ス・熱 供給・水 道 業	479 484	436 831	383 626	53 205	42 653	509 784	462 779	47 005	250 308	240 569	9 739
G 情 報 通 信 業	397 186	326 543	305 780	20 763	70 643	445 121	391 576	53 545	344 803	255 475	89 328
H 運 輸 業， 郵 便 業	315 089	314 327	281 317	33 010	762	333 976	333 075	901	245 998	245 745	253
I 卸 売 業， 小 売 業	255 640	223 418	211 838	11 580	32 222	368 494	312 794	55 700	177 208	161 302	15 906
J 金 融 業， 保 険 業	390 069	364 233	349 470	14 763	25 836	583 874	534 271	49 603	279 863	267 542	12 321
K 不 動 産 業・物 品 賃 貸 業	361 425	340 085	325 303	14 782	21 340	436 520	409 352	27 168	224 482	213 770	10 712
L 学 術 研 究， 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	331 605	326 765	294 399	32 366	4 840	414 788	409 581	5 207	219 708	215 362	4 346
M 宿 泊 業， 飲 食 サ ー ビ ス 業	111 015	110 428	105 172	5 256	587	128 060	127 223	837	102 104	101 648	456
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業， 娯 楽 業	127 946	127 895	124 497	3 398	51	151 187	151 093	94	105 522	105 512	10
O 教 育， 学 習 支 援 業	294 625	294 571	289 851	4 720	54	327 246	327 103	143	274 726	274 726	0
P 医 療， 福 祉	264 599	253 640	242 224	11 416	10 959	342 316	331 967	10 349	241 578	230 438	11 140
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	274 838	271 321	245 411	25 910	3 517	336 885	332 686	4 199	183 536	181 022	2 514
EO9,10 食 料 品・た ば こ	227 164	201 969	180 676	21 293	25 195	309 357	264 974	44 383	175 805	162 600	13 205
E11 織 維 工 業	330 939	314 562	292 107	22 455	16 377	450 234	425 005	25 229	218 262	210 246	8 016
E14 パ ー ル・ブ ー・紙	364 077	364 077	319 718	44 359	0	407 619	407 619	0	224 281	224 281	0
E15 印 刷・同 関 連 業	288 206	270 326	249 600	20 726	17 880	308 576	291 360	17 216	247 648	228 446	19 202
E16,E17 化 学、石 油・石 炭	416 703	415 859	373 521	42 338	844	446 700	445 892	808	279 326	278 321	1 005
E19 ゴ ム 製 品	424 360	407 128	355 596	51 532	17 232	445 464	432 418	13 046	276 788	230 279	46 509
E21 窯 業・土 石 製 品	413 062	413 062	366 015	47 047	0	426 861	426 861	0	288 129	288 129	0
E22 鉄 鋼 業	690 203	451 114	389 930	61 184	239 089	709 394	463 514	245 880	485 296	318 714	166 582
E24 金 属 製 品 製 造 業	328 210	328 210	295 139	33 071	0	355 526	355 526	0	242 057	242 057	0
E28 電 子・デ バ イ ス	390 632	390 632	333 486	57 146	0	431 134	431 134	0	279 867	279 867	0
E31 輸 送 用 機 械 器 具	374 659	369 145	308 473	60 672	5 514	390 987	385 951	5 036	262 873	254 085	8 788
ES1 E ー 括 分 1	337 369	336 944	307 228	29 716	425	399 461	398 852	609	205 004	204 973	31
ES2 E ー 括 分 2	266 301	266 116	242 157	23 959	185	311 134	310 894	240	185 338	185 253	85
ES3 E ー 括 分 3	387 788	384 593	346 775	37 818	3 195	416 055	412 312	3 743	269 960	269 047	913
I-1 卸 売 業	393 844	330 737	316 231	14 506	63 107	465 159	383 758	81 401	253 399	226 319	27 080
I-2 小 売 業	220 788	196 354	185 512	10 842	24 434	321 790	278 508	43 282	167 311	152 857	14 454
M75 宿 泊 業	136 873	136 816	125 750	11 066	57	160 428	160 309	119	119 859	119 847	12
MS M ー 括 分	105 216	104 510	100 557	3 953	706	118 728	117 685	1 043	98 674	98 132	542
P83 医 療 業	301 865	284 514	275 435	9 079	17 351	431 508	412 191	19 317	271 155	254 270	16 885
PS P ー 括 分	223 034	219 204	205 182	14 022	3 830	271 702	268 452	3 250	205 051	201 007	4 044

(注) E ー 括分とは製造業中分類のうち表章産業以外を一括表示したもので次のとおり。
E ー 括分 1：E12木材・木製品製造業(家具を除く)、E13家具・装備品製造業、E18プラスチック製品製造業、E23非鉄金属製造業、E32,20その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
E ー 括分 2：E29電気機械器具製造業、E30情報通信機械器具製造業
E ー 括分 3：E25はん用機械器具製造業、E26生産用機械器具製造業、E27業務用機械器具製造業
M ー 括分とは宿泊業、飲食サービス業中分類のうち表章産業以外を一括表示したものである。
P ー 括分とは医療、福祉中分類のうち表章産業以外を一括表示したものである。

第2表 産業、性別常用労働者の一人平均月間出勤日数及び実労働時間

令和8年(2026年)4月

事業所規模5人以上

(単位：日、時間)

産 業	計				男				女			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
TL 調査産業計	18.2	140.1	130.1	10.0	19.1	156.8	142.3	14.5	17.3	123.1	117.7	5.4
D 建設業	20.8	164.6	151.5	13.1	21.0	169.0	153.8	15.2	19.8	143.9	140.9	3.0
E 製造業	19.5	162.5	147.4	15.1	19.9	169.4	152.2	17.2	18.3	142.5	133.6	8.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19.0	157.1	143.6	13.5	19.3	160.1	145.5	14.6	16.9	134.7	128.8	5.9
G 情報通信業	19.0	156.7	144.6	12.1	19.6	166.0	151.1	14.9	18.4	146.5	137.5	9.0
H 運輸業，郵便業	20.4	174.4	152.3	22.1	20.7	179.6	155.2	24.4	19.0	155.5	141.8	13.7
I 卸売業，小売業	18.2	129.4	122.1	7.3	19.4	153.1	140.4	12.7	17.3	113.1	109.5	3.6
J 金融業，保険業	19.1	144.6	135.3	9.3	19.7	163.4	147.1	16.3	18.8	134.0	128.6	5.4
K 不動産業，物品賃貸業	18.8	158.1	149.3	8.8	19.5	169.3	157.9	11.4	17.5	137.9	133.8	4.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	18.3	149.0	134.7	14.3	19.1	160.6	142.6	18.0	17.2	133.4	124.0	9.4
M 宿泊業，飲食サービス業	13.5	83.3	79.6	3.7	13.4	88.3	83.6	4.7	13.5	80.7	77.5	3.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	14.1	92.0	88.6	3.2	14.2	102.0	97.1	4.9	14.1	82.5	80.9	1.6
O 教育，学習支援業	17.5	140.1	124.8	15.3	17.4	142.8	127.3	15.5	17.5	138.5	123.3	15.2
P 医療業，福祉	18.2	136.9	133.2	3.7	18.3	146.0	141.2	4.8	18.2	134.3	130.9	3.4
R サービス業(他に分類されないもの)	18.9	145.6	133.9	11.7	19.6	162.0	146.1	15.9	18.0	121.7	116.0	5.7
E09,10 食料品・たばこ	18.5	141.9	131.0	10.9	20.6	166.0	151.2	14.8	17.2	126.8	118.4	8.4
E11 繊維工業	20.8	176.0	165.7	10.3	20.4	177.9	164.6	13.3	21.2	174.3	166.8	7.5
E14 パルプ・紙	19.5	157.2	143.5	13.7	19.5	162.3	145.4	16.9	19.6	140.7	137.4	3.3
E15 印刷・同関連業	20.9	168.0	156.4	11.6	21.1	174.4	161.3	13.1	20.4	155.4	146.6	8.8
E16,E17 化学、石油・石炭	18.7	153.2	140.7	12.5	18.9	157.0	143.0	14.0	17.8	135.9	130.3	5.6
E19 ゴム製品	20.6	169.4	153.0	16.4	20.8	172.2	154.8	17.4	19.2	149.8	140.8	9.0
E21 窯業・土石製品	20.0	162.2	146.8	15.4	20.0	163.0	146.2	16.8	20.4	155.1	152.2	2.9
E22 鉄鋼業	20.8	168.8	153.5	15.3	20.9	169.8	153.9	15.9	19.9	159.1	149.8	9.3
E24 金属製品製造業	19.9	165.4	150.7	14.7	20.0	169.0	152.1	16.9	19.5	154.1	146.3	7.8
E28 電子・デバイス	18.9	169.6	149.5	20.1	18.9	173.8	151.9	21.9	18.8	157.9	142.8	15.1
E31 輸送用機械器具	19.6	176.8	154.4	22.4	19.6	178.8	155.5	23.3	19.3	163.3	147.3	16.0
ES1 E一括分1	19.5	163.6	149.0	14.6	19.9	172.2	156.0	16.2	18.7	145.2	134.1	11.1
ES2 E一括分2	18.7	163.8	150.0	13.8	20.4	179.1	162.7	16.4	15.6	136.2	127.0	9.2
ES3 E一括分3	20.0	168.5	152.7	15.8	20.1	172.2	154.6	17.6	19.7	153.2	144.8	8.4
I-1 卸売業	20.0	154.6	146.0	8.6	20.5	166.8	155.9	10.9	19.0	130.3	126.4	3.9
I-2 小売業	17.7	123.1	116.1	7.0	18.8	146.4	132.8	13.6	17.1	110.7	107.2	3.5
M75 宿泊業	13.4	96.3	91.7	4.6	13.0	101.4	95.6	5.8	13.8	92.5	88.8	3.7
MS M一括分	13.5	80.5	76.9	3.6	13.5	84.5	80.1	4.4	13.5	78.4	75.3	3.1
P83 医療業	19.1	142.9	139.8	3.1	18.9	151.6	147.9	3.7	19.1	140.9	137.9	3.0
PS P一括分	17.3	130.3	125.9	4.4	17.8	141.7	135.9	5.8	17.1	126.0	122.2	3.8

第3表 産業、性別常用労働者数及びパートタイム労働者比率

令和8年(2026年)4月

事業所規模5人以上

(単位：人、%)

産 業	計					男				
	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	少 常用労働者数	本調査期間末 常用労働者数	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	少 常用労働者数	
TL 調 査 産 業 計	474 033	21 631	17 393	478 271	154 357	238 423	10 687	8 453		
D 建 設 業	26 822	375	357	26 840	957	22 084	316	308		
E 製 造 業	91 608	2 332	1 355	92 585	10 910	67 583	1 688	954		
F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	2 395	218	281	2 332	179	2 124	98	171		
G 情 報 通 信 業	3 502	156	124	3 534	307	1 838	78	80		
H 運 輸 業， 郵 便 業	28 878	1 007	998	28 887	2 509	22 568	781	553		
I 卸 売 業， 小 売 業	85 859	2 712	2 634	85 937	45 743	35 158	1 514	1 389		
J 金 融 業， 保 険 業	9 076	548	474	9 150	913	3 260	347	260		
K 不 動 産 業， 物 品 賃 貸 業	6 466	78	143	6 401	549	4 190	31	101		
L 学 術 研 究， 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	10 915	450	376	10 989	2 572	6 353	182	324		
M 宿 泊 業， 飲 食 サ ー ビ ス 業	44 652	2 849	2 898	44 603	37 128	15 170	1 562	1 262		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業， 娯 楽 業	12 436	461	685	12 212	9 085	6 066	207	235		
O 教 育， 学 習 支 援 業	25 992	4 353	1 290	29 055	9 864	9 840	1 816	640		
P 医 療， 福 祉 社	88 484	4 583	4 726	88 341	23 895	20 338	1 307	1 574		
R サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	33 964	1 153	914	34 203	9 590	20 224	616	478		

産 業	男(つづき)					女				
	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率	増 常用労働者数	減 常用労働者数	前調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率	増 常用労働者数	減 常用労働者数
TL 調 査 産 業 計	240 657	42 378	17.6	235 610	10 944	237 614	111 979	47.1		
D 建 設 業	22 092	218	1.0	4 738	59	4 748	739	15.6		
E 製 造 業	68 317	2 580	3.8	24 025	644	24 268	8 330	34.3		
F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	2 051	50	2.4	271	120	281	129	45.9		
G 情 報 通 信 業	1 836	32	1.7	1 664	78	1 698	275	16.2		
H 運 輸 業， 郵 便 業	22 796	1 315	5.8	6 310	226	6 091	1 194	19.6		
I 卸 売 業， 小 売 業	35 283	10 390	29.4	50 701	1 198	50 654	35 353	69.8		
J 金 融 業， 保 険 業	3 347	154	4.6	5 816	201	5 803	759	13.1		
K 不 動 産 業， 物 品 賃 貸 業	4 120	62	1.5	2 276	47	2 281	487	21.4		
L 学 術 研 究， 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	6 211	731	11.8	4 562	268	4 778	1 841	38.5		
M 宿 泊 業， 飲 食 サ ー ビ ス 業	15 470	12 105	78.2	29 482	1 287	29 133	25 023	85.9		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業， 娯 楽 業	6 038	4 039	66.9	6 370	254	6 174	5 046	81.7		
O 教 育， 学 習 支 援 業	11 016	3 684	33.4	16 152	2 537	18 039	6 180	34.3		
P 医 療， 福 祉 社	20 071	4 005	20.0	68 146	3 276	68 270	19 890	29.1		
R サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	20 362	2 990	14.7	13 740	537	13 841	6 600	47.7		

第4表 産業、性別常用労働者の一人平均月間現金給与額

令和8年(2026年)4月

事業所規模30人以上

(単位：円)

産業	計				男		女	
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
TL 調査産業計	317 832	297 425	270 581	26 844	20 407	391 458	365 337	26 121
D 建設業	460 543	425 557	353 849	71 708	34 986	468 158	435 041	33 117
E 製造業	395 351	369 682	324 448	45 234	25 669	444 064	413 608	30 456
F 電気・ガス・熱供給・水道業	528 166	463 585	405 616	57 969	64 581	556 051	484 896	71 155
G 情報通信業	391 617	363 555	335 161	28 394	28 062	445 512	413 739	31 773
H 運輸業，郵便業	328 441	327 409	291 909	35 500	1 032	352 421	351 172	1 249
I 卸売業，小売業	259 780	208 854	198 691	10 163	50 926	375 436	288 897	86 539
J 金融業，保険業	335 646	315 941	305 906	10 035	19 705	520 978	460 464	60 514
K 不動産業，物品賃貸業	305 578	232 069	213 680	18 389	73 509	458 428	315 902	142 526
L 学術研究，専門・技術サービス業	408 598	408 598	356 601	51 997	0	446 248	446 248	0
M 宿泊業，飲食サービス業	121 830	120 726	113 166	7 560	1 104	141 463	140 565	898
N 生活関連サービス業，娯楽業	130 257	130 132	125 239	4 893	125	171 306	171 020	286
O 教育，学習支援業	300 553	300 465	294 925	5 540	88	317 799	317 603	196
P 医療，福祉	308 062	291 812	276 141	15 671	16 250	386 574	372 054	14 520
R サービス業(他に分類されないもの)	242 650	237 183	212 293	24 890	5 467	304 731	297 336	7 395
E09.10 食料品・たばこ	224 084	204 782	181 757	23 025	19 302	284 526	248 888	35 638
E11 繊維工業	341 488	323 292	301 061	22 231	18 196	460 757	433 716	27 041
E14 パルプ・紙	398 626	398 626	344 154	54 472	0	416 169	416 169	0
E15 印刷・同関連業	317 839	289 845	263 052	26 793	27 994	343 111	316 793	26 318
E16. E17 化学、石油・石炭	420 012	419 134	375 106	44 028	878	452 353	451 510	843
E19 ゴム製品	435 304	417 267	363 330	53 937	18 037	449 561	436 261	13 300
E21 窯業・土石製品	428 275	428 275	369 684	58 591	0	441 922	441 922	0
E22 鉄鋼業	717 059	460 221	395 701	64 520	256 838	738 179	473 571	264 608
E24 金属製品製造業	351 051	351 051	310 721	40 330	0	375 924	375 924	0
E28 電子・デバイス	390 632	390 632	333 486	57 146	0	431 134	431 134	0
E31 輸送用機械器具	388 679	382 553	318 431	64 122	6 126	402 816	397 315	5 501
ES1 E一括分1	371 190	370 638	334 749	35 889	552	427 187	426 433	754
ES2 E一括分2	321 092	320 752	285 176	35 576	340	352 100	351 697	403
ES3 E一括分3	397 933	394 464	352 407	42 057	3 469	434 426	430 315	4 111
I-1 卸売業	501 825	315 969	285 856	30 113	185 856	646 778	367 069	279 709
I-2 小売業	213 559	188 399	182 046	6 353	25 160	282 947	262 251	20 696
M75 宿泊業	139 968	139 879	130 020	9 859	89	183 167	182 940	227
MS M一括分	110 097	108 336	102 263	6 073	1 761	118 108	116 835	1 273
P83 医療業	328 955	306 035	296 178	9 857	22 920	424 055	403 478	20 577
PS P一括分	263 609	261 551	233 509	28 042	2 058	316 172	313 031	3 141

第5表 産業、性別常用労働者の一人平均月間出勤日数及び実労働時間

令和8年(2026年)4月

事業所規模30人以上

産業	計				男				女			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
TL 調査産業計	18.6	148.2	136.1	12.1	19.2	162.2	145.1	17.1	17.8	132.3	125.8	6.5
D 建設業	19.8	176.2	153.8	22.4	19.7	177.3	153.5	23.8	19.9	166.2	155.8	10.4
E 製造業	19.5	164.9	148.1	16.8	19.8	170.1	151.4	18.7	18.6	148.4	137.6	10.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19.3	161.8	146.3	15.5	19.4	162.8	146.4	16.4	19.2	153.6	145.2	8.4
G 情報通信業	19.1	156.1	144.2	11.9	19.3	161.7	147.0	14.7	18.7	147.3	139.8	7.5
H 運輸業、郵便業	20.0	175.8	151.3	24.5	20.5	183.2	155.7	27.5	18.3	151.4	136.5	14.9
I 卸売業、小売業	18.3	131.2	124.1	7.1	19.0	155.4	142.0	13.4	17.9	117.8	114.1	3.7
J 金融業、保険業	19.7	144.3	139.5	4.8	20.4	170.7	159.5	11.2	19.4	134.7	132.2	2.5
K 不動産業、物品賃貸業	16.6	139.6	127.3	12.3	17.9	166.8	146.3	20.5	15.6	119.3	113.1	6.2
L 学術研究・専門・技術サービス業	19.8	168.4	149.8	18.6	19.8	170.1	150.0	20.1	19.8	163.7	149.2	14.5
M 宿泊業、飲食サービス業	13.9	87.1	82.6	4.5	13.9	92.9	87.0	5.9	13.8	83.7	80.0	3.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	13.3	88.3	84.8	3.5	15.0	104.9	100.2	4.7	12.1	77.5	74.8	2.7
O 教育、学習支援業	17.1	139.9	124.5	15.4	16.9	136.7	123.6	13.1	17.3	142.5	125.2	17.3
P 医療業、福祉	18.8	147.4	143.5	3.9	18.9	151.4	146.0	5.4	18.7	146.1	142.7	3.4
R サービス業(他に分類されないもの)	18.4	138.3	125.6	12.7	19.0	158.0	140.1	17.9	17.6	113.2	107.1	6.1
E09,I0 食料品・たばこ	18.9	147.9	135.1	12.8	20.3	163.3	147.1	16.2	17.9	136.8	126.5	10.3
E11 繊維工業	20.8	175.1	165.5	9.6	20.3	176.6	163.9	12.7	21.2	173.6	167.1	6.5
E14 パルプ・紙	19.5	161.4	144.6	16.8	19.5	162.9	145.1	17.8	19.3	149.3	140.3	9.0
E15 印刷・関連連業	20.3	171.6	157.6	14.0	20.6	177.0	161.4	15.6	19.8	160.2	149.5	10.7
E16,E17 化学、石油・石炭	18.8	154.0	141.0	13.0	19.0	158.2	143.6	14.6	17.7	135.1	129.3	5.8
E19 ゴム製品	20.6	170.8	154.0	16.8	20.9	172.5	155.1	17.4	18.6	156.1	144.6	11.5
E21 窯業・土石製品	19.2	159.1	140.2	18.9	19.3	160.4	140.3	20.1	18.5	143.4	138.8	4.6
E22 鉄鋼業	21.0	170.2	154.2	16.0	21.1	171.4	154.7	16.7	19.8	157.9	149.2	8.7
E24 金属製品製造業	19.5	170.0	151.1	18.9	19.7	173.9	153.0	20.9	18.8	157.6	144.9	12.7
E28 電子・デバイス	18.9	169.6	149.5	20.1	18.9	173.8	151.9	21.9	18.8	157.9	142.8	15.1
E31 輸送用機械器具	19.4	177.8	154.7	23.1	19.5	179.1	155.0	24.1	18.9	167.2	151.9	15.3
ES1 E一括分1	19.3	168.5	151.0	17.5	19.6	173.9	155.6	18.3	18.6	154.7	139.4	15.3
ES2 E一括分2	20.1	177.6	157.2	20.4	20.1	181.6	160.5	21.1	19.9	168.3	149.5	18.8
ES3 E一括分3	19.8	168.6	150.8	17.8	20.0	174.0	154.0	20.0	19.1	148.2	138.7	9.5
I-1 卸売業	19.4	157.5	143.9	13.6	19.8	174.9	153.9	21.0	18.8	134.7	130.8	3.9
I-2 小売業	18.1	126.3	120.4	5.9	18.7	148.7	138.0	10.7	17.8	115.7	112.1	3.6
M75 宿泊業	14.1	93.4	87.9	5.5	14.8	110.1	101.9	8.2	13.7	84.6	80.6	4.0
MS M一括分	13.8	83.1	79.2	3.9	13.4	83.2	78.6	4.6	14.0	83.0	79.5	3.5
P83 医療業	18.8	148.1	145.2	2.9	18.9	152.7	149.2	3.5	18.7	146.6	143.9	2.7
PS P一括分	18.8	146.2	140.0	6.2	18.7	148.9	140.1	8.8	18.8	145.2	140.0	5.2

(単位：日、時間)

第6表 産業、性別常用労働者数及びパートタイム労働者比率

令和8年(2026年)4月

事業所規模30人以上

(単位：人、%)

産 業	計					男					
	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	少 常用労働者数	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数		前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	少 常用労働者数
						パートタイム 労働者比率					
TL 調査業計	262 080	13 227	8 494		266 813	68 406	25.6	140 513	6 894		4 647
D 建設業	6 167	128	132		6 163	132	2.1	5 510	128		132
E 製造業	75 651	2 136	1 236		76 551	8 134	10.6	57 477	1 617		861
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1 551	135	115		1 571	96	6.1	1 374	98		88
G 情報通信業	2 112	46	97		2 061	130	6.3	1 313	23		80
H 運輸業，郵便業	21 212	974	742		21 444	1 733	8.1	16 135	748		297
I 卸売業，小売業	36 537	1 530	1 336		36 731	20 799	56.6	13 146	737		759
J 金融業，保険業	4 569	296	205		4 660	216	4.6	1 189	183		96
K 不動産業，物品賃貸業	1 739	78	56		1 761	476	27.0	738	31		14
L 学術研究，専門・技術サービス業	5 920	299	305		5 914	515	8.7	4 497	122		289
M 宿泊業，飲食サービス業	13 575	557	922		13 210	10 416	78.8	5 091	301		438
N 生活関連サービス業，娯楽業	4 980	250	165		5 065	3 550	70.1	1 966	96		75
O 教育，学習支援業	15 547	3 449	684		18 312	6 526	35.6	6 952	1 634		299
P 医療，福祉	50 773	2 551	1 780		51 544	8 261	16.0	12 877	751		819
R サービス業(他に分類されないもの)	20 605	703	670		20 638	7 373	35.7	11 485	422		351

産業	業	男(つづき)					女				
		本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	少 常用労働者数	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率
TL	調査業計	142 760	19 437	13.6	121 567	6 333	3 847	124 053	48 969	39.5	
D	建設業	5 506	124	2.3	657	0	0	657	8	1.2	
E	製造業	58 233	2 155	3.7	18 174	519	375	18 318	5 979	32.6	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1 384	50	3.6	177	37	27	187	46	24.6	
G	情報通信業	1 256	32	2.5	799	23	17	805	98	12.2	
H	運輸業，郵便業	16 586	632	3.8	5 077	226	445	4 858	1 101	22.7	
I	卸売業，小売業	13 124	4 115	31.4	23 391	793	577	23 607	16 684	70.7	
J	金融業，保険業	1 276	62	4.9	3 380	113	109	3 384	154	4.6	
K	不動産業，物品賃貸業	755	62	8.2	1 001	47	42	1 006	414	41.2	
L	学術研究，専門・技術サービス業	4 330	170	3.9	1 423	177	16	1 584	345	21.8	
M	宿泊業，飲食サービス業	4 954	3 644	73.6	8 484	256	484	8 256	6 772	82.0	
N	生活関連サービス業，娯楽業	1 987	1 210	60.9	3 014	154	90	3 078	2 340	76.0	
O	教育，学習支援業	8 287	3 052	36.8	8 595	1 815	385	10 025	3 474	34.7	
P	医療，福祉	12 809	1 515	11.8	37 896	1 800	961	38 735	6 746	17.4	
R	サービス業(他に分類されないもの)	11 556	2 591	22.4	9 120	281	319	9 082	4 782	52.7	

第7表 産業、就業形態別労働者の一人平均月間現金給与額、出勤日数、実労働時間及び労働者数

令和8年(2026年)4月

事業所規模5人以上

事業所規模5人以上															
就業形態	産 業	現金給与 総額	きまって支 給する給与	所定内 給与	超過労働 給与	特別に支払 われた給与	出勤日数	総実労働 時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	前調査期間 末労働者数	増 加 労働者数	減 少 労働者数	(単位：円、日、時間、人)	本調査期間 末労働者数
一般労働者	TL 調 査 業 計	373 213	351 850	323 392	28 458	21 363	20.2	167.9	154.2	13.7	319 178	13 600	9 066		323 914
	E 製 造 業	405 174	379 806	335 400	44 406	25 368	19.9	169.8	153.3	16.5	80 609	2 237	1 158		81 675
	I 卸 売 業 ， 小 売 業	417 031	351 583	330 014	21 569	65 448	20.8	172.1	159.4	12.7	39 103	1 756	649		40 194
	P 医 療 ， 福 祉	319 128	304 537	290 899	13 638	14 591	19.8	156.8	152.3	4.5	63 503	3 627	2 924		64 446
パートタイム 労働者	TL 調 査 業 計	107 047	105 441	101 846	3 595	1 606	14.2	82.2	79.9	2.3	154 855	8 031	8 327		154 357
	E 製 造 業	138 111	135 936	127 486	8 450	2 175	16.6	107.8	103.5	4.3	10 999	95	197		10 910
	I 卸 売 業 ， 小 売 業	117 285	113 546	110 530	3 016	3 739	15.9	93.0	90.2	2.8	46 756	956	1 985		45 743
	P 医 療 ， 福 祉	121 853	120 401	114 802	5 599	1 452	14.2	84.9	83.3	1.6	24 981	956	1 802		23 895

事業所規模30人以上

事業所規模30人以上														
就業形態	産 業	現金給与 総額	きまって支 給する給与	所定内 給与	超過労働 給与	特別に支払 われた給与	出勤日数	総実労働 時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	前調査期間 末労働者数	増	減	本調査期間 末労働者数
												労働者数	労働者数	
一般労働者	TL 調 査 業 計	385 966	359 707	325 205	34 502	26 259	19.9	169.3	153.9	15.4	194 829	8 981	5 485	198 407
	E 製 造 業	425 191	396 757	347 046	49 711	28 434	19.8	171.0	152.9	18.1	67 391	2 051	1 059	68 417
	I 卸 売 業 ， 小 売 業	429 823	322 106	302 304	19 802	107 717	20.4	174.2	161.1	13.1	15 525	814	391	15 932
	P 医 療 ， 福 祉	337 494	318 942	302 733	16 209	18 552	19.4	156.5	152.2	4.3	42 645	2 131	1 520	43 283
パートタイム 労働者	TL 調 査 業 計	120 331	116 885	112 240	4 645	3 446	14.7	87.3	84.6	2.7	67 251	4 246	3 009	68 406
	E 製 造 業	148 156	145 386	137 243	8 143	2 770	16.8	113.2	107.7	5.5	8 260	85	177	8 134
	I 卸 売 業 ， 小 売 業	131 846	123 648	120 737	2 911	8 198	16.7	98.9	96.3	2.6	21 012	716	945	20 799
	P 医 療 ， 福 祉	153 748	149 568	136 716	12 852	4 180	15.7	99.9	98.1	1.8	8 128	420	260	8 261

第8表 事業所規模、性別、就業形態別常用労働者の一人平均月間現金給与額、出勤日数及び実労働時間

令和8年(2026年)4月

調査産業計

(単位：円、日、時間)

区分		現金給与 総額	きまって支給 する給与	所定内給与	超過労働 給与	特別に支払 われた給与	出勤日数	総実労働 時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
事業所規模 100人以上	計	344 107	324 754	290 531	34 223	19 353	18.9	153.3	140.6	12.7
	男	416 217	392 609	—	—	23 608	19.5	165.1	147.2	17.9
	女	247 645	233 983	—	—	13 662	18.2	137.5	131.8	5.7
	一般労働者	397 476	373 618	332 521	41 097	23 858	19.7	167.4	152.4	15.0
	パートタイム 労働者	134 449	132 793	125 571	7 222	1 656	15.8	98.2	94.4	3.8
事業所規模 30～99人	計	290 491	268 987	249 821	19 166	21 504	18.2	143.1	131.5	11.6
	男	361 825	332 695	—	—	29 130	18.8	158.6	142.5	16.1
	女	219 877	205 921	—	—	13 956	17.5	127.6	120.5	7.1
	一般労働者	372 085	342 931	316 382	26 549	29 154	20.1	171.8	155.8	16.0
	パートタイム 労働者	110 785	106 128	103 225	2 903	4 657	13.9	79.9	78.0	1.9
事業所規模 5～29人	計	248 014	239 885	227 569	12 316	8 129	17.8	129.8	122.5	7.3
	男	329 001	316 444	—	—	12 557	19.0	149.1	138.3	10.8
	女	178 341	174 021	—	—	4 320	16.8	113.0	108.8	4.2
	一般労働者	353 144	339 485	320 541	18 944	13 659	20.6	165.5	154.6	10.9
	パートタイム 労働者	96 664	96 496	93 723	2 773	168	13.8	78.1	76.1	2.0

【参考資料】

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について

- (注1) 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査対象事業所のことである。
平成30年から部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから、共通事業所に限定した集計が可能となった。
- (注2) 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。
- (注3) 共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列(全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した集計)に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

令和8年(2026年)4月

(単位：%)

産業、事業所規模		現金給与総額	きまって支給 する給与	所定内給与	総実労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
調査産業計	5人以上	1.9	3.3	2.4	△ 0.3	△ 0.6	4.5
調査産業計	30人以上	2.6	5.0	3.7	1.8	1.6	4.5

〈参考〉全国の結果（令和8年（2026年）4月・確報値）

(1) 賃金、労働時間、雇用の動き

区 分		調査産業計、事業所規模5人以上	
		実 数	前年同月比
			%
現金給与総額	(円)	312 699	3.6
きまって支給する給与	(円)	299 015	3.4
所定内給与	(円)	277 710	3.3
特別に支払われた給与	(円)	13 684	10.3
出勤日数	(日)	18.0	※ 0.0
総実労働時間	(時間)	139.8	0.2
所定内労働時間	(時間)	129.5	0.2
所定外労働時間	(時間)	10.3	1.0
常用労働者数	(千人)	51 983	0.9
パートタイム労働者数	(千人)	16 199	1.4
入職率	(%)	5.31	※ 0.04
離職率	(%)	4.23	※ 0.19

(注) ※は差を示す

(2) 賃金指数、労働時間指数、雇用指数（調査産業計、事業所規模5人以上）

（令和2年＝100）

年月	きまって支給する給与				所定外労働時間		常用雇用	
	名目賃金		実質賃金					
	指 数	前年同期比	指 数	前年同期比	指 数	前年同期比	指 数	前年同期比
		%		%		%		%
令和 5年	103.0	1.1	96.6	△ 2.6	109.0	△ 0.9	103.1	1.9
6年	107.5	2.0	97.7	△ 1.2	109.3	△ 2.7	104.3	1.2
7年	109.6	2.0	96.1	△ 1.6	106.6	△ 2.5	105.9	1.5
7年 4月	110.3	2.1	97.2	△ 1.9	110.9	△ 2.8	105.7	1.7
5月	109.5	2.0	96.1	△ 2.0	105.4	△ 1.0	106.1	1.7
6月	110.4	2.0	97.0	△ 1.7	105.4	△ 3.0	106.2	1.5
7月	110.5	2.1	96.9	△ 1.4	106.5	△ 3.0	106.4	1.4
8月	109.4	1.8	95.8	△ 1.2	97.8	△ 3.3	106.2	1.3
9月	110.0	2.0	96.4	△ 1.2	105.4	△ 2.0	106.1	1.3
10月	111.3	2.5	96.8	△ 0.9	110.9	△ 1.9	106.3	1.3
11月	110.8	1.9	95.9	△ 1.3	108.7	△ 3.8	106.5	1.3
12月	111.0	2.0	96.3	△ 0.4	107.6	△ 2.0	106.6	1.3
8年 1月	110.1	2.9	95.7	1.3	103.3	0.0	106.3	1.2
2月	110.3	3.3	96.5	1.8	105.4	△ 1.0	106.2	1.3
3月	111.5	3.3	97.0	1.7	109.8	△ 1.0	105.6	1.1
4月	114.0	3.4	98.9	1.7	112.0	1.0	106.7	0.9

注) 実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。

○毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、山口県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この統計調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から産業及び規模別に無作為抽出された約720事業所を対象として調査を行っている。

3 用語の定義

(1)常用労働者について

・常用労働者

- ①期間を定めずに雇われている者
- ②1か月以上の期間を定めて雇われている者

のいずれかに該当する者をいう。

・パートタイム労働者

「常用労働者」のうち、

- ①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

のいずれかに該当する者をいう。

・一般労働者

「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」でない者をいう。

(2)入職（離職）率

前月末労働者数に対する月間の入職（離職）者数の割合（％）である。なお、入職（離職）者には同一企業内での事業所間の異動者も含む。

(3)パートタイム労働者比率

調査期間末常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

(4)現金給与額について

賃金、給料、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

・現金給与総額

以下の「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額。

・きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

次の「所定内給与」と「所定外給与(超過労働給与)」に分かれる。

・所定内給与

「きまって支給する給与」のうち次の「所定外給与(超過労働給与)」以外のもの。

・所定外給与（超過労働給与）

「きまって支給する給与」のうち、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ②支給事由の発生が不定期なもの
- ③3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等)
- ④いわゆるベースアップの差額追給分

(5) 出勤日数について

調査期間中に労働者が業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする

(6) 実労働時間数について

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

・ 総実労働時間数

次の「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計。

・ 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。

・ 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、抽出された調査事業所からの報告をもとに、本県の規模5人以上のすべての事業所(母集団)に対応するように復元して算定したものである。

○利用上の注意

1 指数の基準時について

令和4年1月分から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準としている。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を令和2年平均が100となるように改訂した。ただし、令和3年12月分までの前年同月比は、平成27年基準指数で計算したものとする。したがって、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

また、今回の基準時更新に併せて、実質賃金の計算に用いる消費者物価指数(毎月勤労統計調査では、「持ち家の帰属家賃を除く総合」を使用)も令和2年基準に変更している。

2 第一種事業所の部分入替え方式の導入と常用雇用指数等の指数改訂について

調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。

令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ(令和3年経済センサス一活動調査)に基づき更新(ベンチマーク更新)した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用の前年同月比等は、過去に遡って改訂している。賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年1月分以降の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

3 日本標準産業分類の改定について

平成29年1月分から日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいて集計結果を公表している。

4 その他

- ・金額、日数及び時間数は、特に表示しない限り、常用労働者の1人当たり月平均である。
- ・前年同月(期)比は指数により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない(ただし、所定外給与について実数により算出)。
- ・「鉱業、採石業、砂利採取業」については、調査事業所数が僅少のため公表していない。また、「複合サービス事業」については、企業体数が僅少のため公表していない。ただし、調査産業計はこれらを含めて集計している。
- ・「△」は減、「x」は秘匿値、「r」は修正値、「―」は集計数値がないことを示している。

毎月勤労統計調査(基幹統計)とは

— どんな統計か —

- ◎賃金(給与)や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを毎月調べる調査です。
- ◎大正12年から始まり、100年以上継続している歴史ある調査です。
- ◎国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

— どのように利用されているか —

- ◎景気動向の判断資料として使われます。
- ◎労働経済問題の基礎資料及び研究資料として使われます。
- ◎失業給付(基本手当)、労働者災害補償(休業補償)の額の改定に使われます。
- ◎国民所得や県民所得の推計に使われます。
- ◎交通事故の補償など逸失利益の算出の基礎資料として使われます。
- ◎その他日本の労働事情の海外への紹介、国連の報告などにも活用されています。

☆この調査を税金など統計以外のことに利用することは絶対にありません。(法律によって固く禁じられています。)

令和8年(2026年)6月29日発行

この調査についての照会は、下記へお願いします。

山口県総合企画部統計分析課
商工労働統計班

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL (083)933-2654

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/15950.html>



毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃんきんちゃん」

2020年（令和2年）基準

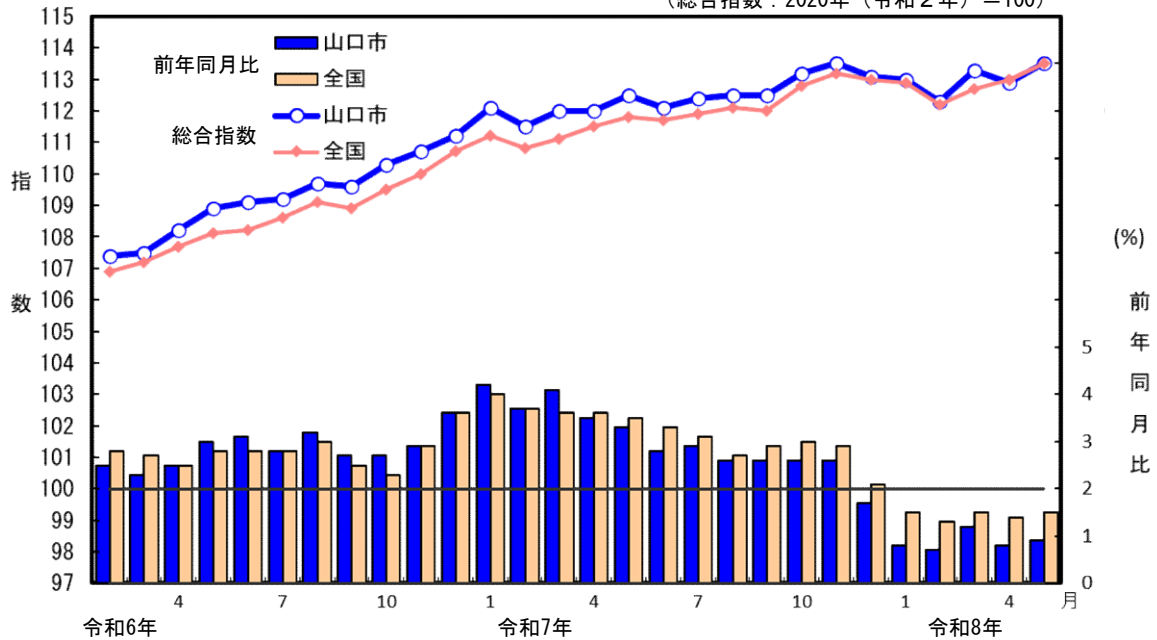
山口市消費者物価指数

令和8年5月

	山口市			全国		
	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比
総合指数	113.5	0.5%	0.9%	113.5	0.5%	1.5%
生鮮食品を除く総合	113.0	0.5%	0.7%	113.0	0.5%	1.4%
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	112.2	0.2%	1.1%	112.0	0.2%	1.8%

総合指数の推移

（総合指数：2020年（令和2年）＝100）



統計は 一人ひとりの参加から



山口県

総合企画部

統計分析課

（利用上の注意） この資料は総務省統計局による公表の内容とその詳細を収録したものである。

(白紙ページ)

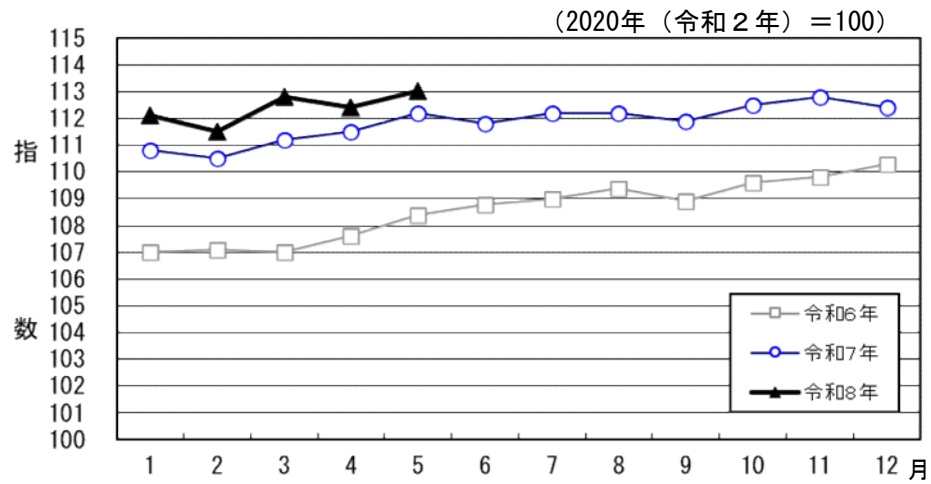
【概況】 令和8年5月 山口市の消費者物価指数 (2020年(令和2年)=100)

- 総合指数は113.5
前月と比べると0.5%の上昇、前年同月と比べると0.9%の上昇となった。
- 生鮮食品を除く総合指数は113.0
前月と比べると0.5%の上昇、前年同月と比べると0.7%の上昇となった。

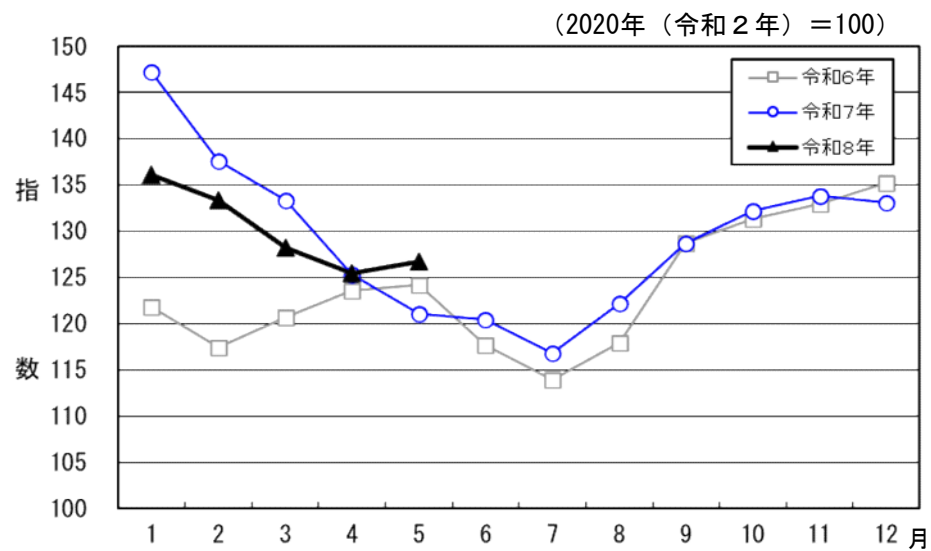
【10大費目別指数の動き】

費 目	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
総 合	0.5		0.9	
食 料	0.5		3.0	飲料の値上がり
住 居	0.0		-0.2	
光 熱・水 道	3.7	電気代の値上がり	-0.9	
家具・家事用品	-1.5		0.9	
被服 及び 履物	-0.9		-1.8	
保 健 医 療	0.3		-1.0	
交 通・通 信	0.9		1.4	
教 育	0.0		-10.3	授業料等の値下がり
教 養 娛 楽	0.5		1.4	
諸 雑 費	0.2		0.5	
生 鮮 食 品	1.0		4.7	生鮮野菜の値上がり

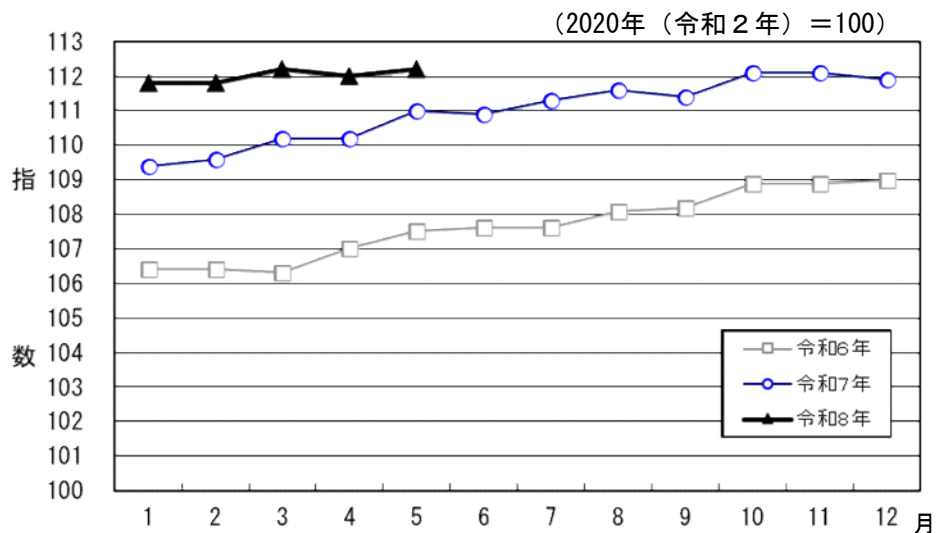
<<生鮮食品を除く総合>>の動き



<<生鮮食品>>の動き



<<生鮮食品及びエネルギーを除く総合>>の動き



総合指数等の推移

2020年（令和2年）＝100

年平均	山口市					全 国			
	総合指数		前年比 (%)	生鮮食品を 除く総合指数		前年比 (%)	総合指数		前年比 (%)
平成 2 8 年	97.3		0.0	97.6		-0.2	98.1		-0.1
2 9	97.8		0.5	98.2		0.6	98.6		0.5
3 0	98.9		1.1	99.1		1.0	99.5		1.0
令和 元	99.8		0.9	100.1		0.9	100.0		0.5
2	100.0		0.2	100.0		-0.1	100.0		0.0
3	100.2		0.2	100.1		0.1	99.8		-0.2
4	102.9		2.7	102.7		2.6	102.3		2.5
5	106.2		3.2	105.9		3.1	105.6		3.2
6	109.1		2.8	108.6		2.5	108.5		2.7
7	112.4		3.0	111.8		3.0	111.9		3.2
年・月	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)
7 年 5 月	112.5	0.5	3.3	112.2	0.6	3.5	111.8	0.3	3.5
6 月	112.1	-0.3	2.8	111.8	-0.3	2.8	111.7	-0.1	3.3
7 月	112.4	0.3	2.9	112.2	0.4	2.9	111.9	0.2	3.1
8 月	112.5	0.1	2.6	112.2	0.0	2.5	112.1	0.2	2.7
9 月	112.5	-0.1	2.6	111.9	-0.3	2.8	112.0	-0.1	2.9
1 0 月	113.2	0.7	2.6	112.5	0.6	2.7	112.8	0.7	3.0
1 1 月	113.5	0.3	2.6	112.8	0.2	2.7	113.2	0.3	2.9
1 2 月	113.1	-0.3	1.7	112.4	-0.3	1.9	113.0	-0.2	2.1
8 年 1 月	113.0	-0.1	0.8	112.1	-0.2	1.2	112.9	-0.1	1.5
2 月	112.3	-0.6	0.7	111.5	-0.6	0.9	112.2	-0.6	1.3
3 月	113.3	0.9	1.2	112.8	1.2	1.4	112.7	0.4	1.5
4 月	112.9	-0.4	0.8	112.4	-0.3	0.9	113.0	0.3	1.4
5 月	113.5	0.5	0.9	113.0	0.5	0.7	113.5	0.5	1.5

山口市

			総 合		持家の帰 属家賃を 除く総合	食 料	生鮮食品	住 居
指 								

10 大 費 目 指 数

2020年（令和2年）=100

光 熱 水 道	家 具 家事用品	被 服 及 履 物	保健医療	交 通 通 信	教 育	教養娯楽	諸 雑 費
108.0	122.0	106.1	102.8	97.5	100.3	106.3	102.7
109.0	124.8	107.7	105.1	100.2	100.1	110.9	104.1
113.4	129.7	110.8	106.5	102.9	88.6	114.0	104.9
118.7	132.0	112.2	107.0	102.5	85.0	114.4	105.3
117.8	130.5	112.2	106.5	101.7	85.0	113.6	104.7
116.8	128.5	111.6	106.3	102.5	85.0	114.4	104.6
111.8	129.4	111.4	106.4	103.0	83.8	116.1	104.9
109.8	129.6	111.3	106.4	102.9	85.0	114.0	104.8
110.8	131.7	110.4	106.9	104.0	85.0	114.8	105.3
115.1	131.2	110.2	107.4	103.5	85.0	113.9	105.4
115.2	129.8	110.3	107.2	101.9	85.0	114.2	105.1
115.3	127.0	109.6	107.4	101.5	85.0	113.5	105.4
105.2	128.7	108.7	105.5	101.7	85.0	114.1	105.2
107.9	134.1	109.0	105.3	105.5	85.3	115.1	105.4
113.5	135.2	111.1	105.5	103.0	76.2	115.4	105.6
117.6	133.2	110.2	105.9	103.9	76.2	115.9	105.8
5.2	-0.3	0.0	0.9	-0.8	0.5	-0.6	0.9
-0.7	-1.1	0.0	-0.5	-0.7	0.0	-0.7	-0.6
-0.8	-1.5	-0.5	-0.2	0.8	0.0	0.6	-0.1
-4.3	0.7	-0.2	0.1	0.4	-1.3	1.5	0.2
-1.8	0.1	0.0	0.0	-0.1	1.3	-1.8	-0.1
1.0	1.6	-0.8	0.5	1.1	0.0	0.7	0.4
3.9	-0.4	-0.3	0.5	-0.5	0.0	-0.8	0.1
0.0	-1.0	0.1	-0.2	-1.6	0.0	0.3	-0.3
0.1	-2.1	-0.7	0.2	-0.4	0.0	-0.7	0.3
-8.8	1.3	-0.8	-1.8	0.2	0.0	0.5	-0.2
2.6	4.3	0.3	-0.2	3.7	0.4	0.9	0.2
5.2	0.8	1.9	0.2	-2.4	-10.7	0.2	0.2
3.7	-1.5	-0.9	0.3	0.9	0.0	0.5	0.2
-6.3	10.3	4.1	1.8	1.9	0.4	4.0	0.9
1.0	2.4	1.5	2.2	2.8	-0.2	4.4	1.4
4.0	3.9	2.9	1.3	2.7	-11.5	2.8	0.8
9.3	2.6	4.2	2.2	2.2	-15.2	3.3	1.2
5.4	4.8	3.6	1.2	1.3	-15.2	3.2	0.7
1.3	3.8	4.8	0.9	1.8	-15.2	2.9	0.5
-2.9	2.1	5.0	1.1	2.2	-15.4	2.7	0.7
2.8	2.8	1.4	1.0	2.6	-15.2	2.3	0.5
3.5	2.0	-0.2	0.8	3.3	-15.2	2.4	0.3
4.6	2.8	-0.1	1.3	3.1	-15.2	1.3	0.5
0.3	3.0	-0.6	1.2	0.5	-15.2	2.0	0.4
0.5	0.2	0.5	1.3	-1.3	-15.2	1.5	0.7
-2.5	1.8	-0.2	-0.2	-1.5	-15.2	1.7	0.2
-1.7	5.2	-1.0	-0.4	2.2	-14.8	1.6	0.5
0.6	2.1	-1.0	-0.5	-0.3	-9.9	0.2	1.1
-0.9	0.9	-1.8	-1.0	1.4	-10.3	1.4	0.5

山 口 市

費 目	単位	令和 8 年	令和 8 年 5 月		
		4 月	指 数	前 月 比 (%)	前年同月比 (%)
総合	10,000	112.9	113.5	0.5	0.9
食料	2,538	128.9	129.5	0.5	3.0
穀類	196	148.5	150.4	1.3	1.5
魚介類	189	133.2	134.6	1.0	1.9
生鮮魚介	112	134.5	138.0	2.6	2.5
肉類	282	119.5	118.8	-0.7	0.7
乳卵類	124	133.0	132.8	-0.1	2.5
野菜・海藻	240	125.5	126.4	0.8	7.3
生鮮野菜	157	117.5	120.0	2.2	9.3
果物	92	126.6	123.4	-2.6	1.0
生鮮果物	86	128.6	124.2	-3.4	0.3
油脂・調味料	122	132.1	131.9	-0.1	2.7
菓子類	251	143.0	142.7	-0.2	6.8
調理食品	338	131.5	133.4	1.4	5.6
飲料	162	136.0	137.7	1.3	8.2
酒類	120	117.1	117.2	0.1	2.0
外食	420	114.6	115.5	0.8	-2.6
住居	1,748	104.7	104.6	0.0	-0.2
家賃	1,387	99.4	99.3	0.0	-0.5
設備修繕・維持	361	125.0	124.9	-0.1	0.8
光熱・水道	702	113.5	117.6	3.7	-0.9
電気代	380	111.3	117.5	5.6	-3.2
ガス代	122	113.2	116.8	3.2	1.2
他の光熱	26	155.7	160.2	2.9	16.5
上下水道料	174	112.1	112.1	0.0	0.0
家具・家事用品	383	135.2	133.2	-1.5	0.9
家庭用耐久財	121	145.6	137.7	-5.5	0.5
室内装備品	20	148.1	154.2	4.1	15.0
寝具類	22	130.0	131.7	1.3	2.1
家事雑貨	77	130.4	129.5	-0.7	-2.7
家事用消耗品	109	131.6	132.7	0.8	1.3
家事サービス	33	115.2	115.2	0.0	-0.1
被服及び履物	373	111.1	110.2	-0.9	-1.8
衣料	155	106.8	106.1	-0.7	-3.5
和服	13	112.0	112.0	0.0	0.0
洋服	141	106.3	105.5	-0.7	-3.8
シャツ・セーター・下着類	116	115.3	114.2	-1.0	-1.2
シャツ・セーター類	83	116.2	114.5	-1.4	-1.1
下着類	33	113.2	113.2	0.0	-1.4
履物類	51	113.8	113.8	0.0	-0.1

中分類指数

2020年（令和2年）＝100

費目	ウェイト	令和8年 4月	令和8年5月		
			指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)
他の被服	36	103.2	100.0	-3.1	-3.2
被服関連サービス	16	131.3	131.3	0.0	5.9
保健医療	475	105.5	105.9	0.3	-1.0
医薬品・健康保持用摂取品	119	112.4	113.0	0.6	3.5
保健医療用品・器具	98	116.0	117.0	0.8	-6.6
保健医療サービス	258	98.3	98.3	0.0	-0.6
交通・通信	1,901	103.0	103.9	0.9	1.4
交通	110	102.6	102.8	0.2	0.9
自動車等関係費	1,346	111.4	112.8	1.2	0.1
通信	446	77.5	77.3	-0.3	7.5
教育	249	76.2	76.2	0.0	-10.3
授業料等	149	58.1	58.1	0.0	-22.2
教科書・学習参考教材	11	112.0	112.0	0.0	1.4
補習教育	88	102.2	102.2	0.0	3.2
教養娯楽	916	115.4	115.9	0.5	1.4
教養娯楽用耐久財	89	104.0	104.5	0.4	-2.3
教養娯楽用品	228	117.1	118.7	1.3	1.3
書籍・他の印刷物	101	118.8	118.9	0.1	2.5
教養娯楽サービス	498	115.9	116.1	0.2	1.8
諸雑費	715	105.6	105.8	0.2	0.5
理美容サービス	113	105.7	105.7	0.0	2.6
理美容用品	189	102.1	102.6	0.5	-0.6
身の回り用品	57	121.0	122.3	1.1	0.8
たばこ	42	117.0	117.0	0.0	1.7
他の諸雑費	314	103.3	103.3	0.0	0.1
生鮮食品（注1）	354	125.5	126.7	1.0	4.7
生鮮食品を除く総合	9,646	112.4	113.0	0.5	0.7
持家の帰属家賃を除く総合	8,856	114.7	115.4	0.6	1.1
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	8,501	114.3	114.9	0.6	0.9
エネルギー（注2）	802	117.6	122.3	4.0	-2.5
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	8,844	112.0	112.2	0.2	1.1
教養娯楽関係費	940	114.0	114.6	0.5	1.1
情報通信関係費	522	77.1	77.1	0.0	4.9

（注1）生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

（注2）電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン

報道関係者 各位

担 当	令和8年6月30日（火）
	【照会先】
	山口労働局職業安定部
	職業安定課長 野上 秀和
	地方労働市場情報官 井上 誠 電話（083）995-0380

山口県の雇用情勢（令和8年5月分）について

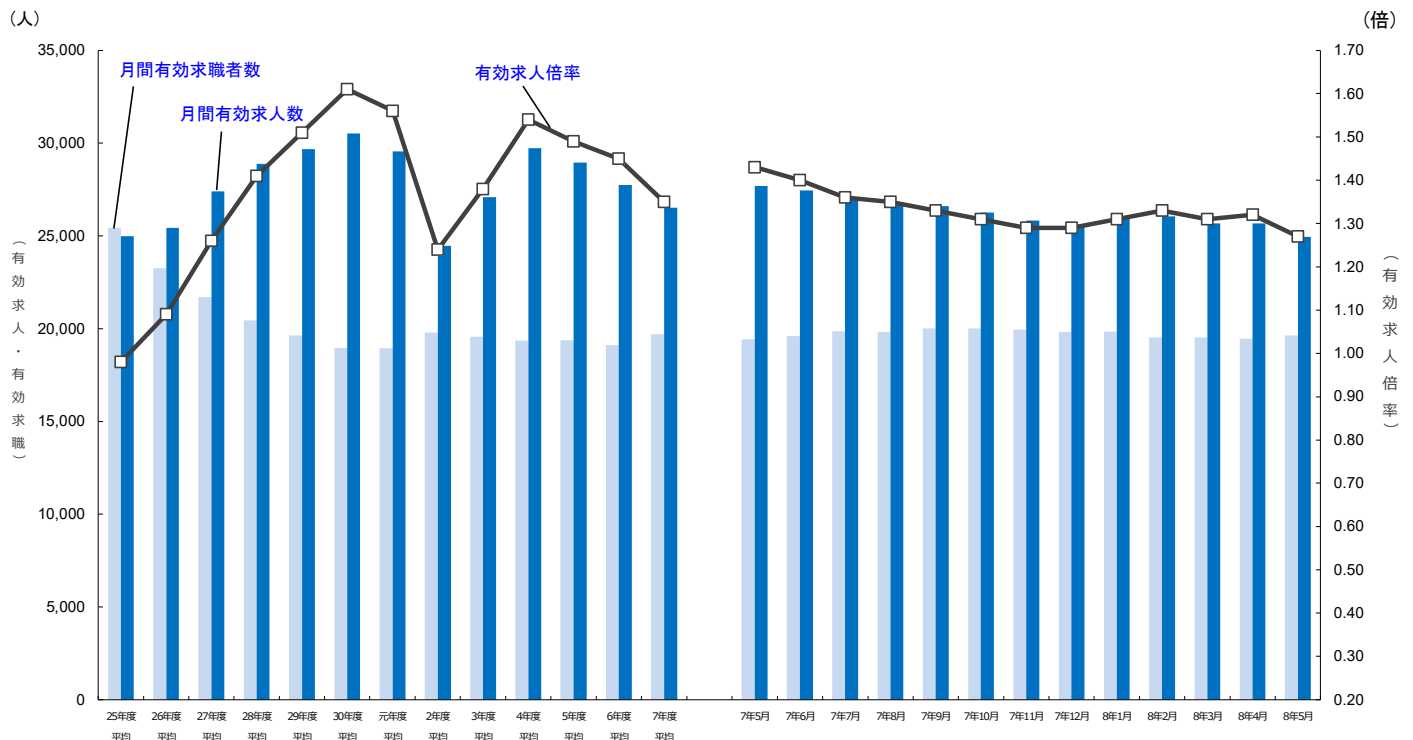
有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は1.27倍で、前月に比べて0.05ポイント低下（2か月ぶりの低下）
有効求職者数（受理地別・季節調整値）は19,642人で、前月比0.9%増加（2か月ぶりの増加）
有効求人数（受理地別・季節調整値）は24,945人で、前月比2.8%減少（3か月連続の減少）

【令和8年5月の基調判断】

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、求人の一部に弱さがみられる。
物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

（7か月連続で判断維持）

求人、求職及び求人倍率の推移



※1 月別の数値は季節調整値である。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

第1表-1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和8年5月

	年月 項目	令和8年5月	令和8年4月	令和7年5月	対前年同月 増減率、差	対 前 月 増減率、差
全 数	1 月間有効求職者数	21,015	20,978	20,957	0.3%	0.2%
	うちパートタイム	9,433	9,340	9,384	0.5%	1.0%
	2 新規求職申込件数	4,326	6,101	4,397	▲ 1.6%	▲ 29.1%
	うちパートタイム	1,924	2,851	1,906	0.9%	▲ 32.5%
	3 月間有効求人数	24,349	25,452	27,169	▲ 10.4%	▲ 4.3%
	うちパートタイム	8,600	9,106	9,751	▲ 11.8%	▲ 5.6%
	4 新規求人数	7,923	9,281	9,290	▲ 14.7%	▲ 14.6%
	うちパートタイム	2,790	3,326	3,460	▲ 19.4%	▲ 16.1%
	5 紹介件数	3,367	3,619	3,631	▲ 7.3%	▲ 7.0%
	6 就職件数	1,366	1,490	1,493	▲ 8.5%	▲ 8.3%
	7 充足数	1,279	1,401	1,401	▲ 8.7%	▲ 8.7%
	8 有効求人倍率	1.16	1.21	1.30	▲ 0.14P	▲ 0.05P
	※季節調整値	※ 1.27	※ 1.32	※ 1.43	—	▲ 0.05P
	9 新規求人倍率	1.83	1.52	2.11	▲ 0.28P	0.31P
	※季節調整値	※ 1.92	※ 2.14	※ 2.24	—	▲ 0.22P
常 用	10 就職率	31.6	24.4	34.0	▲ 2.4P	7.2P
	11 充足率	16.1	15.1	15.1	1.0P	1.0P
	12 月間有効求職者数	20,955	20,916	20,890	0.3%	0.2%
	13 新規求職申込件数	4,314	6,077	4,385	▲ 1.6%	▲ 29.0%
	14 月間有効求人数	23,015	23,938	25,580	▲ 10.0%	▲ 3.9%
	15 新規求人数	7,563	8,661	8,639	▲ 12.5%	▲ 12.7%
	16 紹介件数	3,106	3,341	3,390	▲ 8.4%	▲ 7.0%
	17 就職件数	1,280	1,377	1,393	▲ 8.1%	▲ 7.0%
	18 充足数	1,214	1,312	1,315	▲ 7.7%	▲ 7.5%
	19 就職率	29.7	22.7	31.8	▲ 2.1P	7.0P
	20 充足率	16.1	15.1	15.2	0.9P	1.0P

※1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※4 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

※5 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第1表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除く）

令和8年5月

	項目	年月	令和8年5月	令和8年4月	令和7年5月	対前年同月 増減率、差	対 前 月 増減率、差
パート タイム を 除 く 常 用	21	月間有効求職者数	11,566	11,621	11,550	0.1%	▲ 0.5%
	22	新規求職申込件数	2,399	3,244	2,487	▲ 3.5%	▲ 26.0%
	23	月間有効求人数	15,381	15,968	16,938	▲ 9.2%	▲ 3.7%
	24	新規求人数	5,015	5,824	5,697	▲ 12.0%	▲ 13.9%
	25	紹介件数	1,759	1,956	1,982	▲ 11.3%	▲ 10.1%
	26	就職件数	664	755	743	▲ 10.6%	▲ 12.1%
	27	充足数	620	724	698	▲ 11.2%	▲ 14.4%
	28	就職率	27.7	23.3	29.9	▲ 2.2P	4.4P
	29	充足率	12.4	12.4	12.3	0.1P	0.0P
正社員	30	月間有効求職者数	11,566	11,621	11,550	0.1%	▲ 0.5%
	31	新規求職申込件数	2,399	3,244	2,487	▲ 3.5%	▲ 26.0%
	32	月間有効求人数	13,775	14,325	15,041	▲ 8.4%	▲ 3.8%
	33	新規求人数	4,465	5,205	4,966	▲ 10.1%	▲ 14.2%
	34	有効求人倍率	1.19	1.23	1.30	▲ 0.11P	—
常用 的 パ ー ト タ イ ム	35	月間有効求職者数	9,389	9,295	9,340	0.5%	1.0%
	36	新規求職申込件数	1,915	2,833	1,898	0.9%	▲ 32.4%
	37	月間有効求人数	7,634	7,970	8,642	▲ 11.7%	▲ 4.2%
	38	新規求人数	2,548	2,837	2,942	▲ 13.4%	▲ 10.2%
	39	紹介件数	1,347	1,385	1,408	▲ 4.3%	▲ 2.7%
	40	就職件数	616	622	650	▲ 5.2%	▲ 1.0%
	41	充足数	594	588	617	▲ 3.7%	1.0%
	42	就職率	32.2	22.0	34.2	▲ 2.0P	10.2P
	43	充足率	23.3	20.7	21.0	2.3P	2.6P

※1 正社員有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

※4 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第 1 表- 3 一般職業紹介状況（季節調整値）（新規学卒者を除く）

令和8年5月

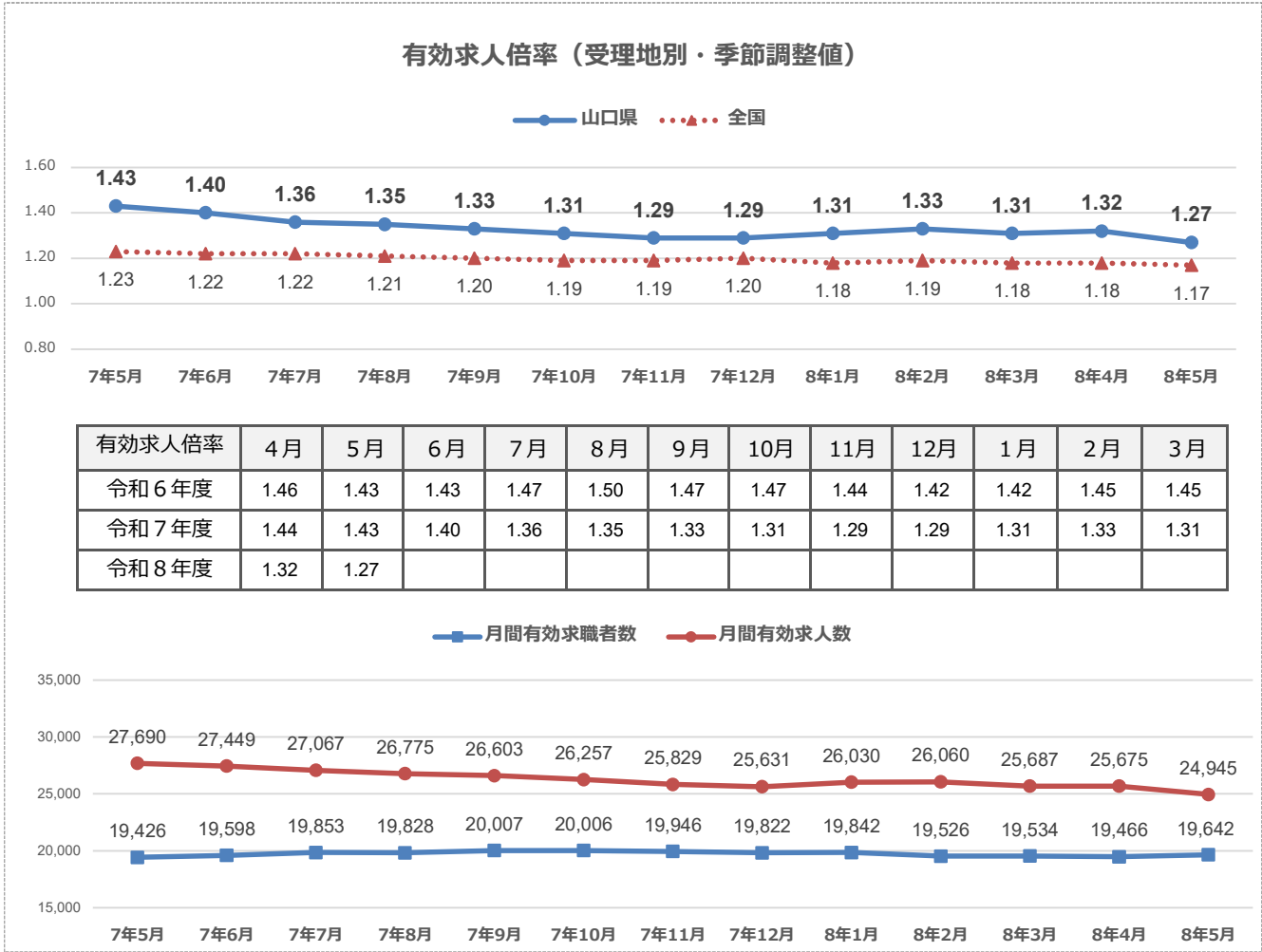
項目		年月	令和8年5月	令和8年4月	令和7年5月	対 前 月	対 前 月
						増 減 差	増 減 率
季節調整値	44	月間有効求職者数 （受 理 地 別）	19,642	19,466	19,426	176	0.9%
	45	月間有効求人数 （受 理 地 別）	24,945	25,675	27,690	▲ 730	▲ 2.8%
	46	新規求職者数 （受 理 地 別）	4,524	4,354	4,332	170	3.9%
	47	新規求人数 （受 理 地 別）	8,668	9,329	9,705	▲ 661	▲ 7.1%
	48	月間有効求人数 （就 業 地 別）	28,606	29,528	32,195	▲ 922	▲ 3.1%

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※ 2 ▲は減少である。

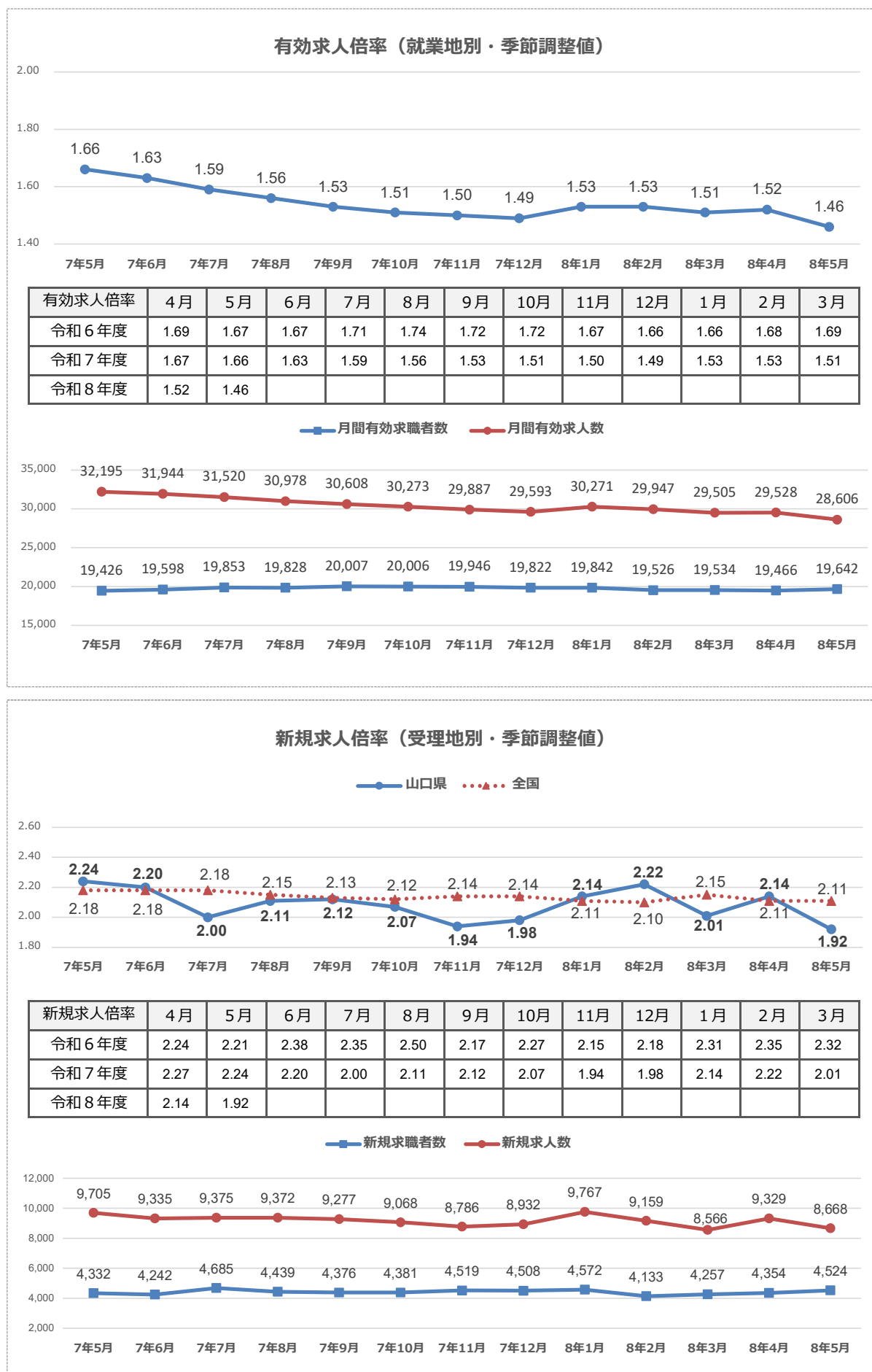
※ 3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第 2 表- 1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第2表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第3表-1 主要産業別、一般新規求人状況（新規学卒者を除く）

令和8年5月

産 業 ・ 規 模		全数	一般	パートタイム
新 規 求 人 数 （ 人 ）	合 計	7,923	5,133	2,790
	D 建設業	990	920	70
	E 製造業	804	612	192
	H 運輸業,郵便業	515	431	84
	I 卸売業,小売業	805	429	376
	M 宿泊業,飲食サービス業	453	116	337
	N 生活関連サービス業,娯楽業	478	317	161
	P 医療,福祉	2,314	1,310	1,004
	R サービス業（他に分類されないもの）	765	536	229
	（事業所規模）			
	4人以下	1,274	864	410
	5～29人	3,792	2,466	1,326
	30～99人	2,011	1,188	823
	100～299人	537	395	142
対 前 年 同 月 比 （ ％ ）	合 計	-14.7	-12.0	-19.4
	D 建設業	-22.9	-22.8	-24.7
	E 製造業	-5.6	-8.1	3.2
	H 運輸業,郵便業	-41.5	-31.6	-66.5
	I 卸売業,小売業	-29.4	-28.5	-30.5
	M 宿泊業,飲食サービス業	0.0	-4.1	1.5
	N 生活関連サービス業,娯楽業	23.2	66.0	-18.3
	P 医療,福祉	-3.8	-7.1	0.9
	R サービス業（他に分類されないもの）	-11.7	0.0	-30.6
	（事業所規模）			
	4人以下	-4.1	-1.6	-8.9
	5～29人	-18.8	-15.6	-24.0
	30～99人	-4.1	-1.1	-8.1
	100～299人	-28.6	-14.1	-51.4
	300～499人	-18.5	-39.1	122.7
	500～999人	-27.5	1.8	-76.5
	1000人以上	-43.6	-56.3	52.4

対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）

（％）

産 業		7年5月	7年6月	7年7月	7年8月	7年9月	7年10月	7年11月	7年12月	8年1月	8年2月	8年3月	8年4月	8年5月
パ ー ト タ イ ム を 含 む	合 計	-1.4	-2.9	-1.6	-5.5	-3.7	-6.6	-10.8	-8.1	-2.3	-4.9	-9.7	-5.2	-14.7
	D 建設業	0.1	10.6	-3.9	-4.8	7.0	-3.4	-7.5	-8.8	-5.4	-1.3	-15.4	7.5	-22.9
	E 製造業	-0.2	-4.8	-5.4	-5.3	-9.8	8.4	0.7	-24.2	19.1	-4.7	-16.7	5.6	-5.6
	H 運輸業,郵便業	31.7	13.1	-2.0	2.3	-3.5	-11.7	-17.8	-11.4	-23.1	-18.2	2.2	-18.2	-41.5
	I 卸売業,小売業	-6.5	-8.7	-6.2	-14.6	-0.4	-7.2	-16.5	-15.2	5.4	-24.4	-13.6	-1.1	-29.4
	M 宿泊業,飲食サービス業	-20.9	-31.0	9.2	5.5	-36.3	-30.4	-5.9	-35.5	-21.6	19.0	-11.9	-30.8	0.0
	N 生活関連サービス業,娯楽業	-3.5	-5.2	9.4	-18.7	13.9	14.1	-22.9	-11.1	28.5	8.5	-27.3	27.2	23.2
	P 医療,福祉	-3.8	-6.9	8.1	-5.3	-7.9	-2.6	-6.3	4.2	-4.3	-1.8	0.5	-9.3	-3.8
	R サービス業（他に分類されないもの）	-0.9	5.1	-10.7	-6.3	9.0	-19.1	-16.9	-23.0	-12.9	-3.5	-19.3	-8.4	-11.7

※1 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

※2 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※3 求人数の多い主要産業を表記しているため、合計と内訳の数値は一致しない。

第3表-2 産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和8年5月

項目	年月	8年5月	8年4月	7年5月	対前年同月 増減差	対前年同月 増減率
A,B 農業,林業,漁業		28	26	33	▲5	▲ 15.2
C 鉱業,採石業,砂利採取業		7	17	10	▲3	▲ 30.0
D 建設業		990	1,257	1,284	▲294	▲ 22.9
E 製造業		804	918	852	▲48	▲ 5.6
09 食料品製造業		182	155	188	▲6	▲ 3.2
11 繊維工業		11	32	18	▲7	▲ 38.9
16 化学工業		78	60	96	▲18	▲ 18.8
24 金属製品製造業		111	114	104	7	6.7
25 はん用機械器具製造業		71	103	100	▲29	▲ 29.0
26 生産用機械器具製造業		13	35	23	▲10	▲ 43.5
29 電気機械器具製造業		75	62	52	23	44.2
31 輸送用機械器具製造業		37	113	45	▲8	▲ 17.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業		4	3	3	1	33.3
G 情報通信業		55	37	44	11	25.0
H 運輸業,郵便業		515	630	881	▲366	▲ 41.5
I 卸売業,小売業		805	1,089	1,141	▲336	▲ 29.4
50～55 卸売業		217	315	247	▲30	▲ 12.1
56～61 小売業		588	774	894	▲306	▲ 34.2
J 金融業,保険業		96	146	152	▲56	▲ 36.8
K 不動産業,物品賃貸業		153	124	176	▲23	▲ 13.1
L 学術研究,専門・技術サービス業		136	169	143	▲7	▲ 4.9
M 宿泊業,飲食サービス業		453	380	453	0	0.0
75 宿泊業		159	170	181	▲22	▲ 12.2
76 飲食店		238	147	208	30	14.4
N 生活関連サービス業,娯楽業		478	556	388	90	23.2
O 教育,学習支援業		127	104	97	30	30.9
P 医療,福祉		2,314	2,620	2,405	▲91	▲ 3.8
83 医療業		972	1,125	1,122	▲150	▲ 13.4
85 社会保険・社会福祉・介護事業		1,338	1,493	1,278	60	4.7
Q 複合サービス事業		47	79	76	▲29	▲ 38.2
R サービス業（他に分類されないもの）		765	919	866	▲101	▲ 11.7
91 職業紹介・労働者派遣業		135	170	141	▲6	▲ 4.3
92 その他の事業サービス業		462	501	533	▲71	▲ 13.3
S,T 公務（他に分類されるものを除く）,その他		146	207	286	▲140	▲ 49.0
合 計		7,923	9,281	9,290	▲1,367	▲ 14.7

※1 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

※2 ▲は減少である。

新規求人数を産業別に前年同月と比較すると以下のとおりである。

【前年同月より100人以上増加した産業】

なし

【前年同月より100人以上減少した産業】

D 建設業（▲294人）、H 運輸業,郵便業（▲366人）、I 卸売業,小売業（▲336人）、R サービス業（他に分類されないもの）（▲101人）

S,T 公務（他に分類されるものを除く）,その他（▲140人）

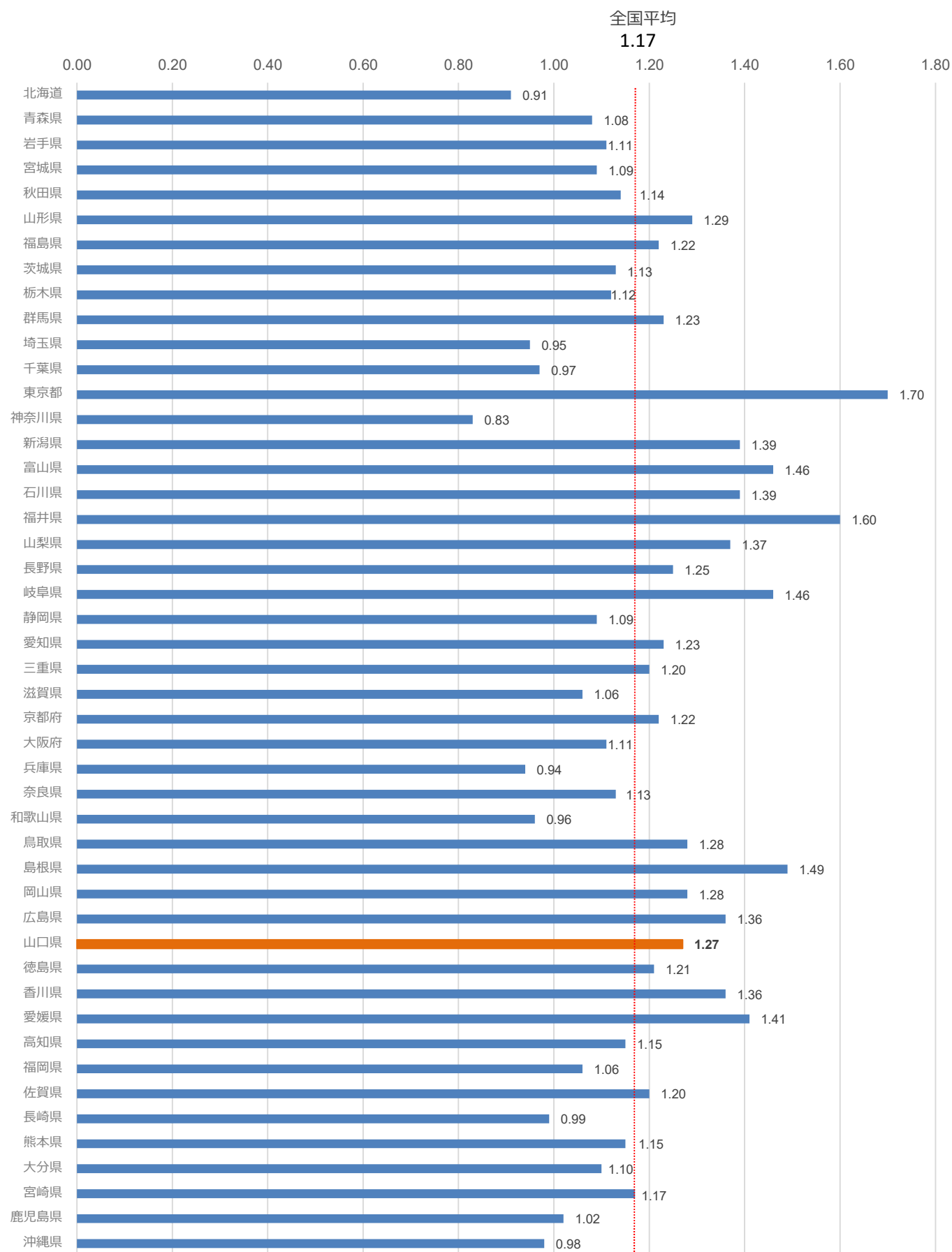
第4表 態様別新規求職者の状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む常用）

令和8年5月

項目 年月	新規求職者		在職者		離職者		定年		事業主都合		自己都合		その他	無業者		家事、育児従事者		その他	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比			前年同月比		前年同月比		前年同月比
令和7年12月	3,329	3.1	1,214	7.6	1,792	1.7	78	▲ 1.3	377	40.1	1,304	▲ 4.8	33	323	▲ 5.0	92	▲ 1.1	231	▲ 6.5
令和8年1月	5,053	5.2	1,683	7.4	2,871	1.4	126	5.9	564	2.9	2,102	▲ 0.0	79	499	22.9	171	7.5	328	32.8
令和8年2月	4,223	1.5	1,533	▲ 0.1	2,243	1.9	84	▲ 2.3	406	14.0	1,693	▲ 0.4	60	447	4.9	145	▲ 2.0	302	8.6
令和8年3月	4,755	4.1	1,655	▲ 0.3	2,569	8.6	92	▲ 8.9	490	8.9	1,929	10.7	58	531	▲ 1.7	127	▲ 19.1	404	5.5
令和8年4月	6,077	▲ 1.7	1,256	0.5	4,237	▲ 4.3	283	▲ 15.0	1,221	▲ 4.9	2,665	▲ 2.5	68	584	15.2	168	▲ 5.1	416	26.1
令和8年5月	4,314	▲ 1.6	1,205	▲ 1.2	2,624	▲ 3.6	92	▲ 25.8	585	▲ 5.8	1,885	▲ 2.2	62	485	9.2	158	6.0	327	10.8

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第5表 都道府県別有効求人倍率（受理地別・季節調整値）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第6表 職業紹介主要指標①

項目 年月	月間有効求職者数						月間有効求人数						有効求人倍率		
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パートタイム
	常用		常用		常用		常用		常用		常用				
令和3年度平均	19,570	19,498	11,564	11,542	8,006	7,957	27,089	25,312	17,082	16,301	10,007	9,011	1.38	1.48	1.25
令和4年度平均	19,345	19,288	11,398	11,380	7,947	7,908	29,729	27,894	18,247	17,487	11,482	10,408	1.54	1.60	1.44
令和5年度平均	19,385	19,325	11,374	11,358	8,011	7,967	28,941	27,273	17,972	17,420	10,969	9,854	1.49	1.58	1.37
令和6年度平均	19,127	19,076	10,926	10,913	8,202	8,163	27,739	26,015	17,541	16,993	10,198	9,023	1.45	1.61	1.24
令和7年度平均	19,699	19,637	11,208	11,192	8,491	8,446	26,528	24,972	16,964	16,523	9,565	8,449	1.35	1.51	1.13
令和7年5月	20,957	20,890	11,573	11,550	9,384	9,340	27,169	25,580	17,418	16,938	9,751	8,642	1.30	1.51	1.04
令和7年6月	20,480	20,415	11,259	11,240	9,221	9,175	26,995	25,480	17,368	16,941	9,627	8,539	1.32	1.54	1.04
令和7年7月	20,017	19,957	11,388	11,374	8,629	8,583	26,834	25,479	17,232	16,859	9,602	8,620	1.34	1.51	1.11
令和7年8月	19,497	19,437	11,288	11,276	8,209	8,161	26,126	24,986	16,903	16,535	9,223	8,451	1.34	1.50	1.12
令和7年9月	19,907	19,846	11,557	11,544	8,350	8,302	26,733	25,466	17,153	16,725	9,580	8,741	1.34	1.48	1.15
令和7年10月	19,984	19,927	11,528	11,518	8,456	8,409	26,930	25,475	17,288	16,834	9,642	8,641	1.35	1.50	1.14
令和7年11月	19,154	19,085	11,049	11,031	8,105	8,054	26,018	24,298	16,692	16,252	9,326	8,046	1.36	1.51	1.15
令和7年12月	18,013	17,950	10,457	10,441	7,556	7,509	25,339	23,569	16,093	15,671	9,246	7,898	1.41	1.54	1.22
令和8年1月	18,634	18,572	10,693	10,675	7,941	7,897	25,858	24,051	16,283	15,852	9,575	8,199	1.39	1.52	1.21
令和8年2月	19,014	18,961	10,799	10,783	8,215	8,178	26,566	24,737	16,707	16,254	9,859	8,483	1.40	1.55	1.20
令和8年3月	19,970	19,913	11,345	11,326	8,625	8,587	26,352	24,725	16,839	16,380	9,513	8,345	1.32	1.48	1.10
令和8年4月	20,978	20,916	11,638	11,621	9,340	9,295	25,452	23,938	16,346	15,968	9,106	7,970	1.21	1.40	0.97
令和8年5月	21,015	20,955	11,582	11,566	9,433	9,389	24,349	23,015	15,749	15,381	8,600	7,634	1.16	1.36	0.91
対前年同月率、差	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	▲ 10.4%	▲ 10.0%	▲ 9.6%	▲ 9.2%	▲ 11.8%	▲ 11.7%	▲ 0.14P	▲ 0.15P	▲ 0.13P
山口	3,310	3,296	1,836	1,835	1,474	1,461	3,576	3,446	2,227	2,200	1,349	1,246	1.08	1.21	0.92
下関	3,536	3,528	2,000	1,999	1,536	1,529	5,072	4,602	3,308	3,193	1,764	1,409	1.43	1.65	1.15
宇部	3,683	3,677	2,107	2,104	1,576	1,573	4,487	4,340	2,956	2,885	1,531	1,455	1.22	1.40	0.97
防府	2,004	2,000	1,093	1,091	911	909	2,014	1,944	1,313	1,282	701	662	1.00	1.20	0.77
萩	1,180	1,178	605	604	575	574	1,377	1,319	820	803	557	516	1.17	1.36	0.97
徳山	1,834	1,829	1,010	1,010	824	819	2,303	2,218	1,655	1,612	648	606	1.26	1.64	0.79
下松	1,797	1,792	1,028	1,027	769	765	2,137	2,058	1,378	1,348	759	710	1.19	1.34	0.99
岩国	2,558	2,546	1,265	1,259	1,293	1,287	2,333	2,149	1,469	1,458	864	691	0.91	1.16	0.67
柳井	1,113	1,109	638	637	475	472	1,050	939	623	600	427	339	0.94	0.98	0.90

※1 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第6表 職業紹介主要指標②

項目 年月	新規求職申込件数						新規求人数						新規求人倍率		
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数	一般	パートタイム
	常用		常用		常用		常用		常用		常用				
令和3年度平均	4,432	4,415	2,697	2,691	1,735	1,724	9,815	9,135	6,090	5,811	3,724	3,324	2.21	2.26	2.15
令和4年度平均	4,420	4,406	2,652	2,648	1,768	1,758	10,491	9,819	6,341	6,078	4,150	3,741	2.37	2.39	2.35
令和5年度平均	4,408	4,395	2,656	2,653	1,752	1,742	10,161	9,561	6,234	6,039	3,927	3,522	2.31	2.35	2.24
令和6年度平均	4,246	4,234	2,494	2,490	1,752	1,743	9,703	9,089	6,087	5,892	3,616	3,196	2.29	2.44	2.06
令和7年度平均	4,376	4,361	2,551	2,546	1,825	1,814	9,266	8,719	5,839	5,689	3,426	3,030	2.12	2.29	1.88
令和7年5月	4,397	4,385	2,491	2,487	1,906	1,898	9,290	8,639	5,830	5,697	3,460	2,942	2.11	2.34	1.82
令和7年6月	4,016	4,000	2,323	2,319	1,693	1,681	9,384	9,015	6,141	6,025	3,243	2,990	2.34	2.64	1.92
令和7年7月	4,412	4,397	2,673	2,669	1,739	1,728	9,627	9,165	5,999	5,851	3,628	3,314	2.18	2.24	2.09
令和7年8月	3,732	3,720	2,327	2,326	1,405	1,394	8,582	8,190	5,479	5,368	3,103	2,822	2.30	2.35	2.21
令和7年9月	4,342	4,327	2,587	2,585	1,755	1,742	9,728	9,236	6,303	6,121	3,425	3,115	2.24	2.44	1.95
令和7年10月	4,428	4,409	2,621	2,615	1,807	1,794	9,886	9,256	6,138	5,953	3,748	3,303	2.23	2.34	2.07
令和7年11月	3,567	3,545	2,137	2,131	1,430	1,414	8,077	7,366	5,120	4,997	2,957	2,369	2.26	2.40	2.07
令和7年12月	3,337	3,329	2,047	2,045	1,290	1,284	8,691	8,123	5,448	5,308	3,243	2,815	2.60	2.66	2.51
令和8年1月	5,071	5,053	2,812	2,803	2,259	2,250	10,162	9,413	6,209	6,021	3,953	3,392	2.00	2.21	1.75
令和8年2月	4,236	4,223	2,462	2,458	1,774	1,765	9,082	8,508	5,735	5,584	3,347	2,924	2.14	2.33	1.89
令和8年3月	4,765	4,755	2,806	2,802	1,959	1,953	8,892	8,500	5,541	5,404	3,351	3,096	1.87	1.97	1.71
令和8年4月	6,101	6,077	3,250	3,244	2,851	2,833	9,281	8,661	5,955	5,824	3,326	2,837	1.52	1.83	1.17
令和8年5月	4,326	4,314	2,402	2,399	1,924	1,915	7,923	7,563	5,133	5,015	2,790	2,548	1.83	2.14	1.45
対前年同月率、差	▲ 1.6%	▲ 1.6%	▲ 3.6%	▲ 3.5%	0.9%	0.9%	▲ 14.7%	▲ 12.5%	▲ 12.0%	▲ 12.0%	▲ 19.4%	▲ 13.4%	▲ 0.28P	▲ 0.20P	▲ 0.37P
山口	692	690	369	369	323	321	1,302	1,257	822	813	480	444	1.88	2.23	1.49
下関	823	822	470	470	353	352	1,582	1,447	1,097	1,038	485	409	1.92	2.33	1.37
宇部	741	741	434	434	307	307	1,458	1,418	936	915	522	503	1.97	2.16	1.70
防府	368	367	201	200	167	167	679	656	454	445	225	211	1.85	2.26	1.35
萩	237	237	126	126	111	111	495	470	283	274	212	196	2.09	2.25	1.91
徳山	375	374	206	206	169	168	680	671	515	512	165	159	1.81	2.50	0.98
下松	367	365	202	201	165	164	684	666	371	367	313	299	1.86	1.84	1.90
岩国	454	450	239	238	215	212	713	684	452	452	261	232	1.57	1.89	1.21
柳井	269	268	155	155	114	113	330	294	203	199	127	95	1.23	1.31	1.11

※1 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第6表 職業紹介主要指標③

項目 年月	紹介件数						就職件数						充足数					
	全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム		全数		一般		パートタイム	
	常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用		常用	
令和3年度平均	4,146	3,857	2,619	2,514	1,527	1,344	1,592	1,473	906	873	686	600	1,518	1,418	872	845	646	573
令和4年度平均	3,902	3,618	2,357	2,259	1,545	1,359	1,594	1,470	874	839	720	631	1,515	1,413	833	805	682	609
令和5年度平均	3,748	3,493	2,243	2,160	1,505	1,332	1,568	1,460	860	833	708	627	1,473	1,388	805	785	667	603
令和6年度平均	3,510	3,245	2,034	1,956	1,476	1,288	1,469	1,355	785	759	684	596	1,367	1,272	735	715	633	557
令和7年度平均	3,638	3,362	2,064	1,990	1,574	1,372	1,420	1,314	744	722	676	592	1,340	1,247	700	684	639	564
令和7年5月	3,631	3,390	2,042	1,982	1,589	1,408	1,493	1,393	760	743	733	650	1,401	1,315	712	698	689	617
令和7年6月	3,566	3,328	2,038	1,973	1,528	1,355	1,482	1,362	770	754	712	608	1,377	1,268	706	694	671	574
令和7年7月	3,534	3,310	2,124	2,048	1,410	1,262	1,412	1,325	727	709	685	616	1,321	1,252	680	667	641	585
令和7年8月	3,017	2,836	1,881	1,824	1,136	1,012	1,154	1,100	665	652	489	448	1,082	1,043	623	618	459	425
令和7年9月	3,745	3,507	2,180	2,113	1,565	1,394	1,439	1,360	780	759	659	601	1,340	1,278	729	713	611	565
令和7年10月	3,881	3,568	2,275	2,168	1,606	1,400	1,496	1,387	783	762	713	625	1,414	1,319	733	717	681	602
令和7年11月	3,193	2,807	1,843	1,764	1,350	1,043	1,288	1,167	685	659	603	508	1,210	1,109	651	631	559	478
令和7年12月	3,060	2,731	1,811	1,740	1,249	991	1,282	1,124	701	683	581	441	1,206	1,054	660	644	546	410
令和8年1月	3,968	3,646	1,985	1,903	1,983	1,743	1,177	1,032	649	618	528	414	1,100	974	603	582	497	392
令和8年2月	3,931	3,696	2,130	2,070	1,801	1,626	1,423	1,322	686	660	737	662	1,382	1,294	666	642	716	652
令和8年3月	4,294	3,963	2,354	2,262	1,940	1,701	1,861	1,750	895	867	966	883	1,805	1,702	862	838	943	864
令和8年4月	3,619	3,341	2,032	1,956	1,587	1,385	1,490	1,377	785	755	705	622	1,401	1,312	746	724	655	588
令和8年5月	3,367	3,106	1,810	1,759	1,557	1,347	1,366	1,280	679	664	687	616	1,279	1,214	629	620	650	594
対前年同月率(%)	▲ 7.3	▲ 8.4	▲ 11.4	▲ 11.3	▲ 2.0	▲ 4.3	▲ 8.5	▲ 8.1	▲ 10.7	▲ 10.6	▲ 6.3	▲ 5.2	▲ 8.7	▲ 7.7	▲ 11.7	▲ 11.2	▲ 5.7	▲ 3.7
山口	463	435	252	247	211	188	178	164	80	78	98	86	191	177	93	91	98	86
下関	634	563	337	325	297	238	229	214	128	125	101	89	242	223	128	126	114	97
宇部	597	561	345	341	252	220	249	238	129	129	120	109	215	209	107	107	108	102
防府	293	273	174	168	119	105	140	130	69	68	71	62	103	101	48	48	55	53
萩	177	164	97	94	80	70	89	84	51	51	38	33	86	83	47	47	39	36
徳山	315	302	143	140	172	162	121	112	57	53	64	59	128	121	68	64	60	57
下松	256	231	127	121	129	110	116	112	48	45	68	67	107	106	49	48	58	58
岩国	436	396	241	231	195	165	165	149	74	72	91	77	137	127	56	56	81	71
柳井	196	181	94	92	102	89	79	77	43	43	36	34	70	67	33	33	37	34

※1 全数＝（一般：パートタイムを除く常用及び臨時＋季節）＋（パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム）である。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

【参考】雇用保険主要指標①

項目 年月	適用事業所関係			被保険者関係				
	適用事業所数	新規適用 事業所数	廃止 事業所数	被保険者数	資格取得者数	資格喪失者数	うち事業主都合離職	離職票 交付枚数
令和5年度平均	24,219	68	93	402,891	5,043	5,128	260	3,694
令和6年度平均	24,027	60	78	400,099	4,717	5,019	280	3,660
令和7年度平均	23,765	59	83	395,724	4,583	4,849	272	3,526
令和7年5月	23,896	88	91	399,094	9,679	4,758	227	3,299
令和7年6月	23,901	76	71	398,706	4,103	4,160	242	2,983
令和7年7月	23,857	53	98	397,828	3,957	4,785	319	3,528
令和7年8月	23,849	46	56	397,039	3,239	4,031	183	3,045
令和7年9月	23,692	60	218	396,246	3,639	4,361	255	3,103
令和7年10月	23,711	75	58	395,624	4,752	5,283	308	3,749
令和7年11月	23,696	37	54	395,401	3,467	3,643	231	2,631
令和7年12月	23,677	39	63	395,058	2,955	3,256	227	2,268
令和8年1月	23,668	55	64	393,449	3,659	5,201	293	3,822
令和8年2月	23,664	43	46	392,942	3,407	3,815	248	2,806
令和8年3月	23,669	53	49	393,001	4,500	4,452	200	3,122
令和8年4月	23,637	97	141	387,940	5,424	10,096	606	7,707
令和8年5月	23,634	63	71	391,654	8,200	4,453	228	3,122
前年同月比	▲ 1.1	▲ 28.4	▲ 22.0	▲ 1.9	▲ 15.3	▲ 6.4	0.4	▲ 5.4
山口	3,424	15	10	80,760	1,583	1,044	24	701
下関	4,487	15	16	73,519	1,799	740	30	554
宇部	4,438	6	13	66,620	1,652	856	47	492
防府	1,879	3	5	30,274	694	385	38	297
萩	1,397	3	4	16,419	255	161	11	113
徳山	2,376	10	11	43,854	924	434	14	323
下松	1,872	6	5	30,923	562	313	27	226
岩国	2,445	4	4	35,152	464	336	10	263
柳井	1,316	1	3	14,133	267	184	27	153

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標②

項目 年月	基本手当（基本分）				高年齢求職者給付金		特例一時金	
	受給資格 決定件数	初回受給者数	受給者実人員	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）
令和５年度平均	1,207	991	4,083	509,309	443	96,360	1	324
令和６年度平均	1,162	963	4,114	520,342	466	102,723	2	403
令和７年度平均	1,212	1,105	4,544	585,675	488	111,254	2	358
令和７年５月	1,744	1,342	3,960	491,388	963	226,203	9	2,441
令和７年６月	1,153	1,168	4,481	542,605	513	115,425	4	809
令和７年７月	1,184	1,678	5,188	695,922	510	112,564	2	350
令和７年８月	1,071	1,080	5,141	630,929	343	74,768	0	0
令和７年９月	1,165	1,074	5,386	732,267	409	93,522	0	0
令和７年１０月	1,304	1,129	5,065	694,615	440	101,850	0	0
令和７年１１月	919	963	4,460	549,776	391	87,487	0	0
令和７年１２月	787	1,005	4,583	606,336	348	74,238	1	233
令和８年１月	1,210	759	4,257	571,476	389	90,032	0	0
令和８年２月	1,107	825	3,993	473,998	428	99,758	0	0
令和８年３月	1,217	1,239	4,413	582,773	358	79,254	0	0
令和８年４月	1,702	1,201	4,227	565,462	722	174,925	2	500
令和８年５月	1,599	1,397	4,438	573,589	851	209,593	6	1,674
前年同月比	▲ 8.3	4.1	12.1	16.7	▲ 11.6	▲ 7.3	▲ 33.3	▲ 31.4
山口	295	262	670	86,553	133	34,073	0	0
下関	268	226	769	95,858	172	41,617	0	0
宇部	304	289	869	116,414	150	36,102	0	0
防府	131	140	437	53,149	73	17,374	0	0
萩	77	74	228	27,873	53	12,649	6	1,674
徳山	139	91	381	48,573	94	22,930	0	0
下松	143	96	344	42,179	59	15,638	0	0
岩国	142	144	528	75,393	77	18,922	0	0
柳井	98	73	208	27,092	39	9,926	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標③

項目 年月	就業手当		再就職手当		就職促進定着手当		常用就職支度手当	
	受給者実人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)	支給人員	支給金額 (千円)
令和5年度平均	6	358	398	155,531	109	17,727	4	600
令和6年度平均	7	362	370	151,966	106	18,003	3	519
令和7年度平均	1	74	371	160,349	107	15,803	4	729
令和7年5月	2	161	463	194,883	116	21,211	4	662
令和7年6月	4	280	505	229,046	104	17,213	3	411
令和7年7月	1	50	466	190,756	112	19,495	4	703
令和7年8月	1	52	339	148,369	77	13,628	6	987
令和7年9月	1	83	357	145,646	77	12,429	1	188
令和7年10月	0	0	463	198,158	126	20,011	3	427
令和7年11月	0	0	313	129,481	109	14,595	3	622
令和7年12月	1	201	362	157,068	127	15,466	6	1,126
令和8年1月	0	0	253	111,736	120	14,999	5	701
令和8年2月	0	0	291	134,025	120	13,390	7	1,319
令和8年3月	0	0	338	152,389	111	13,850	6	964
令和8年4月	0	0	289	127,409	83	9,522	5	922
令和8年5月	1	104	418	182,329	101	12,218	7	1,421
前年同月比	▲ 50.0	▲ 35.5	▲ 9.7	▲ 6.4	▲ 12.9	▲ 42.4	75.0	114.8
山口	1	104	58	27,187	9	1,484	1	226
下関	0	0	68	28,749	32	3,381	2	376
宇部	0	0	68	32,261	12	1,186	0	0
防府	0	0	54	24,374	12	1,815	0	0
萩	0	0	38	14,621	6	501	0	0
徳山	0	0	39	14,982	10	1,516	1	236
下松	0	0	38	16,366	8	743	2	406
岩国	0	0	34	14,494	6	832	1	178
柳井	0	0	21	9,294	6	761	0	0

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標④

項目 年月	高年齢雇用継続給付		育児休業給付		介護休業給付	
	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)	受給者数	支給金額 (千円)
令和5年度平均	2,383	117,675	2,011	477,847	24	5,722
令和6年度平均	2,134	106,318	1,968	491,315	26	5,923
令和7年度平均	1,925	95,366	1,974	509,011	27	6,756
令和7年5月	2,182	107,988	2,362	562,676	22	5,654
令和7年6月	1,889	90,876	1,684	420,723	25	6,285
令和7年7月	2,123	107,599	1,757	453,241	40	9,602
令和7年8月	1,812	87,698	1,664	434,519	27	5,784
令和7年9月	1,953	97,716	1,763	456,851	27	6,892
令和7年10月	1,903	93,602	2,073	551,802	34	10,057
令和7年11月	1,984	99,156	1,780	469,042	26	5,944
令和7年12月	1,724	85,154	2,020	537,365	29	7,117
令和8年1月	1,986	102,055	2,080	545,350	24	6,944
令和8年2月	1,677	81,968	1,977	528,221	24	4,937
令和8年3月	1,983	98,230	2,285	612,933	35	9,866
令和8年4月	1,650	80,043	2,267	571,521	15	2,904
令和8年5月	1,851	84,893	2,184	553,471	32	7,168
前年同月比	▲ 15.2	▲ 21.4	▲ 7.5	▲ 1.6	45.5	26.8
山口	220	11,282	716	194,679	17	3,410
下関	389	14,676	424	99,168	5	1,805
宇部	527	25,030	278	73,724	3	422
防府	80	3,059	141	34,223	0	0
萩	44	1,594	49	10,197	1	220
徳山	282	16,008	233	59,093	1	93
下松	117	4,579	123	29,109	1	642
岩国	128	5,709	159	40,605	3	539
柳井	64	2,956	61	12,674	1	37

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

【参考】雇用保険主要指標⑤

項目 年月	一般教育訓練給付（通学制）		一般教育訓練給付（通信制）		専門実践教育訓練給付（通学制）		専門実践教育訓練給付（通信制）	
	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）	受給者数	支給金額 （千円）
令和５年度平均	39	1,686	20	393	11	2,290	46	3,422
令和６年度平均	39	1,649	19	385	12	2,324	44	3,479
令和７年度平均	37	1,700	20	385	13	2,406	45	3,624
令和７年５月	34	1,648	17	272	12	2,006	86	4,786
令和７年６月	29	1,366	15	250	7	1,518	20	915
令和７年７月	41	2,153	21	449	1	332	16	2,067
令和７年８月	31	1,711	28	354	0	0	18	1,908
令和７年９月	37	1,410	27	537	4	542	27	1,886
令和７年１０月	45	2,543	33	696	58	15,345	139	12,416
令和７年１１月	31	2,053	30	564	18	2,091	43	3,674
令和７年１２月	38	1,685	15	281	1	250	21	2,097
令和８年１月	24	974	14	206	1	347	26	1,836
令和８年２月	25	930	14	295	3	238	16	799
令和８年３月	68	2,006	14	451	19	1,948	45	4,004
令和８年４月	41	1,822	8	420	37	5,020	109	10,316
令和８年５月	22	925	10	389	11	1,199	77	5,090
前年同月比	▲ 35.3	▲ 43.9	▲ 41.2	43.2	▲ 8.3	▲ 40.2	▲ 10.5	6.3
山口	3	102	4	133	2	147	10	528
下関	3	165	1	15	0	0	19	1,273
宇部	5	178	1	100	2	128	17	1,102
防府	2	54	0	0	4	463	4	377
萩	0	0	0	0	1	14	4	277
徳山	0	0	2	28	0	0	4	298
下松	4	185	1	13	1	320	6	341
岩国	2	97	1	100	1	128	12	848
柳井	3	144	0	0	0	0	1	47

※各月分は業務統計値であり変動があり得る。

山口県の地域別最低賃金額の大幅な引上げと中小企業・小規模事業者支援策の拡充、全国一律最低賃金制度への検討を求める会長声明

2025 年（令和 7 年）度の地域別最低賃金改定に当たり、厚生労働大臣は同年 7 月 11 日、中央最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額の目安について諮問を行い、同審議会は 8 月 4 日、A・B ランク 63 円、C ランク 64 円の引上げを目安とする答申を行った。これを受け、B ランクに位置づけられた山口県においては、山口地方最低賃金審議会が同年 8 月 19 日、目安額 63 円に 1 円を加算した時給 1043 円を答申し、山口労働局は同額について同年 10 月 16 日を発効日とする決定をした。

しかし、時給 1043 円という水準は、労働者の生活を支えるには依然として不十分である。月 173 時間働いても月収は約 18 万円、年収は約 216 万円にとどまり、所得税、住民税、社会保険料等が控除されれば、実際の手取り額は更に低下する。フルタイムで働いてもなお、安定した生活を維持することが困難であるという現実、労働者の生活の安定（最低賃金法第 1 条）という最低賃金法の目的の一つが十分に果たされていないことを示している。

また、2025 年（令和 7 年）度の最低賃金額は東京都の 1226 円と比べて山口県は 1043 円と 183 円の格差があり、全国加重平均額 1121 円と比較しても 78 円低い水準にとどまっている。このような地域間における最低賃金額の格差は、働く場所によって生活水準に差を生じさせ、地方から都市部への労働力流出を加速させる要因となっている。

更に、山口県の最低賃金額は 2020 年（令和 2 年）の 829 円から 2025 年の 1043 円へと引き上げられてきたものの（引上げ率 25.8%）、総務省の 2020 年の消費者物価指数 100 とした場合の、2025 年 2 月と 2026 年 2 月との比較においては、食料の指数は 129.0 と 29.0%、食料のうち生鮮食品の指数は 131.8 と 31.8%、それぞれ上昇している。最低賃金額の上昇は物価の上昇に追いついていない。最低賃金法第 9 条第 3 項は、労働者の生計費を考慮するに当たっては、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると定めているにもかかわらず、現行水準の

最低賃金額では、健康で文化的な最低限度の生活を確保することは極めて困難である。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することを、労働者の生活の安定という目的達成の手段と位置づけている（最低賃金法第1条）。この目的規定の定め方に照らせば、最低賃金額は労働者の居住地や就業地の違いによって左右されるものではない。かかる観点からは、地域別最低賃金制度によって生じている大きな賃金格差について、将来的には全国一律最低賃金制度の実現を視野に入れた検討を進めるべきである。

一方で、地域別最低賃金額の大幅な引上げを実効性あるものとするためには、中小企業・小規模事業者への支援策の拡充が不可欠である。賃金の引上げを企業努力のみに委ねることは、中小企業・小規模事業者に過度な負担を強いる結果となりかねない。国及び地方公共団体は、社会保険料負担の軽減、生産性向上への支援、適正な価格転嫁が可能となる取引環境の整備など、賃上げを下支えする実効性ある中小企業・小規模事業者への支援策を一体的に講じる責任がある。

当会は、厚生労働大臣及び山口労働局長に対し、地域別最低賃金額を大幅に引き上げること、並びに中央最低賃金審議会に対し、地域間格差を是正するため全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言を行うことを求めるとともに、国・山口県及び市町村に対し、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援策を実行することを求める。

2026 年（令和 8 年）5 月 8 日

山口県弁護士会

会長 近 本 佐 知 子

2026年5月13日

山口労働局長 鈴木 輝美 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会

議 長 石田 高士

山口県山口市中央 4 丁目3-3山口県労連内

TEL:083-932-0465

山口県労働組合総連合

議 長 石田 高士

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日本の最低賃金は、2025年の改定で加重平均 1,121 円(前年比 6.3%増)となりましたが、長期にわたる物価高騰を後追いするだけであり、特に最低賃金近傍の労働者の生活改善には繋がっていません。山口県の最低賃金 1,043 円を月額に換算すると156,450円(月 150 時間)にしかありません。最低賃金が最高額の東京都 1,226 円と比較すると、地域間格差は183円にもなります。また、発効日が、これまでの 10 月 1 日から遅らされる地域が増え、同じ最賃額でも年収で大きな差が生じる新たな地域間格差が発生しています。これらが要因となり、地方から賃金の高い都市部への人口流出が起こり、地域経済の疲弊に繋がることが懸念されています。

私たちが取り組んでいる「最低生計費試算調査」では、一人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも時給 1,700 円以上(月 150 時間)が必要であり、都市部と地方の差もほとんどないことが明らかになりました。私たちは、労働者の所得の底上げで地域経済をあたため、地域間格差を解消することで人口減少に歯止めをかける確かな道として、全国一律最低賃金制度への改正と、最低賃金「1,700 円以上」の実現を求めています。あわせて、地方の経済を支えている中小企業・小規模事業者への最低賃金引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を求めるとともに、公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

つきましては、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現に関して、以下の事項について要請します。

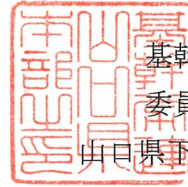
■ 要 請 項 目 ■

- 1、県民の生活を守るため最低賃金を1,700円以上に引き上げ、また発効日を10月1日として発行日を遅らせないよう山口地方最低賃金審議会に働きかけること。
- 2、すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
- 3、最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で公正な取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めること。
- 4、労働局が実施している「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」について、県の活用状況(対象企業数、活用企業件数、金額)と政府の予算に対する執行状況を示すこと。
- 5、地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
- 6、地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ①審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ②専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③傍聴について人数制限を行わないこと。
 - ④異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤審議会・専門部会の全ての議事録を直ぐにホームページに公開すること。

以 上

2026 年 3 月 3 日

山 口 労 働 局 長
鈴木 輝美 殿



基幹労連 山口県本部
委員長 橋本 淳二

山口県下松市東豊井 1289-1

Tel 0833-41-3060



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記の通り申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改正の件名

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材
製造業最低賃金

2 申出の理由等

山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数
が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。

3 申出の時期

2026 年 6 月末日

以 上



2026 年 3 月 3 日

山 口 労 働 局 長
鈴木 輝美 殿



電機連合 山口地域連絡協議会
議 長 籠村 健一
山口県下松市大字東豊井 794



TEL 0833-43-3700

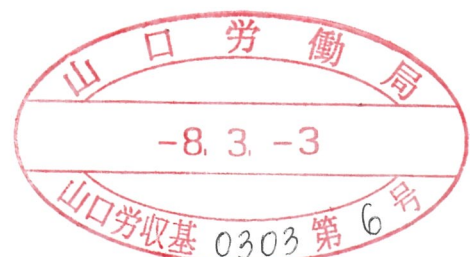
特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記の通り申し出ることを表明します。

記

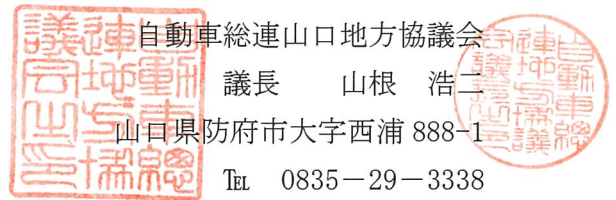
- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数
が、概ね 3 分の 1 以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2026 年 6 月末日

以 上



2026 年 3 月 3 日

山 口 労 働 局 長
鈴 木 輝 美 殿



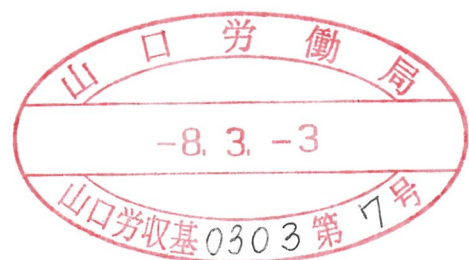
特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記の通り申し出ることを表明します。

記

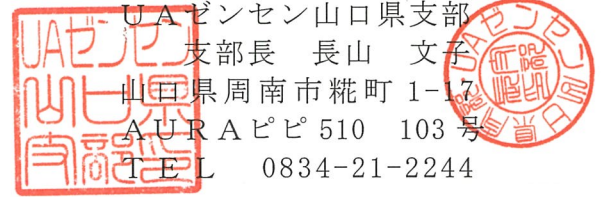
- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2026 年 6 月末日

以 上



2026年3月3日

山口労働局長
鈴木 輝 美 様



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記の通り申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

山口県百貨店、総合スーパーマーケット 最低賃金

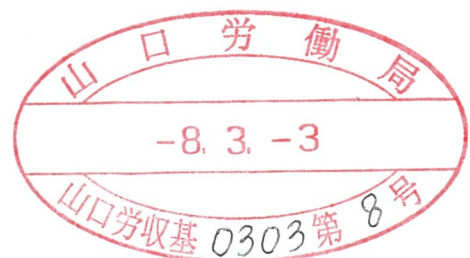
2. 申し出の理由等

山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。

3. 申し出の時期

2026年6月末

以上



2026年3月3日

山口労働局長
鈴木 輝 美 様



特定（産業別）最低賃金の決定に関わる意向表明

特定(産業別)最低賃金の決定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

山口県各種商品小売業、各種食料品小売業 最低賃金

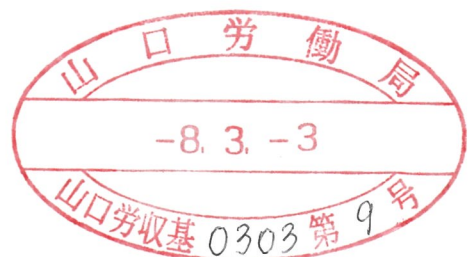
2. 申し出の理由等

山口県内の当該産業における事業の公正競争を確保する観点から、同種の企業間、地域間または組織労働者と未組織労働者の間等に最低賃金の設定を必要とする賃金格差が存在するため、適用労働者数の概ね3分の1以上の合意を以って決定の申出することとしている。

3. 申し出の時期

2026年6月末

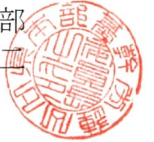
以上



2026年 6 月 29 日

山口労働局長 殿

山口県下松市東豊井 1289-1
基幹労連山口県本部
委員長 橋本 淳二



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者 8,160 名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

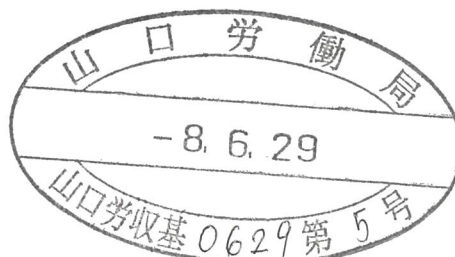
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	4,815 人	= 59.0% > 概ね3分の1以上
-----------------------	---------	--------------------

山口県における、鉄鋼業および非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者数	8,160 人
---	---------

(最も低い) 労働協約の金額 = 205,800 円/月額 (時間額 1,285 円)
現在適用されている法定最低金額 = 1,180 円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）



以 上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数〔名〕
E 22	鉄 鋼 業	72	6,347
E 23	非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	16	1,813
合 計		88	8,160

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数〔名〕
1	日 本 製 鉄 (株) 山 口 製 鉄 所	日 本 製 鉄 山 口 労 働 組 合	1,776
2	(株) 神 戸 製 鋼 所 長 府 製 造 所	神 戸 製 鋼 所 労 働 組 合 長 府 支 部	826
3	東 洋 鋼 鋳 (株) 下 松 事 業 所	東 洋 鋼 鋳 労 働 組 合	1,127
4	丸 一 ス テ ン レ ス 鋼 管 (株)	丸 一 ス テ ン レ ス 鋼 管 労 働 組 合	313
5	共 英 製 鋼 (株) 山 口 事 業 所	共 英 製 鋼 労 働 組 合	282
6	(株) 宇 部 ス チ ー ル	宇 部 ス チ ー ル 労 働 組 合	120
7	吉 川 工 業 (株)	吉 川 工 業 労 働 組 合 光 支 部	84
8	彦 島 製 錬 (株)	彦 島 製 錬 労 働 組 合	287
合 計			4,815

59.0%

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定 労働日数	月間所定 労働時間
日本製鉄(株) 山口製鉄所	日本製鉄山口労働組合	220,000 円	20.40 日 10,784 円/日	161.87 h 1,359 円/h
(株)神戸製鋼所 長府製造所	神戸製鋼所労働組合 長府支部	241,560 円	20.40 日 11,841 円/日	157.50 h 1,534 円/h
東洋鋼鈑(株)下松事業所	東洋鋼鈑労働組合	225,000 円	20.90 日 10,766 円/日	156.77 h 1,435 円/h
丸一ステンレス鋼管(株)	丸一ステンレス鋼管 労働組合	228,500 円	20.40 日 11,201 円/日	158.20 h 1,445 円/h
共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	243,000 円	21.83 日 11,131 円/日	158.29 h 1,535 円/h
(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	213,600 円	20.00 日 10,680 円/日	160.00 h 1,335 円/h
吉川工業(株)光支店	吉川工業労働組合光支部	205,800 円	22.08 日 9,320 円/日	160.08 h 1,285 円/h
彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	233,000 円	20.00 日 11,650 円/日	160.00 h 1,457 円/h

※賃金の最低額が月額のみで表示されている場合は、
月あたりの所定労働時間および所定労働日数で算出

令和 8 年 6 月 3 0 日

山 口 労 働 局 殿

山口県防府市西浦 888-1
自動車総連山口地方協議会
議長 山根 浩二

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、山口県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下
記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働 13,518 名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県輸送用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づいて
最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね 3 分の 1 以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	7,872 人	=58.2% > 概ね 3 分の 1 以上
山口県における、輸送用機械器具製造業	13,518 人	
(最も低い) 労働協約の金額 = 200,000 / 月額 (時間額 1230 円)		
現在適用されている法定最低金額 = 1230 円 / 時間		

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における輸送用機械器具製造業の事業所
数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間
数および所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以 上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数（名）
E 3 1	輸送用機械器具製造業	2 0 0	1 3, 5 1 8

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

NO.	事業所名	組合名	適用労働者数（名）
1	三菱重工業（株）下関造船所	三菱重工労働組合 下関造船支部	6 8 8
2	MHI 下関エンジニアリング（株）	MHI 下関エンジニアリング労働組合	1 0 9
3	（株）日立製作所笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	1, 0 1 7
4	マツダ（株）	マツダ労働組合 山口県本部	4, 3 2 9
5	デルタ工業（株）	デルタ工業労働組合	4 5 5
6	ダイキョーニシカワ（株）	ダイキョーニシカワ労働組合	5 6 3
7	南条装備工業（株）	南条装備工業労働組合	2 3 3
8	（株）石崎本店	石崎ホールディング労働組合	2 4 1
9	（株）キーレックス	キーレックス労働組合	2 3 7
		合 計	7, 8 7 2

（ 5 8. 2 3 % ）

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
三菱重工業（株）下関造船所	三菱重工労働組合 下関造船支部	226,100 円	19.8 日 11,408 円	158.60 h 1,426 円
MHI下関エンジニアリング（株）	MHI下関エンジニアリング 労働組合	216,000 円	19.82 日 10,896 円	158.60 h 1,362 円
（株）日立製作所 笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	223,000 円	19.90 日 11,206 円	154.3 h 1,446 円
マツダ（株）	マツダ労働組合	200,000 円	20.30 日 9,840 円	162.67 h 1,230 円
デルタ工業（株）	デルタ工業労働組合	209,379 円	20.33 日 10,297 円	162.66 h 1,287 円
ダイキョーニシカワ（株）	ダイキョーニシカワ労働組合	201,400 円	20.33 日 9,905 円	162.66 h 1,239 円
南条装備工業（株）	南条装備工業労働組合	209,600 円	20.33 日 10,310 円	162.66 h 1,289 円
（株）石崎ホールディングス	石崎ホールディング労働組合	209,000 円	20.30 日 10,296 円	162.66 h 1,285 円
（株）キーレックス	キーレックス労働組合	200,000 円	20.30 日 9,837 円	162.66 h 1,230 円
		円	日 円	h 円
		円	日 円	h 円
		円	日 円	h 円

2026年 6月30日

山口労働局長
鈴木 輝 美 様

U Aゼンセン山口県支部
支部長 長 山 文 子
山口県周南市糺町1-17
AURAビル5-10 103号
TEL 0834-21-2244

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県百貨店、総合スーパーマーケット
最低賃金の改正決定について、下記のとおり申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される
労働者数 2,651人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山口県 百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の特定最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第
15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

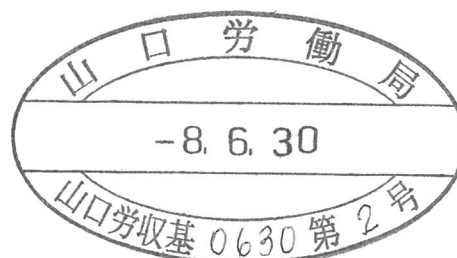
4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達して
いること。

5. 添付書類

- ①賃金の最低額に関する労使協定等(労働協約以外で書面によるもの)の写し
- ②機関決定の写し
- ③申出代表者に対する委任状

以上



1. 山口県における百貨店、総合スーパーマーケットの事業所数と労働者の概数
(令和8年3月31日現在)

産業分類	事業所数	労働者数
I 百貨店・総合スーパーマーケット	22	2,651人

※概ね1/3の適用者数=884人

上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

企業名	組合名	協定適用労働者数
イオンリテール(株)	イオンリテールワーカーズユニオン	309人
(株)イズミ	全イズミ労働組合	870人
(株)サンリブ	サンリブユニオン	42人
(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	88人
(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	129人
合計(現行特定最賃948円を上回る適用労働者数)		1,438人

54.2%

2. 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の時給

企業名	組合名	時給
イオンリテール(株)	イオンリテールワーカーズユニオン	1,105円
(株)イズミ	全イズミ労働組合	1,130円
(株)サンリブ	サンリブユニオン	1,124円
(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	1,222円
(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	1,250円

※ (株)サンリブ 月間金額 199,050円 月間所定労働時間 168H

以上

2026年 6月29日

山口労働局長

鈴木 輝 美 様

U Aゼンセン山口県支部
支部長 長 山 文 子
山口県周南市鞆町1-17
AURAビル510 103号
TEL 0834-21-2244

申 出 書

賃金法第15条第1項の規定により、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、各種食料品小売業最低賃金の新設決定について、下記のとおり申出る。

記

①申出を行う者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、各種食料品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、各種食料品小売業に分類されるものに限る）を営む使用者に使用される基幹的労働者。

②当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲

・適用を受けるべき使用者

山口県において、百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、各種食料品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、各種食料品小売業に分類されるものに限る）を営む使用者

・適用を受けるべき基幹的労働者

上記の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

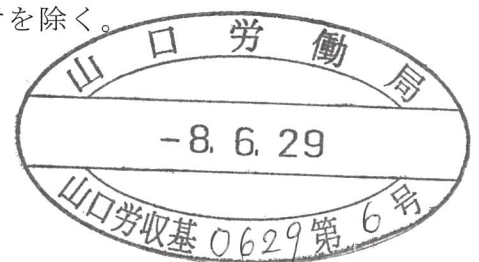
- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

③申し出の内容

上記②の特定最低賃金の新設決定を求める。なお、新設の決定は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

④申出の理由

山口県内の当該産業における事業の公正競争を確保する観点から、同種の企業間、地域間または組織労働者と未組織労働者の間等に最低賃金の設定を必要とする賃金格差が存在するため、適用労働者数の概ね3分の1以上の合意を以って決定の申し出することとしている。



⑤添付書類

- (1) 賃金の最低額に関する労使協定等(労働協約以外で書面によるもの)の写し
- (2) 機関決定の写し
- (3) 申出代表者に対する委任状
- (4) 賃金格差の存在の疎明のための資料

以上

1. 山口県における各種商品小売業、各種食料品小売業の事業所数と労働者の概数
(令和8年3月31日現在)

産業分類	事業所数	労働者数
I 56.58 百貨店・総合スーパーマーケット、 ドラッグストア、ホームセンター、 各種食料品小売業	563	15,966 人

※概ね 1/3 の適用者数=5,322 人

2. 上記のうち最低賃金の金額改正の必要性に合意する者の内訳

合意のケース	組合数	合意する者
労 働 協 約	6 組 合	5, 0 1 2 人
機 関 決 定	1 2 組 合	2, 3 6 5 人
合 計	1 8 組 合	7, 3 7 7 人

◆ 労働協約（企業内最賃協定）によって合意する者の内訳

企 業 名	組 合 名	協定適用労働者数
イオンリテール(株)	イオンリテールワーカーズユニオン	3 0 9 人
(株)イズミ	全イズミ労働組合	8 7 0 人
(株)サンリブ	サンリブユニオン	4 2 人
(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	8 8 人
(株)フジ	F U J I ユニオン	3, 5 7 4 人
(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	1 2 9 人
合 計		5, 0 1 2 人

◆ 労働協約（企業内最賃協定）によって適用を受ける者の時給

企 業 名	組 合 名	時 給
イオンリテール(株)	イオンリテールワーカーズユニオン	1, 1 0 5 円
(株)イズミ	全イズミ労働組合	1, 1 3 0 円
(株)サンリブ	サンリブユニオン	1, 1 2 4 円
(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	1, 2 2 2 円
(株)フジ	F U J I ユニオン	1, 1 3 3 円
(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	1, 2 5 0 円

※ (株)サンリブ 月間金額 199,050 円 月間所定労働時間 168H

◆ 機関決定によって合意する者の内訳

機関決定を行った団体名	その構成員数
S S U A キャンドゥユニオン	4 4 人
コーナン商事ユニオン	7 6 人
ココカラファインユニオン	4 4 7 人
ジュンテンドー労働組合	2 4 9 人
大黒天物産ユニオン	2 5 1 人
ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本ユニオン	4 7 1 人
トーヨーユニオン	1 6 人
ナフコチェーン労働組合	5 8 人
ハローデイユニオン	9 6 人
フレスタユニオン	9 3 人
丸久労働組合	4 1 4 人
ゆめ마트北九州労働組合	1 5 0 人
合 計	2, 3 6 5 人

以上

特定最低賃金申出書形式審査一覧表

令和8年度 申出時									
①受付日	② 申出代表者	④ 申出産業の労働者数	⑤ 申出産業の基幹的 労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する 基幹的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)	⑧ 添付書類等	⑨ 申出のケー ス別	改正・新設の 別	⑪ その他
	③ 申出産業								
R8.6.29	基幹労連山口県本部 委員長 橋本 淳二	8,342	8,160	4,815	59.0	適	労働協約	改正	
	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業								
	E231、E232、E233、E235(E2355を除く)、E22(E2211を除く)								
R8.6.30	自動車総連山口地方協議会 議長 山根 浩二	15,240	13,518	7,872	58.2	適	労働協約	改正	
	輸送用機械器具製造業								
	E31(E314、E315、E319(E3191を除く)を除く)								
R8.6.30	UAゼンセン山口県支部 支部長 長山 文子	2,998	2,651	1,438	54.2	適	労働協約	改正	
	百貨店、総合スーパーマーケット								
	I561、I562								
R8.6.29	UAゼンセン山口県支部 支部長 長山 文子	18,043	15,966	7,377	46.2	適	公正競争	新設	
	百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、各種食料品小売業								
	I561、I562、I564、I565、I581								

注1 ④欄は、令和3年経済センサスの数字に令和7年12月1日までの変動を加味して算定した。

注2 ⑤欄は、当該産業の労働者数に、令和7年最低賃金に関する基礎調査結果で得られた当該産業別最低賃金適用除外数を加味して算定した。

山口地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

第7条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第9条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を附して、その都度山口労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月7日から施行する。

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、山口労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山口労働局長に通知するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第4条の2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

- 第5条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録)

- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、山口地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営規程に関し必要な事項は、協議のうえ部会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月7日から施行する。